

第二十一條 翻譯者ハ著作物ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス但シ原著者ノ權利ハ之カ爲ニ妨ケラルコトナシ

第二十二條 原著物ト異リタル技術ニ依リ適法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ著作物ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス

第二十二條ノ二 文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ヲ活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ複製(脚色シテ映畫ト爲ス場合ヲ含ム)シ及興行スルノ權利ヲ包含ス

第二十二條ノ三 活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ著作權ハ文藝學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作物トシテ本法ノ保護ヲ享有ス其ノ保護ノ期間ニ付テハ獨創性ヲ有スルモノニ在リテハ第三條乃至第六條及第九條ノ規定ヲ適用シ之ヲ缺クモノニ在リテハ第二十三條ノ規定ヲ適用ス

第二十二條ノ四 他人ノ著作物ヲ活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ複製(脚色シテ映畫ト爲ス場合ヲ含ム)シタル者ハ著作物ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス但シ原著者ノ權利ハ之カ爲ニ妨ケラルコトナシ(昭和六年法律第六四號ヲ以テ追加)

第二十二條ノ五

文藝學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ハ其著作物ノ無線電話ニ依ル放送ヲ許諾スルノ權利ヲ包含ス無線電信法及之ニ基キ發スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル放送無線電話施設者ハ既ニ發行又ハ興行シタル他人ノ著作物ヲ放送セントスルトキハ著作權者ト協議ヲ爲スコトヲ要ス協議調ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ定ムル相當ノ償金ヲ支拂ヒ其ノ著作物ヲ放送スルコトヲ得

前項償金ノ額ニ付異議アル者ハ民事裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條

寫眞著作權ハ十年間繼續ス
前項ノ期間ハ其ノ著作物ヲ始メテ發行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス若シ發行セサルトキハ種板ヲ製作シタル年ノ翌年ヨリ起算ス寫眞術ニ依リ適法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ原著物ノ著作權ト同一ノ期間内本法ノ保護ヲ享有ス但シ當事者間ニ契約アルトキハ其ノ契約ノ制限ニ從フ

第二十四條

文藝學術ノ著作物中ニ挿入シタル寫眞ニシテ特ニ其ノ著作物ノ爲ニ著作シ又ハ著作セシメタルモノナルトキハ其ノ著作權ハ文藝學術ノ著作物ノ著作權ニ屬シ其ノ著作權ト同一ノ期間内繼續ス

第二十五條

他人ノ囑托ニ依リ著作シタル寫眞肖像ノ著作權ハ其ノ囑托者ニ屬ス

第二十六條

寫眞ニ關スル規定ハ寫眞術ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ニ準用ス

第二十七條

著作權者ノ不明ナル著作物ニシテ未タ發行又ハ興行セサルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得

第二十八條

外國人ノ著作權ニ付テハ條約ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外本法ノ規定ヲ適用ス但シ著作保護ニ關シ條約ニ規定ナキ場合ニハ帝國ニ於テ始メテ其ノ著作物ヲ發行シタル者ニ限り本法ノ保護ヲ享有ス

第二章 偽作

第二十九條

著作權ヲ侵害シタル者ハ偽作者トシテ本法ニ規定シタルモノノ外民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第三十條

既ニ發行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス

第一 發行スルノ意思ナク且器械的又ハ化學的方法ニ依ラシテ複製スルコト

第三十一條

帝國ニ於テ發賣頒布スルノ目的ヲ以テ偽作物ヲ輸入スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十二條

練習用ノ爲ニ著作シタル問題ノ解答書ヲ發行スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十二條ノ二

削除(明治四三年法律第六三號ヲ以テ追加、昭和六年同第六四號ヲ以テ削除)

第三十二條ノ三

音ヲ器械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ

第三十二條ノ三

音ヲ器械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ

第三十二條ノ三

音ヲ器械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ

第三十二條ノ三

音ヲ器械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ

第一 自己ノ著作物中ニ正當ノ範圍内ニ節録引用スルコト

第三 普通教育上ノ修身書及讀本ノ目的ニ供スル爲ニ正當ノ範圍内ニ於テ抜萃蒐輯スルコト

第四 文藝學術ノ著作物ノ文句ヲ自己ノ著作シタル脚本ニ挿入シ又ハ樂譜ニ充用スルコト

第五 文藝學術ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ美術上ノ著作物ヲ挿入シ又ハ美術上ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ文藝學術ノ著作物ヲ挿入スルコト

第六 圖畫ヲ彫刻物模型ニ作り又ハ彫刻物模型ヲ圖畫ニ作ルコト

本條ノ場合ニ於テハ其ノ出所ヲ明示スルコトヲ要ス

第三十一條 帝國ニ於テ發賣頒布スルノ目的ヲ以テ偽作物ヲ

輸入スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十二條 練習用ノ爲ニ著作シタル問題ノ解答書ヲ發行ス

ル者ハ偽作者ト看做ス

第三十二條ノ二 削除(明治四三年法律第六三號ヲ以テ追加、

昭和六年同第六四號ヲ以テ削除)

第三十二條ノ三 音ヲ器械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ

物ヲ複製シ又ハ興行スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十二條ノ三 音ヲ器械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ

物ヲ複製シ又ハ興行スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十二條ノ三 音ヲ器械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ

物ヲ複製シ又ハ興行スル者ハ偽作者ト看做ス

他人ノ著作物ヲ寫調スル者ハ僞作者ト看做ス

第三十三條 善意ニシテ且過失ナク僞作ヲ爲シテ利益ヲ受ケ之ガ爲ニ他人ニ損失ヲ及ホシタル者ハ其ノ利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ

第三十四條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權者ハ僞作ニ對シ他ノ著作權者ノ同意ナクシテ告訴ヲ爲シ及自己ノ持分ニ對スル損害ノ賠償ヲ請求シ又ハ自己ノ持分ニ應ジテ前條ノ利益ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第三十五條 僞作ニ對シ民事ノ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ既ニ發行シタル著作物ニ於テ其ノ著作權者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ著作權者ト推定ス

無名又ハ變名著作物ニ於テハ其ノ著作權者ニ發行權者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ其ノ發行權者ト推定ス

未タ發行セサル脚本、樂譜及活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ興行ニ關シテハ其ノ興行ニ著作權者トシテ氏名ヲ顯ハシタル者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス
(昭和六年法律第六四號ヲ以テ本項中一部改正)

著作權者ノ氏名ヲ顯ハササルトキハ其ノ興行者ヲ以テ著作權者ト推定ス

〔參照〕 第三十五條第三項 未タ發行セサル脚本及樂譜

ニ關シテハ其ノ興行ニ著作權者トシテ氏名ヲ顯ハシタル者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

第三十六條 僞作ニ關シ民事ノ出訴又ハ刑事ノ起訴アリタルトキハ裁判所ハ原告又ハ告訴人ノ申請ニ依リ保證ヲ立テシメ又ハ立テシメスシテ假ニ僞作ノ疑アル著作物ノ發賣頒布ヲ差止め若ハ之ヲ差押ヘ又ハ其ノ興行ヲ差止めルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ僞作ニ非サル旨ノ判決確定シタルトキハ申請者ハ差止め又ハ差押ヨリ生シタル損害ヲ賠償スルノ責任ヲ負ス

第三十六條ノ二 第十八條ノ規定ニ違反シタル行爲ヲ爲シタル者ニ對シテハ著作權者ハ著作權者タルコトヲ確保シ又ハ訂正其ノ他其ノ聲望名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ請求シ及民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第十八條ノ規定ニ違反シタル行爲ヲ爲シタル者ニ對シテハ著作權者ノ死後ニ於テハ著作權者ノ親族ニ於テ其ノ著作權者タルコトヲ確保シ又ハ訂正其ノ他其ノ聲望名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ民事ノ訴訟ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第三章 罰 則

第三十七條 僞作ヲ爲シタル者及情ヲ知テ僞作物ヲ發賣シ又ハ頒布シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第二十條、第二十一條ノ二、及第三十條第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セスシテ複製シタル者並第十三條第四項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
(明治四三年法律第六三號及昭和六年同第六四號ヲ以テ一部改正)

第四十條 著作權ニ非サル者ノ氏名稱號ヲ附シテ著作物ヲ發行シタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 削除(明治四三年法律第六三號ヲ以テ全部改正、昭和六年同第六四號ヲ以テ削除)

〔參照〕 第四十一條 著作權ノ消滅シタル著作物ト雖之ヲ改竄シテ著作權者ノ意ヲ害シ又ハ其ノ題號ヲ改メ若ハ著作權者ノ氏名稱號ヲ隱匿シ又ハ他人ノ著作物ト詐稱シテ發行シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 虛偽ノ登錄ヲ受ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

ス(明治四三年法律第六三號ヲ以テ一部改正)

第四十三條 僞作物及專ラ僞作ノ用ニ供シタル器械器具ハ僞作者印刷者、發賣者及頒布者ノ所有ニ在ル場合ニ限り之ヲ沒收ス

第四十四條 本章ニ規定シタル罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス但シ第三十八條ノ場合ニ於テ著作權者ノ死亡シタルトキ並第四十條乃至第四十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條 本章ノ罪ニ對スル公訴ノ時効ハ二年ヲ經過スルニ因リテ完成ス

第四章 附 則

第四十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十二年勅令第三百十三號ヲ以テ同年七月十五日ヨリ施行)

明治二十六年法律第十六號版權法明治二十年勅令第七十八號脚本樂譜條例明治二十年勅令第七十九號寫眞權條例ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

第四十七條 本法施行前ニ著作權ノ消滅セサル著作物ハ本法施行ノ日ヨリ本法ノ保護ヲ享有ス

第四十八條 本法施行前僞作ト認メラレサリシ複製物ニシテ既ニ複製シタルモノ又ハ複製ニ著手シタルモノハ之ヲ完成

シテ發賣頒布スルコトヲ得
 前項ノ複製ノ用ニ供シタル器械器具ノ現存スルトキハ本法施行後五年間仍其ノ複製ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得
第四十九條 本法施行前翻譯シ又ハ翻譯ニ著手シ其ノ當時ニ於テ偽作ト認メラレサリシモノハ之ヲ完成シテ發賣頒布スルコトヲ得但シ其ノ翻譯物ハ本法施行後七年内ニ發行スルコトヲ要ス
 前項ノ翻譯物ハ發行後五年間仍之ヲ複製スルコトヲ得
第五十條 本法施行前既ニ興行シ若ハ興行ニ著手シ其ノ當時ニ於テ偽作ト認メラレサリシモノハ本法施行後五年間仍之ヲ興行スルコトヲ得
第五十一條 第四十八條乃至第五十條ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル手續ヲ履行スルニ非サレハ其ノ複製物ヲ發賣頒布シ又ハ興行スルコトヲ得ス

著作権法施行細則

(昭和六年七月二十八日内務省令第十八號)

第一章 著作権ニ關スル登録

第一條 著作権ニ關スル登録ヲ受ケントスル者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録ノ目的ヲ明示シ且各列記事項ヲ記載シタル申請書

- 一 内務大臣ニ差出スベシ
 - 一 著作権ノ相續登録ヲ申請スル場合
 - 著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數著作權ノ相續アリタル年月日
 - 被相續人ノ氏名及外國人ナルトキハ其ノ國籍
 - 相續人ノ氏名及住所竝ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
 - 登録税ノ金額
 - 二 著作権ノ讓渡又ハ著作權ヲ目的トスル質權ノ設定登録ヲ申請スル場合
 - 著作權ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數
 - 著作權ノ讓渡又ハ著作權ヲ目的トスル質權ノ設定アリタル年月日
 - 讓渡人又ハ質權設定者ノ氏名及住所竝ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍讓受人又ハ質權者ノ氏名及住所竝ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
 - 著作權ヲ目的トスル質權ノ設定者ノ設定登録ヲ申請スル場合ニ在リテハ債權金額(若シ一定ノ債權金額ナキトキハ著作權ノ價格)
 - 登録税ノ金額
 - 三 著作權ヲ目的トスル質權ノ相續登録ヲ申請スル場合

- 著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數
- 著作權ヲ目的トスル質權設定登録ノ年月日及登録番號
- 著作權ヲ目的トスル質權ノ相續アリタル年月日
- 質權被相續人ノ氏名及外國人ナルトキハ其ノ國籍
- 質權相續人ノ氏名及住所竝ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
- 登録税ノ金額
- 四 著作權ヲ目的トスル質權ノ讓渡登録ヲ申請スル場合
 - 著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數
 - 著作權ヲ目的トスル質權設定登録ノ年月日及登録番號
 - 著作權ヲ目的トスル質權ノ讓渡アリタル年月日
 - 質權讓渡人ノ氏名及住所竝ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
 - 質權讓受人ノ氏名及住所竝ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
 - 登録税ノ金額
 - 五 著作權ノ信託登録ヲ申請スル場合
 - 著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數

- 六 實名登録ヲ申請スル場合
 - 著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數
 - 無名又ハ變名著作物ヲ初テ發行又ハ興行シタル年月日
 - 著作權者ノ氏名(若シ著作權者ナキトキハ其ノ旨)
 - 著作權ノ實名及住所竝ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
 - 發行者又ハ興行者ノ氏名及住所竝ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
 - 登録税ノ金額
- 七 登録ノ變更、更正若ハ抹消又ハ抹消シタル登録ノ回復ヲ申請スル場合
 - 著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數
 - 變更、更正、抹消又ハ回復ヲ爲スコトヲ要スルニ至リタル事由

變更、更正、抹消又ハ回復ヲ受クベキ登録ノ年月日及登録番號

變更、更正、抹消又ハ回復ヲ爲スベキ事項
登録税ノ金額

第二條

登録申請書ハ一件毎ニ一通ヲ作り申請ノ年月日ヲ記載シ且申請人之ニ記名捺印スベシ

著作權若ハ之ヲ目的トスル質權ノ讓渡登録ヲ申請スル場合ニ於テハ讓受人及讓渡人、著作權ヲ目的トスル質權ノ設定登録ヲ申請スル場合ニ於テハ質權者及質權設定者、著作權ノ信託登録ヲ申請スル場合ニ於テハ受託者及委託者雙方其ノ登録申請書ニ記名捺印スルコトヲ要ス但シ登録申請書ニ附シタルトキハ讓受人、質權者又ハ受託者ノミノ記名捺印ニテ足ル

第三條

著作權ノ一部移轉又ハ制限附移轉ノ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ移轉スベキ權利ノ部分又ハ制限ヲ登録申請書ニ記載スベシ著作權又ハ之ヲ目的トスル質權ノ承繼人が多數ナル場合ニ於テ登録原因ニ持分ノ定アルトキ其ノ持分ニ付亦同シ

第四條

著作權ノ相續、讓渡、信託若ハ著作權ヲ目的トスル

質權設定ノ登録又ハ實名登録ヲ申請スル場合ニ於テハ登録申請書ニ著作物ノ明細書ヲ添付スベシ

第五條

著作物ノ明細書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 著作物ノ題號
- 二 著作物ノ氏名及外國人ナルトキハ其ノ國籍
- 三 既ニ發行又ハ興行シタル著作物ナルトキハ初メテ發行又ハ興行シタル際顯ハシタル著作物ノ實名又ハ變名
(若シ無名著作物ナルトキハ其ノ旨)
- 四 著作ノ年月日及外國人ノ著作シタル著作物ニ關スル登録ノ場合ニ在リテハ其ノ著作物ヲ初テ發行シタル國名
- 五 著作物ヲ初テ發行又ハ興行シタル年月日(若シ未ダ發行又ハ興行ヲ爲サザルモノナルトキハ其ノ旨)
- 六 著作物ノ種別及内容又ハ體様若シ著作物ノ體様ヲ明瞭ナラシムル爲必要ナルトキハ其ノ圖面、寫眞等ヲ添付スベシ
- 七 著作物ニ付既ニ登録ヲ受ケタルコトアルトキハ前登録ノ年月日及登録番號

第六條

左ノ場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證スルニ足ルベキ戶籍又ハ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ登録申請書ニ添付スベシ

一 登録原因ガ相續其ノ他ノ一般承繼ナル場合

二 申請人タルベキ者ノ相續人其ノ他ノ一般承繼人ニ於テ登録ヲ申請スル場合

三 登録名義人ノ表示ノ變更又ハ更正ノ登録ヲ申請スル場合

第七條 登録税法施行規則第四條第一項ノ場合ニ於テ既ニ登記所又ハ登録官廳ニ於テ登記又ハ登録ヲ受ケタルコトアルトキハ登録申請書ニ其ノ登記所又ハ登録官廳ノ交付シタル登録税ノ受領證ヲ添付スベシ

第八條 登録ノ變更、更正若ハ抹消又ハ抹消シタル登録ノ回復ヲ申請スル場合ニ於テ登録上利害關係ヲ有スル者アルトキハ登録申請書ニ其ノ承諾書又ハ其ノ者ニ對抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ謄本ヲ添付スベシ

第九條 内務大臣ハ登録申請書ヲ受理シタルトキハ之ヲ登録簿ニ登録ス

登録簿ノ様式及其ノ記載例ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第十條 内務大臣ハ登録ヲ完了シタルトキハ官報ニ公告シ且申請人ニ通知ス

第十一條 登録税法施行規則第四條第一項ノ規定ニ依リ登録税ヲ徵收スル場合ニ於テハ後ニ登記又ハ登録ヲ申請スベキ登記所又ハ登録官廳ノ數ニ應ジ價課税額ヲ記載シタル登録

税ノ受領證ヲ申請人ニ交付スルモノトス但シ二通以上ノ受領證ヲ交付スルトキハ各通ニ番號ヲ附ス

第十二條

何人ト雖モ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付シテ登録簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又ハ利害ノ關係アル部分ニ限り登録簿若ハ其ノ附屬書類ノ閱覽ヲ申請スルコトヲ得

- 一 登録簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付
用紙一枚ニ付(一枚ニ滿チザルモノト雖) 金三十錢
(モ仍之ヲ一枚ニ計算ス) 金三十錢
- 二 登録簿又ハ其ノ附屬書類ノ閱覽 金三十錢

前項ノ手数料ハ申請書ニ收入印紙ヲ貼附シテ之ヲ納付スベシ

第十三條

前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル申請書ヲ内務大臣ニ差出スベシ

- 一 著作物ノ題號及著作物ノ氏名
- 二 登録ノ年月日及登録番號
- 三 手数料ノ金額
- 四 申請ノ年月日

第十四條 登録簿ノ抄本ノ交付ヲ申請スル場合ニ於テハ其ノ申請書ニ抄本ノ交付ヲ申請スル部分ヲ記載スベシ

第二章 著作物ノ放送

第十五條 著作権法第二十二條ノ五第二項ノ規定ニ依リ放送無線電話施設者ガ著作権者トノ協議調ハザル著作物ヲ放送セントスルトキハ放送ノ日ヨリ十日前迄ニ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ内務大臣ニ差出シ裁定ヲ求ムベシ

- 一 著作物ノ題號及著作者ノ氏名並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
- 二 著作物ノ種別及内容
- 三 著作物ノ發行又ハ興行ノ年月日
- 四 著作権者ノ氏名及住所並ニ外國人ナルトキハ其ノ國籍
- 五 放送ノ日時場所
- 六 償金ノ見積金額及其ノ算定基準
- 七 放送ヲ必要トスル事由
- 八 著作権者トノ協議調ハザル事由

前項ノ申請書ニハ著作權者ノ意見書ヲ添附スルコトヲ要ス若シ之ヲ添附スルコト能ハザルトキハ申請書ニ其ノ事由ヲ附記スベシ

第十六條 内務大臣ガ前條ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ爲ス場合ニ於テハ償金ニ付テモ之ガ決定ヲ爲スモノトス

第十七條 内務大臣ガ第十五條ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ著作権者ニ通知ス

前項ノ通知書ニハ著作物ノ題號及著作者ノ氏名、放送ノ日時及場所並ニ決定シタル償金ノ額ヲ記載スルモノトス

第十八條 第十五條ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ受ケタル後放送無線電話施設者ガ放送ノ日時又ハ場所ヲ變更セントスルトキハ豫メ其ノ旨ヲ内務大臣ニ届出デ且著作權者ニ通知スベシ

第三章 著作権者不明ノ著作物ノ發行又ハ興行

第十九條 著作権法第二十七條ノ規定ニ依リ著作物ヲ發行又ハ興行セントスル者ハ左ノ事項ヲ官報並ニ東京市及大阪市ニ於テ發行セラルル各二種以上ノ主タル新聞紙ニ三回以上公告スルコトヲ要ス

- 一 著作権法第二十七條ノ規定ニ依リ著作物ヲ發行又ハ興行セントスル旨
- 二 著作物ノ題號及著作者ノ實名又ハ變名(若シ無名著作物ナルトキハ其ノ旨)
- 三 六月以上ノ一定ノ期間ヲ定メ著作権者アラバ其ノ期間内ニ權利ヲ主張スベキ旨ノ催告
- 四 著作物ヲ發行又ハ興行セントスル者ノ氏名及住所

著作者ノ住所明ナルトキハ其ノ住所ニ於テ發行セラルル一種又ハ數種ノ新聞紙ニモ亦前項ノ規定ニ準ジ公告スルコトヲ要ス

第二十條 前條ノ公告ヲ爲シタル者ハ其ノ公告ヲ最終ニ掲載シタル官報又ハ新聞紙ノ發行ノ日ノ翌日ヨリ起算シ前條第一項第三號ノ期間内ニ著作権ヲ主張スル者ナキトキニ限り著作物ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得

附則

本則ハ昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス左ノ省令ハ之ヲ廢止ス

明治三十二年内務省令第二十七號
明治四十三年内務省令第二十三號

本則施行ノ際現ニ繫屬スル登録ニ關スル處分及手續ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ爲シタル登録ニ關スル處分及手續ハ本則ニ依リ爲シタルモノト看做ス

〔參照〕 明治三十二年六月二十八日内務省令第二十七號ハ著作権者不明ノ著作物ニ關スル件、同四十三年六月十五日同第二十三號ハ著作権ニ關スル登録手續ナリ

著作権登録様式

(昭和六年八月一日内務省告示第一七六號)

- 一 著作権ニ關スル登録ノ爲内務省ニ著作権登録簿ヲ備フ
- 二 著作権登録簿用紙ハ左ノ様式ニ依リ之ヲ作ル

**甲 著作権登録簿表題用紙
雛形(表面)**

登録番号		第 號		著者		著作物		發行		實名登録	
成册	冊數	氏名	掲ゲタル著作物ニ關スル氏名	種別及内容	容又ハ體	種別及内容	容又ハ體	年月日	發行又ハ興行ノ年月日	實名登録年月日	實名登録番號

記載例

- (一)「登録番號」欄ニハ著作權登録簿ニ著作物ヲ登録シタル順序ヲ記載ス
- (二)「著作物」掲ゲタル著作物ノ氏名「欄」ニハ著作物ヲ初テ發行又ハ興行シタル際顯ハシタル著作物ノ實名又ハ變名ヲ記載シ若シ無名著作物ナルトキハ其ノ旨ヲ記載ス但シ登録申請ノ際未ダ發行又ハ興行シタルモノニ非ザルトキハ何等ノ記載ヲ爲サズ
- (三)「發行又ハ興行」年月日「欄」ニハ著作物ヲ初テ發行又ハ興行シタル年月日ヲ記載ス但シ登録申請ノ際未ダ發行又ハ興行シタルモノニ非ザルトキハ何等ノ記載ヲ爲サズ
- (四)「實名登録年月日」欄及「實名登録番號」欄ニハ無名又ハ變名著作物ニ付實名登録アリタル際夫々該當事項ヲ記載ス
- (五)其ノ他ノ欄ニハ各該當事項ヲ記載ス

乙 著作權登録簿事項用紙(雛形)

順位登録ノ番號	登録ノ年月日	目的	原因	登録申請書ノ受附年月日及番號	登録申請者又ハ代理人ノ氏名	備考
---------	--------	----	----	----------------	---------------	----

記載例

- (一)「順位番號」欄ニハ本用紙ニ登録事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス
- (二)「登録ノ原因」欄ニハ登録ノ原因及其ノ日附、當事者ノ氏名及住所其ノ他登録スベキ權利ノ變動ニ關スル事項ヲ記載ス
- (三)「備考」欄ニハ登録事項ヲ記載スル毎ニ權利者ノ氏名ヲ職權ヲ以テ表示ス
- (四)其ノ他ノ欄ニハ各該當事項ヲ記載ス

本用紙ハニ續ク

- 三 本登録原簿ハ昭和六年内務省令第十八號著作權法施行規則施行後ニ受理シタル登録申請書ニ基キ登録ヲ爲スモノヨリ之ヲ使用スルモノトス
- 四 本登録原簿ニ初テ登録ヲ爲ス場合ニ於ケル登録番號ハ從來ノ登録番號ノ順序ヲ逐フモノトス
- 五 舊登録簿ニ登録セラレタル著作物ニ關シ昭和六年内務省令第十八號著作權法施行規則施行後登録ヲ爲ス場合ニ於テハ新登録簿中相當欄ニ舊登録簿中抹消ニ係ラザル登録ヲ轉寫シ且末尾ニ舊登録簿ヨリ轉寫シタル旨ヲ記載スルモノトス

著作權ニ關スル登録出願書式

第一號書式(本號ノ願ニハ第五號書式ニ依ル著作物ノ明細書ヲ添付スルノ外尙戶籍謄本ヲ添付スヘシ)
 著作權相續登録願
 著作物ノ題號

全何冊(箇)

著作權者 氏名
 相續人 氏名
 住所(外國人ハ住所ノ外ニ國籍)
 右登録相成度此段相願候也
 年月日

右

氏名

名(相續人)印

内務大臣 宛

此登録税金壹圓也 收入印紙

第二號書式(本號ノ願ニハ第五號書式ニ依ル著作物明細書ヲ添付スルヲ要ス)
 著作權讓渡登録願

著作物ノ題號
 讓渡人 氏名
 住所(外國人ハ住所ノ外ニ國籍)
 讓受人 氏名
 住所(外國人ハ住所ノ外ニ國籍)
 右登録相成度此段相願候也
 年月日

右

全何冊(箇)

内務大臣 宛
 此登録税金五圓也 收入印紙
 氏 氏
 名(讓渡人) 名(讓受人)

第三號書式(本號ノ願ニハ第五號書式ニ依ル)
 著作物明細書ヲ添付スルヲ要ス

著作物ノ題號 全何冊(箇)
 質 入 人 氏 名
 住所(外國人ハ住所ノ外ニ國籍)
 質 取 人 氏 名
 住所(外國人ハ住所ノ外ニ國籍)
 右登録相成度此段相願候也
 年 月 日 右

内務大臣 宛
 此登録税金(債權金額)圓也
 氏 氏
 名(質入人) 名(質取人)

第四號書式(本號ノ願ニハ第五號書式ニ依ル)
 著作物明細書ヲ添付スルヲ要ス

著作物ノ題號 全何冊(箇)
 若無名著著作物ナルトキハ其ノ旨
 著 作 者 氏 名
 住所(外國人ハ住所ノ外ニ國籍)
 發 行 者 氏 名
 右登録相成度此段相願候也
 年 月 日 右

内務大臣 宛
 此登録税金貳圓也 收入印紙
 氏 氏
 名(著作者) 名(發行者)

第五號書式
 著作物ノ明細書
 一、著作物ノ題號
 二、著作者ノ氏名稱號
 三、著作ノ年月日

ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス

教科用圖書檢定規則

(明治二十年五月七日文部省令第二號 大正十五年省令第三十五號改正)

第一條 教科用圖書ノ檢定ハ師範教育令中學校令高等女學校令小學校令及教則ノ旨趣ニ合シ教科用ニ適スルコトヲ認定スルモノトス本規則ニ於テ教科用圖書ト稱スルハ師範學校中學校高等女學校ニ關シテハ生徒用圖書トシ小學校ニ關シテハ教師用圖書及兒童用圖書トス
 前項ノ教師用圖書トハ教授スヘキ事項教授上ノ注意及應用ニ關スル事項等ヲ記載シタル圖書又ハ該圖書ニ附屬シテ兒童ニ示スヲ目的トスル掛圖類ヲ云フ

第二條 圖書ノ發行者ハ該圖書ノ檢定ヲ文部省ニ請フコトヲ得
 外國ニ於テ發行シタル圖書ハ左ノ各號ノ一ニ當ルモノニ限リ發行者ニ於テ其圖書ノ檢定ヲ文部省ニ請フコトヲ得
 一 師範學校中學校又ハ高等女學校ニ於ケル英語獨語佛語ノ教科用ヲ目的トスルモノ
 二 小學校ニ於ケル英語ノ教科用ヲ目的トスルモノ

登録税法(抄)

四、發行ノ年月日
 五、著作物ノ體様
 六、前登録ヲ受ケタル場合ハ其年月日

第十條 著作權ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ

- 一 著作權ノ移轉 相 續 每一件 金一圓
 - 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金五圓
 - 二 著作權ヲ目的トスル質權ノ設定 債權金額千分ノ六
 - 三 前號ノ權利ノ移轉 相 續 每一件 金五拾錢
 - 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金壹圓
 - 四 無名又ハ變名著著作物ノ著作者ノ實名登録 每一件 金貳圓
 - 四ノ二 信託ノ登録 每一件 金壹圓
 - 五 登録ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金二十錢
- 債權金額ニ因リ課稅額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額

第三條

第二條ニ依リ檢定ヲ請フ者ハ圖書一種ニ付其目的ト
スル所ノ學校一種毎ニ第一條第二項ノ掛圖類ハ二部ノ定價
其ノ他ハ二十部ノ定價ニ等シキ手數料及該圖書二部ヲ檢定
願書ニ添ヘ文部省ニ納ムヘシ但檢定ヲ得タル後定價ヲ增加
シタルトキハ本文ノ例ニ準シ其差額ヲ追納スヘシ
定價ノ記載セサル圖書ハ檢定セス

第四條

第二條ニ依リ檢定ヲ請ヒタル圖書中瑣少ノ修正ヲ加
フレハ檢定ヲ與フルコトヲ得ヘシト認ムルモノアルトキハ
其廉ヲ檢定出願者ニ指示スルコトアルヘシ
檢定ヲ與ヘタル圖書中修正ヲ要スルモノアリト認ムルトキ
ハ其ノ廉ヲ發行者ニ指示シテ修正セシムルコトアルヘシ
發行者前項ノ指示ニ從ハサルトキハ其ノ圖書ノ檢定ノ效力
ヲ取消スコトアルヘシ

第五條

檢定シタル圖書ハ文部省ヨリ官報ヲ以テ其名稱、冊
數、定價、目的トスル學校並學科ノ種類、發行ノ年月日並
該圖書ニ記載スル所ノ著譯者及發行者ノ住所姓名等ヲ廣告
スヘシ

第六條

檢定ノ效力ハ檢定ヲ得タル後修正ヲ加ヘタル圖書ニ
及ハサルモノトス

第七條

第五條ニ依リ廣告シタル定價、發行ノ年月日並著譯

者及發行者ノ住所姓名等ニ異動ヲ生シ圖書中其記載方ヲ變
更シタルトキ又ハ同條ニ依リ廣告シタル冊數ヲ變更シタル
トキハ更ニ官報ヲ以テ其旨ヲ廣告スルニアラサレハ檢定ノ
效力該圖書ニ及ハサルモノトス

第八條

檢定出願者ニシテ檢定ヲ得サリシ事由ノ大要ヲ知ラ
ントスルトキハ指令到達ノ日ヨリ六十日以内ニ願出ツヘシ

第九條

檢定出願中ノ圖書若クハ檢定ヲ得タル圖書ニ修正ヲ
加ヘ檢定ヲ請フ者ハ更ニ第三條ノ手數料ヲ納ムヘシ但第四
條ノ指示ヲ受ケテ修正ヲ加フル場合ハ此限ニアラス

第十條

圖書ノ發行者ハ其檢定ヲ得タル圖書ニシテ第七條ノ
變更アルニ會スルトキハ其事項ノ廣告ヲ文部省ニ請フヘシ

第十一條

檢定ヲ請ヒタル後ハ其願下ヲナストキ又ハ其他何
等ノ事由アリトモ既ニ納メタル手數料ハ之ヲ還附セサルモ
ノトス

第十二條

本規則ニ於テ修正ト稱スルハ圖書ノ名稱ヲ變更シ
文章字句圖畫ヲ増減若クハ校訂シ又ハ枚數行數字體畫形ヲ
變更シ又ハ檢定願書ニ添ヘ差出シタル圖書ニ比シ紙質印刷
ヲ粗惡ニシ又ハ註解附錄序跋ヲ加除若クハ變更スル場合ヲ
包含スルモノトス

第十三條

第四條ニ依リ圖書中修正スヘキ廉ヲ指定シタルト

キハ一箇年間に其廉ヲ修正シテ該圖書ノ檢定ヲ追願スヘ
シ此期限内ニ修正追願セサルトキハ該圖書ハ檢定ヲ與ヘス

第十四條

檢定ヲ得タル圖書ハ每冊表紙又ハ扉ニ年月日文部
省檢定濟何學校何學科用ノ文字ヲ記載スヘシ但小學校教科
用圖書ニ在リテハ仍兒童教師用ノ別ヲ附記スヘシ

第十五條

檢定ヲ得サル圖書若クハ第六條第七條ニ依リ檢定
ノ效力ノ及ハサル圖書ニ文部省檢定濟其他之ニ類スル文字
ヲ記載シテ發行シ又ハ情ヲ知りテ其ノ圖書ヲ受託販賣スル
コトヲ得ス

第十六條

第十五條ニ違背シタル者ハ二十五圓以内ノ罰金又
ハ二十五日以下ノ禁錮ニ處ス

第十七條

圖書ハ其全部揃ヒタルモノニアラサレハ檢定セス

第十八條

第六條第七條ニ依リ檢定ノ效力ノ及ハサル圖書ニ
文部省檢定濟其他之ニ類スル文字ヲ記載シテ發行シタルト
キハ其檢定ノ效力ヲ取消スコトアルヘシ

第十九條

第二條第二項ニ依リ檢定ヲ請フ者ニシテ帝國内ニ
住所ヲ有セサルトキハ檢定ニ關スル一切ノ事項ヲ代理セシ
メンカ爲ニ帝國内ニ住所ヲ有スル者ニ就キ代理人ヲ定ムヘ
シ

第二十二條

檢定ヲ得タル圖書ノ發行者ハ次學年ノ始ヨリ起

算シ五箇年間に其ノ圖書ノ供給ヲ止ムルコトヲ得ス但特別ノ
事情アル場合ニ於テ文部省ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ
在ラス

第二十三條

第十四條若クハ第十五條ノ規定ニ違背シタル者
又ハ第二十二條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケス若クハ届出ヲ了
セスシテ圖書ノ供給ヲ止メタル者ノ發行ニ係ル圖書ニ對シ
テハ檢定ヲ行ハサルコトアルヘシ

第二十四條

第二條ニ依リ檢定ヲ請フ者ハ甲號書式ニ依リ第
十三條ニ依リ追願スル者ハ乙號書式ニ依リ又檢定ヲ得タル
圖書ニ修正ヲ加ヘ檢定ヲ請フ者ハ丙號書式ニ依リ願出ツヘ
シ

教科書檢定ニ關スル願届書式

(甲號書式) 檢定願

圖書ノ 名稱	卷冊ノ 記號員	著譯者 ノ住所 氏名	發行者 ノ住所 氏名	發行ノ 年月日	目的トス ル學校並 學科ノ種 類
-----------	------------	------------------	------------------	------------	---------------------------

出版年鑑

右ノ圖書御檢定相成度該圖書……部及手數料金相添此段相願候也

年月日

文部大臣 宛 住 氏 所 名

(乙號書式) 檢定追願

圖書ノ名稱	卷冊ノ數	著譯者ノ住所氏名	發行所ノ住所氏名	修正發行年月日	目的トスル學校ノ種類
-------	------	----------	----------	---------	------------

右ハ年月日附檢定願出候處 年月日ノ御旨示ニ基キ今般修正發行致候間尙御檢定相成度該圖書……部相添へ此段相願候也

二〇六

文部大臣 宛 修正檢定願

圖書ノ名稱	卷冊ノ數	著譯者及發行所ノ住所氏名	修正發行年月日	目的トスル學校ノ種類	修正事項
-------	------	--------------	---------	------------	------

右ハ年月日檢定濟ノ處修正發行致候間御檢定相成度該圖書……部及手數料金……相添へ此段相願候也

文部大臣 宛 住 氏 所 名

中等學校用教科書定價標準

文部省告示 第二百八十二號ヲ以テ師範學校中學校高等女學校教科用圖書ノ定價ハ左ノ標準以下ニ於テ之ヲ定メラル

修身	公民科	國語	漢文	地理
正讀本 基本科目 各學年 一册平均 二册以內 一册平均	正讀本 基本科目 十册以內 一册平均	正讀本 基本科目 全 習字 四册以內 一册平均 文學史 全	正讀本 基本科目 師、五册 一册平均 中、四册 一册平均	日本 全 外國 全 通論 全
師範學校(一部用) 圓 五〇錢	中學校 圓 四五錢	高等女學校 圓 四五錢		
九〇	六〇	七〇	五〇	一〇
八〇	五〇	六〇	四〇	〇
七〇	四〇	五〇	三〇	〇
六〇	三〇	四〇	二〇	〇
五〇	二〇	三〇	一〇	〇
四〇	一〇	二〇	〇	〇
三〇	〇	一〇	〇	〇
二〇	〇	〇	〇	〇
一〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇

出版法規

二〇七

物理	全	一六〇	一六〇
化學	全	九〇	九〇
應用理科	全	七〇	七〇
自在畫	五册以内一册平均	六〇	六〇
用器畫	三册以内一册平均	四〇	四〇
音樂樂典	二册以内一册平均	三〇	三〇
家事	三册以内	二〇	二〇
裁縫	五册以内	一〇	一〇
教育學	全	九〇	九〇
教授法	全	〇〇	〇〇
心理學	全	九〇	九〇
論理學	全	五〇	五〇
教育史	全	九〇	九〇
管理法	全	九〇	九〇

一、檢定済ノモノハ本表ノ標準ニ依ラズ別ニ之ヲ指定ス
 一、本表ニ掲グルモノト雖特別ノ事由アルモノニ付テハ文部省ニ於テ別ニ指定ス

一、最高標準定價ヲ定ムルトモ製本料及小口一枚當ノ單價ハ文部省ノ指定スル範圍ヲ超過スルコトヲ得ズ
 一、本表ニ掲ゲザルモノ、最高標準ハ文部省ニ於テ本表ヲ斟酌シテ個別ニ之ヲ指定ス
 附 則
 明治四十四年文部省告示第二百十五號ハ之ヲ廢止ス

檢定出願教科用圖書定價標準內規

書目區分	菊判小口一枚當	四六判小口一枚當	備考
修身、教育、公民科、法制經濟、商業	六・〇以内	五・二以内	
國語讀本	六・二以内	五・四以内	
國語讀本	六・〇以内	五・二以内	
國文典	六・五以内	五・五以内	
漢文讀本	六・五以内	五・五以内	
習字	六・二以内	五・三以内	
習字	一・二〇以内		
英語	八・〇以内	七・〇以内	
英語	六・五以内	五・二以内	

外國語習字	支那語、獨語、佛語	地理、歴史、博物、物理、化學、農業、工業、簿記、家事、裁縫、	數學	地圖	圖畫(着色)	音樂	製本材料
版ノ大小ヲ問ハズ 一二・五以內	挿畫入ノモノ 挿畫ナキモノ 一二・〇以內 一〇・〇以內	八・三以內	八・〇以內	地圖書索引類 ハ修身ニ準ズ 二四・七以內	目次説明類ハ 修身ニ準ズ 二三・〇以內	菊倍判 九・五以內 二六・〇以內	和洋綴總テ 六〇・〇以內
製本料ヲ含ム	九・五以內 八・〇以內	六・五以內	四六 倍判	二四・七以內	二三・〇以內	四六 倍判	習字類ハ 三〇・〇以內
當分ノ内ノ標準トス	凸版及一色刷ノモノハ此ノ標準ノ半額	中判ハ 七・五以內	一七・〇以內 三三・〇以內	但シ用器畫ハ總テ八掛トス	一色刷ノモノハ此ノ標準ノ半額	八・〇以內 一九・〇以內	

一、各科目共ニ挿畫ガ本文紙數ノ約三分ノ一ニ達セザルモノハ挿畫ナキモノノ標準ニ據ル
 一、小學校用ノモノハ小口一枚ニ付菊判五厘以內四六判四厘以內トス
 一、本標準ニ據リ難キモノハ別ニ指定ス
 一、菊判四六判ニ準ズルモノハ夫々菊判又ハ四六判ノ標準ニ據ル
 一、本標準ハ昭和六年八月文部省告示第二百八十二號ニ隨伴シ施行スルモノトス

軍隊教育用圖書檢閱規則

(大正七年一月陸軍省令第二號)

第一條 軍隊教育ノ目的ヲ以テ陸軍官憲ニ於テ發行シタル文書圖書ノ製本材料ハ陸軍官憲ノ檢閱ヲ受ケタルモノニ限り軍隊ニ使用セシム

第二條 本規則ニ依リ檢閱スヘキ文書圖書ノ名目ハ之ヲ告示ス

第三條 第一條ノ文書圖書ヲ製本スル者ハ其ノ製本ノ檢閱ヲ陸軍官憲ニ出願スルコトヲ得

前項ノ檢閱ハ東京府下ニ在リテハ陸軍省、其ノ他ノ地ニ在リテハ所在地附近ノ軍隊ニ於テ之ヲ行フ

第四條 製本ノ體裁ハ概ネ陸軍官憲ニ於テ發行シタルモノト同一ナルコト

一 製本ノ紙質脆弱又ハ粗惡ナルヘカラス且印刷鮮明ニシテ製本鞏固ナルコト

二 製本ノ色別、梯尺、文字ノ大小字體、圖畫、冊數、枚數、行數及毎行ノ字數ハ陸軍官憲ニ於テ發行ノモノト異ナルヘカラス

三 製本ノ紙質脆弱又ハ粗惡ナルヘカラス且印刷鮮明ニシテ製本鞏固ナルコト

出版法規

出版法ニ據リ刻版印本ヲ差押ヘタルトキ取扱處分方

(明治二十九年二月五日) 內務省訓令第二號

廳府縣(東京府ヲ除ク)

製本中伸製縮製又ハ數種ヲ合本トスル必要アル場合ニハ見本ヲ添ヘ陸軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 製本ノ檢閱シ前條ノ條件ヲ具備シタルモノナルトキハ出願人ニ檢閱濟證ヲ交付ス

第六條 檢閱濟證ハ其ノ表紙アルモノハ題名ノ右肩ニ其ノ他ノモノニ在リテハ見易キ位置ニ「(大正)何年何月何日(改版シタルモノニ在リテハ第何版)陸軍省(陸軍某隊)檢閱濟」ト記載スヘシ

第七條 檢閱濟ノ製本ノ改版シタルトキハ前ニ交付シタル檢閱濟證ハ其ノ效力ヲ失フ

第八條 檢閱ヲ受ケサル文書圖書ノ製本ノ第六條ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則
 本令施行前ノ規定ニ依ル檢閱濟ノ製本ノ第六條及第八條ノ規定ヲ適用セス

新聞紙例第二十條及第十九條ニ據リ新聞紙若クハ刻版及印本ヲ差押ヘタルトキハ當該官廳ニ於テ嚴密ニ封印ヲ施シ發行人若クハ發行者及刻版所有者ヲシテ看守セシムルコトヲ得若シ發行人若クハ發行者及刻版所有者ノ承諾ヲ得タルトキハ警察官立合ノ上其ノ新聞紙若クハ刻版及印本ヲ破棄セシムルモ妨ナシ但明治二十一年一月訓令第四五號訓令第二號中第五及第四項ハ自今消滅シタルモノト心得ヘシ

差押出版物ノ分割還付ニ關スル件

(昭和二年八月十一日示達) 追加昭和四年六月七日示達

- 一、分割還付セラルヘキ出版物及條件
 - (1) 主トシテ學術、文藝、美術等ニ關スル記事ヲ掲載シ且社會ノ文化ニ貢獻スルモノト認メラル單行本又ハ週刊以上ノ雜誌及其刻版ニ限ルコト
 - (2) 無納本若クハ甚シキ納本遲延ノ事實アリタルモノ又ハ發行者ニ於テ差押執行ノ妨害ヲ爲シタルモノニ對シテハ原則トシテ之ヲ許ササルコト
 - (3) 禁止個所少數少量ニシテ容易ニ檢出削除シ得ルモノニ限ルコト
 - (4) 差押部數カ相當多數ナル場合ニ限ルコト

(5) 還付ハ禁止命令アリタル日ヨリ一ヶ月以内ニ發行者ヨリ請求アリタル場合ニ限ルコト

二、手續

- (1) 還付決定ノ請求ハ發行者發行人又ハ其ノ代理人ヨリ書面ヲ以テ直接內務省ニ對シ之ヲ爲スコト
- (2) 還付スヘキヤ否ハ內務省ニ於テ之ヲ決定シ請求者並地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下做之)ニ之ヲ通知スルコト還付ノ實施ハ發行者發行人又ハ其ノ代理人ヨリ還付決定通知書ノ寫ヲ添付シ差押ヲ爲シタル地方長官ニ之ヲ請求スルコト尙削除個所ハ內務省ノ決定ニ依ルコト

三、費用

還付ニ要シタル費用ハ凡テ請求者ノ負擔トスルコト尙差押中ニ生シタル破損等ニ對シテハ責任ヲ負ハサルコト 地方長官ハ必要ト認ムルトキハ還付費用ノ豫定額ヲ前納セシムルコトヲ得

四、注意事項

將來本示達ニ依リ分割還付ヲ實施スルニ當リ禁止處分アリタル旨ヲ廣告又ハ宣傳ニ利用シ又ハ利用セシメタルニ於テハ爾後特典ニ與リ得サルコト

五、再出版ノ監督

還付ヲ受ケタル出版物ヲ用ヒ其儘又ハ加工シテ再發行スルトキハ出版法又ハ新聞紙法ニ依リ納本ヲ要スルハ勿論ナリト雖モ題名(普通出版物ノ場合ニ限ル)發行日付號數裝表其他ヲ適宜變更シ一見シテ禁止出版物ト之ヲ區別シ易カラシメ再頒布前差押官廳ノ檢査ヲ受クルコト、但シ改裝其ノ他ノ爲ニ取纏メタル場合ニ於テハ便宜上發行所所管地方長官ノ檢査ヲ受クルコトヲ妨ケス

六、参考上必要部數ノ保留

差押出版物ハ原本ノ儘出版警察ノ参考上必要ナル部數ヲ內務省ニ保留スルコト其部數ハ決定書ヲ以テ之ヲ通知ス

七、新聞紙法ニ依ル週刊以上ノ雜誌

新聞紙法ニ依リ發行スル雜誌ト雖モ週刊以上ノモノハ前各項ニ依リ處理スルコト

(備考)本件に關しては昭和二年九月一日發行の單行本又は月刊以上の雜誌より之を實施中の處、昭和四年六月七日更に週刊以上の出版物に對しても分割還付許可相成旨追加せらる

新聞紙法及豫約出版法ニ依ル 保證金ニ充ツルコトヲ得ル有 價證券ノ種類

(明治四十三年四月十六日) 內務省令第十五號 改正 大正十年內務省令第五號

新聞紙法第十二條第三項及豫約出版法第四條第二項ニ依リ管轄地方官廳ニ納ムヘキ保證金ニ充ツルコトヲ得ル有價證券ノ種類左ノ如シ

一 國債證券

附 則

明治四十二年五月內務省令第十五號ハ之ヲ廢止ス

附 則(大正十年內務省令第五號)

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前納付シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其效力ヲ有ス

出版ニ關スル取締諸法令

刑法 (抄)

第七十五條 猥褻ノ文書、圖畫其ノ他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ

第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ

其ノ事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セズ

第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

民法(抄)

第七百九條 故意又ハ過失ニ因リ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第七百十條 他人ノ身體、自由又ハ名譽ヲ害シタル場合ト財産權ヲ害シタル場合トヲ問ハス前條ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ對シテモ其賠償ヲ爲スコトヲ要ス

第七百二十三條 他人ノ名譽ヲ毀損シタル者ニ對シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ命スルコトヲ得

治安警察法(抄)

第十六條 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖畫、詩歌ノ揭示、頒布、朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得

第二十九條 第十六條ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

警察犯處罰令

(明治四十一年九月二十)(抄)

第二條 各ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

六 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者

七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者

八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

菊御紋竝禁裏御用等ノ文字濫用ヲ禁ス

(明治元年三月二十)

八日太政官布告

一 禁裏御用或ハ 禁裏御料又ハ 禁裏御内杯ト會符勝示杭標札等ニ書記シ候儀ハ有之間敷事ニ候處往々見受候ニ付以來吃度相改御用御料ト而已書記イタシ候様被仰出候事但標札ハ姓名相記シ又ハ官名役名等記シ候儀不苦候事

一 提燈又ハ陶器其他賣物等エ御紋ヲ畫キ候事共如何ノ儀ニ候以來右之類 御紋ヲ私ニ附ケ候事吃度可禁止旨被 仰出候事

但御用ニ付是迄被免ノ分モ一應伺出可申事

右之通被仰出候條末々迄不洩様可申達事

明治四年六月十七日太政官布告

菊御紋禁止ノ儀ハ兼テ御布告有之候處猶又向後由緒ノ有無ニ不關皇族ノ外總テ被禁止候尤御紋ニ紛敷品相用候儀モ同様不相成候相改可申事

御肖像ニ關スル取締方

(明治三十一年十二月)

二十八日內務省告諭

御肖像ハ左ノ各項ニ準據シテ苟モ心得違ノ次第無之様厚ク注意ヲ加フヘシ右諭告ス

第一 天皇皇族ノ御肖像ハ其尊號御稱號ヲ標記シアルト否ト

ヲ問ハス御肖像トシテノ外ハ寫出スヘカラス

第二 御肖像ハ總テ粗造ニ流レ不敬ニ渉ルヘカラス

第三 御肖像ハ不敬ニ渉ルヘキ場所ニ掲ケ又ハ陳列スヘカラス

第四 御肖像ハ露店ニ於テ發賣頒布スヘカラス

弘曆者ノ外頒曆取扱ヲ禁ス

(明治三年四月二十)

二日太政官布告

頒曆授時之儀ハ至重ノ典章ニ候處近來種々之類曆世上ニ流布候趣無謂事ニ候自今弘曆者之外取扱候儀一切嚴禁被仰出候事

本曆略本曆頒布及一枚摺略曆出版方

(明治十五年四月十六日)

太政官布達第八號

本曆並略本曆ハ明治十六年曆ヨリ伊勢神宮ニ於テ頒布セシムヘシ

一枚摺略曆ハ明治十六年曆ヨリ何人ニ限ラス出版條例ニ準據シ出版スルコトヲ得但明治九年十月內務省甲第三十九號布達ハ取消ス

右布達候事(內務卿連署)

一枚摺曆出版ノ規定

(明治二十三年十月三十一日 文部省令第二號 改正明治四十二年文部省令第二十九號)

- 明治十五年四月太政官第八號布達第二項ニ依リ出版スル所ノ一枚摺曆ハ自今左ノ規定ニ依ルヘシ
 - 一枚摺曆ハ左ニ列記スル事項ニ限リ記載スルモノトス
 - 年號及紀元ノ年數干支
 - 毎月ノ一日
 - 日食並其時間
 - 大祭祀日並神社例祭大祓
 - 日曜表甲子表庚申表己巳表
 - 二十四節氣及雜節
 - 新月満月
 - 第二號乃至第七號ニ相當スル陽曆日
- 以上ノ事項ハ東京帝國大學ニ於テ編纂スル所ノ曆ニ依ルヘシ但前各號規定ノ外本曆略本曆ニ掲載セサル事項ヲ記入スルハ此ノ限ニ在ラス

神社寺院ノ守札及神佛號記載ノ畫像出版ニ關スル達

(明治十五年十月内 務省乙第五號達)

神社寺院ノ守札ト可認モノ及神佛號ヲ記載セル畫像ハ其ノ神社寺院ノ外出版不相成儀ト可心得此旨相達候事但從前屆濟ノ分ト雖モ本文ニ抵觸シ不都合ト認ムル場合ニ於テハ更ニ申出ツヘシ

大日本帝國憲法 (抄)

第二章 臣民權利義務

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

未發表ノ著述ノ稿本ニ關スル民事訴訟法

第五百七十條 左ニ掲クル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十二 債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル發明ニ關スル物及ヒ債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル著述ノ稿本然レトモ債務者ノ承諾アルトキハ第三號乃至第八號ニ掲ケタル物ヲ除ク外之ヲ差押フルコトヲ得

文學的及美術的著作物ノ保護ニ關スル「ベルヌ」條約

獨逸國大統領、奧地利共和國聯邦大統領、白耳義國皇帝陛下、「ブラジル」合衆國大統領、「ブルガリア」國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、「エストニア」共和國大統領、「フィンランド」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、「グレート、ブリテン」及「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘共和國大統領、「ハンガリー」國攝政殿下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「モロッコ」國皇帝陛下、「モナコ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、「ポーランド」國及「ダンチツヒ」自由市ノ名ニ於ケル「ポーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、「シリア」國及「グレート、レバノン」國「チエツコスロヴァキア」共和國大統領、「テュニス」國公殿下ハ

文學的及美術的著作物ニ關シ著作者ノ權利ヲ能フ限リ有效且均等ノ方法ヲ以テ保護センコトヲ均シク希望シ

千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル

條規ヲ改正シ且補足スルコトニ決シ之ガ爲各左ノ如ク全權委員ヲ任命セリ

(各國委員氏名省略)

各全權委員ハ之ガ正當ナル委任ヲ受ケ左ノ如ク協定セリ

第一條 本條約ノ適用セラルル國ハ文學的及美術的著作物ニ關スル著作者ノ權利ノ保護ノ爲同盟ヲ組織ス

第二條 (一)「文學的及美術的著作物」ナル用語ハ表現ノ方法又ハ形式ノ如何ヲ問ハス書籍、小冊子及其ノ他ノ文書、講演、演說、說教及其ノ他同性質ノ著作物、演劇脚本、樂譜入演劇脚本、演出ガ文書其ノ他ノ方法ヲ以テ定メラレタル舞譜及無言劇、歌詞入り又ハ歌詞ナシノ樂譜、素描、繪畫、建築、彫刻、銅版及石版ノ著作物、圖解及地圖、地理學、地形學、建築學又ハ科學ニ關スル圖面、略圖及模型ノ如キ文藝、學術及美術ノ範圍ニ屬スル一切ノ製作物ヲ包含ス

(二) 翻譯、翻譯、編曲及其ノ他文學的又ハ美術的著作物ノ變形複製物並ニ異リタル著作物ノ編輯物ハ原著作物ノ著作權ノ權利ヲ害セサル範圍内ニ於テ原著作物トシテ保護セラルヘキモノトス

(三) 同盟國ハ前記著作物ノ保護ヲ確保スベキ義務ヲ有ス

(四) 工業ニ應用セラレタル美術的著作物ハ各國ノ國內法ノ認ムル限り保護セラレヘキモノトス

第二條ノ二 (一) 政治演説及裁判所ニ於ケル辯論中ニ爲サレタル演説ヲ前條ニ定ムル保護ヨリ一部又ハ全部排除スルノ權能ハ同盟各國ノ國內法ニ留保セラレ

(二) 講演、演説、説教及其ノ他同性質ノ著作物ヲ新聞紙雜誌ニ複製スルコトヲ得ル條件ヲ規定スルノ權能モ亦同盟各國ノ國內法ニ留保セラレ尤モ前記著作物ヲ編輯物ト爲スノ權利ハ著作者ニ限り之ヲ有スヘシ

第三條 本條約ハ寫眞的著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物ニ之ヲ適用ス同盟國ハ之ガ保護ヲ確保スヘキ義務ヲ有ス

第四條 (一) 同盟ノ一國ニ屬スル著作者ハ公ニセサル又ハ同盟ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著作物ニ關シ著作物ノ本國以外ノ國ニ於テ其ノ國法カ内國民ニ現ニ許與シ又ハ將來許與スヘキ權利及本條約ニ依リ特ニ許與セラレタル權利ヲ享有ス

(二) 右權利ノ享有及行使ハ何等方式ノ履行ヲ要セス其ノ享有及行使ハ著作物ノ本國ニ於ケル保護ノ存在ニ係ルコトナシ從テ本條約ノ規定ノ外保護ノ範圍及著作者ノ權利

保全ノ爲右著作者ニ保障セラレタル救済ノ方法ハ保護ノ要求セラレル國ノ法律ニ專ラ依ルヘキモノトス

(三) 公ニセサル著作物ニ關シテハ著作者ノ屬スル國ヲ以テ著作物ノ本國トシ公ニシタル著作物ニ關シテハ第一發行ノ國ヲ以テ本國トシ同盟ノ數國ニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ右諸國ノ中其ノ國法ノ許與スル保護ノ期間最短期國ヲ以テ其ノ本國トス同盟ニ屬セサル一國ト同盟ノ一國トニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ同盟國ノミヲ以テ本國トス

(四) 「公ニシタル著作物」トハ本條約ノ意義ニ於テハ刊行シタル著作物ヲ謂フ演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ上演、音樂的著作物ノ演奏、美術的著作物ノ展覽及建築的著作物ノ建設ハ公ニスルノ意味ニ非サルモノトス

第五條 同盟ノ一國ニ屬スル者ニシテ同盟ノ他ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テ内國著作者ト同一ノ權利ヲ有ス

第六條 (一) 同盟ノ一國ニ屬セサル著作者ニシテ同盟ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テハ内國著作者ト同一ノ權利ヲ享有シ同盟ノ他ノ諸國ニ於テハ本條約ノ許與スル權利ヲ享有ス

(一) 尤モ同盟ニ屬セサル國ガ同盟ノ一國ニ屬スル著作者ノ著作物ニ對シ充分ノ保護ヲ與ヘサルトキハ該同盟國ハ著作物ノ第一發行ノ當時該非同盟國ニ屬シ且同盟ノ一國ニ於テ現實ノ住所ヲ有セサル著作者ノ右著作物ノ保護ヲ制限スルコトヲ得ヘシ

(二) 前項ニ基キ規定セラレタル如何ナル制限モ著作者カ右制限ノ實施前同盟ノ一國ニ於テ公ニシタル著作物ニ關シ既ニ取得シタル權利ヲ妨クルコトナカルヘシ

(四) 本條ニ基キ著作者ノ權利ヲ制限スヘキ同盟國ハ右保護ノ制限ヲ受クヘキ國及該國ニ屬スル著作者ノ權利ニ加フル制限ヲ示セル宣言書ヲ以テ其ノ旨ヲ瑞西聯邦政府ニ通告スヘシ瑞西聯邦政府ハ直ニ右ノ事實ヲ同盟ノ一切ノ國ニ通知スヘシ

第六條ノ二 (一) 著作者ノ財産的權利ニ係ルコトナク且該權利ノ移轉後ト雖モ著作者ハ著作物ノ創作者タルコトヲ主張スルノ權利及右著作物ノ改竄、截除又ハ其ノ他ノ變更ニシテ著作者ノ名譽又ハ聲望ヲ害スルコトアルヘキモノニ對シテ異議ヲ述フルノ權利ヲ保有ス

(二) 右權利行使ノ條件ヲ定ムルコトハ同盟國ノ國內法ニ保留セラレル權利保全ノ爲ニスル救済ノ方法ハ保護ノ要

求セラレル國ノ法律ニ依ルヘキモノトス

第七條 (一) 本條約ニ依リ許與セラレル保護ノ期間ハ著作者ノ生存間及其ノ死後五十年トス

(二) 尤モ前項ノ期間ガ同盟ノ一切ノ國ニ依リ等シク採用セラレサル場合ニ於テハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セラレル國ノ法律ニ依ルヘク且著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過スルコトヲ得サルヘシ從テ同盟國ハ其ノ國內法ニ合致スル範圍内ニ非サレハ前項ノ規定ヲ適用スルヲ要セサルヘシ

(三) 寫眞的著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物、遺著、無名又ハ變名著作物ニ關シテハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セラレル國ノ法律ニ依ルモノトス但シ著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過スルコトヲ得ス

第七條ノ二 (一) 著作物ノ合著作者ノ共有ニ屬スル著作者ノ權利ノ期間ハ合著作者中最終ノ生存者ノ死亡ノ日ニ依リテ計算セラレ

(二) 第一項ニ定ムル保護ノ期間ヨリ短キ保護ノ期間ヲ許與スル國ニ屬スル者ハ同盟ノ他ノ諸國ニ於テ之ヨリ長キ期間ノ保護ヲ要求スルコトヲ得ス

(三) 如何ナル場合ニ於テモ保護ノ期間ハ合著者中最終ノ生存者ノ死亡前ニ満了スルコトヲ得サルヘシ

第八條 公ニセサル著作物ノ著作權ニシテ同盟ノ一國ニ屬スルモノ及同盟ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著作物ノ著作權ハ原著物ニ關スル權利ノ全存續期間中同盟ノ他ノ諸國ニ於テ其ノ著作物ノ翻譯ヲ爲シ又ハ之ヲ許諾スルノ特權ヲ享有ス

第九條 (一) 同盟ノ一國ノ新聞紙又ハ定期編輯物中ニ於テ公ニシタル新聞小説、讀物及其ノ他題材ノ如何ヲ問ハズ文藝、學術又ハ美術ノ一切ノ著作物ハ著作權ノ承諾アルニ非サレハ他國ニ於テ之ヲ複製スルコトヲ得ス

(二) 經濟上、政治上又ハ宗教上ノ時事問題ヲ論議シタル記事ハ其ノ轉載ガ明白ニ留保セラレサルトキハ新聞紙雜誌ニ之ヲ轉載スルコトヲ得但シ其ノ出所ハ常ニ之ヲ明瞭ニ示スコトヲ要ス此ノ義務ノ制裁ハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム

(三) 本條約ノ保護ハ時事ノ記事又ハ單ニ新聞紙雜誌ノ報道ニ過キササル雜報ニハ之ヲ適用セス

第十條 教科用ニ供シ若ハ學術的ノ性質ヲ有スル刊行物ノ爲又ハ節用編輯ノ爲ニ文學的又ハ美術的著作物ヲ適法ニ引用スルノ權能ニ關シテハ同盟國ノ法律及同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スヘキ特別ノ取極ノ定ムル所ニ依ル

スルノ權能ニ關シテハ同盟國ノ法律及同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スヘキ特別ノ取極ノ定ムル所ニ依ル

第十一條 (一) 本條約ノ規定ハ公ニシタルモノト否トヲ問ハス演劇脚本又ハ樂譜ノ演劇脚本ノ公ノ上演及音樂的著作物ノ公ノ演奏ニ之ヲ適用ス

(二) 演劇脚本又ハ樂譜ノ演劇脚本ノ著作權ハ原著物ニ關スル其ノ權利ノ存續期間内ハ其ノ翻譯物ノ許諾ナキ公ノ上演ニ對シテ保護セララルモノトス

(三) 本條ノ保護ヲ享有スルガ爲ニハ著作權ハ其ノ著作物ヲ公ニスルニ際シ其ノ公ノ上演又ハ公ノ演奏ヲ禁止スルコトヲ要セス

第十二條 (一) 文學的及美術的著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ヲ無線放送ニ依リテ公衆ニ傳フルコトヲ許諾スルノ特權ヲ享有ス

(二) 前項ニ掲クル權利ヲ行使スルノ條件ハ同盟國ノ國內法ノ規定スル所ニ依ル但シ右條件ハ之ヲ規定セル國ニ於テノミ效力ヲ有スヘシ右條件ハ如何ナル場合ニ於テモ著作權ノ人格權ヲモ又協議調ハサル場合ニ於テ權限アル機關ノ定ムル公正ナル補償ヲ受クル著作權者ノ權利ヲモ害スルコトヲ得サルヘシ

第十三條 (一) 音樂的著作物ノ著作權ハ左ノ事項ヲ許諾スルノ特權ヲ有ス

一、音樂的著作物ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ右著作物ヲ寫調スルコト

二、前號ノ機器ヲ以テ右著作物ヲ公ニ演奏スルコト

(二) 本條ノ適用ニ關スル留保及條件ハ各國ニ關スル限リ其ノ國ノ國內法ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ヘシ但シ此ノ種ノ留保及條件ハ之ヲ規定セル國ニ於テノミ效力ヲ有スヘシ

第十二條

續案、編曲及小説、讀物又ハ詩歌ト演劇脚本トノ相互ノ變作等ノ如キ文學的又ハ美術的著作物ノ許諾ナキ間接ノ轉用ガ同一ノ形態又ハ他ノ形態ニ於ケル右著作物ノ複製ニシテ主要ナラサル變更、増補又ハ省略ヲ爲シ且新ナル原著物タル性質ヲ具有セサルモノニ過キサルトキハ本條約ヲ適用スヘキ不法複製中ニ之ヲ特ニ包含スルモノトス

第十四條 (一) 文學的、學術的又ハ美術的著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ノ活動寫眞術ニ依ル複製、續案及公ノ上映ヲ許諾スルノ特權ヲ會ス

(二) 活動寫眞的製作物ハ著作權ガ著作物ニ獨創的性質ヲ與ヘタルトキハ文學的又ハ美術的著作物トシテ保護セララル若シ此ノ性質ヲ缺クトキハ活動寫眞的製作物ハ寫眞的著作物ノ保護ヲ享有ス

(三) 活動寫眞的著作物ハ複製又ハ續案セラレタル著作物ノ著作權ノ權利ヲ害セサル範圍内ニ於テ一ノ原著物トシテ保護セララルヘキモノトス

(四) 前諸規定ハ活動寫眞術ト類似ノ他ノ一切ノ方法ヲ以テ作リタル複製物又ハ製作物ニ之ヲ適用ス

第十五條 (一) 本條約ニ依リ保護セララル著作物ノ著作權ガ反對ノ證據アル迄眞正ノ著作權ト看做サレ從テ同盟ノ諸國ノ裁判所ニ於テ僞作者ニ對シテ訴訟ノ提起ヲ許容セ

ラルルカ爲ニハ其ノ名ガ通例ノ方法ニ依リ其ノ著作物ニ表示セララルルヲ以テ足ル

(一) 無名又ハ變名著作物ニ關シテハ發行者ニシテ其ノ名ガ著作物ニ表示セラレタルモノニ於テ著作者ニ屬スル權利ヲ保全スルノ權能ヲ有ス右發行者ハ他ノ證據ヲ要セスシテ無名又ハ變名著作者ノ承繼人ト認メラルベキモノトス

第十六條 (一) 一切ノ偽作物ハ原著作物ガ法律上ノ保護ヲ享有スル同盟國ノ權限アル機關ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

(二) 右同盟國ニ於テハ著作物ガ保護セラレサルカ又ハ保護ノ止ミタル國ヨリ來ル複製物ヲモ差押フルコトヲ得

(三) 差押ハ各國ノ國內法ニ從ヒ之ヲ行フ

第十七條 本條約ノ規定ハ一切ノ著作物又ハ製作物ノ頒布、上演、展覽ヲ國內ノ立法又ハ警察上ノ措置ニ依リ許可シ、取締リ、禁止スルノ同盟各國ノ政府ニ屬スル權利ヲ何等害スルコトナシ該權利ハ權限アル機關之ヲ行使スヘシ

第十八條 (一) 本條約ハ本條約實施ノ際其ノ本國ニ於テ保護ノ期間ノ滿了ニ依リ既ニ公有ニ屬シタルモノニ非サル一切ノ著作物ニ之ヲ適用ス

維持ス

(一) 右事務局ハ瑞西聯邦政府ノ管理ノ下ニ之ヲ置ク瑞西聯邦政府ハ其ノ組織ヲ定メ且其ノ事務ヲ監督ス

(二) 事務局ノ公用語ハ佛蘭西語トス

第二十二條 (一) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ニ付テノ著作物ノ權利ノ保護ニ關スル各種ノ報告ヲ蒐集シ之ヲ編纂發行ス事務局ハ同盟共同ノ利益ニ關スル事項ヲ講究シ且諸政府ヨリ受領シタル書類ニ依リ同盟ノ目的ニ關スル諸問題ニ付佛蘭西語ヲ以テ定期刊行物ヲ編纂ス同盟國政府ハ經驗上必要ト認メラルヘキ場合ニ於テハ合意ヲ以テ事務局ガ一又ハ二以上ノ他ノ國語ヲ以テ別版ヲ發行スルコトヲ許諾スルノ權利ヲ留保ス

(二) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ノ保護ニ關スル問題ニ付何時ニテモ同盟國ノ請求ニ應ジ其ノ必要トスルコトアルヘキ特殊報告ヲ與フルコトヲ要ス

出版法規

(三) 國際事務局長ハ其ノ所管事務ニ付年報ヲ作成シ之ヲ一切ノ同盟國ニ送付ス

第二十三條 (一) 國際事務局ノ經費ハ同盟國共同シテ之ヲ負擔ス右經費ハ新ナル議定アル迄ハ年額十二萬瑞西「フラン」ヲ超過スルコトヲ得サルヘシ右額ハ必要ナル場合

(一) 尤モ著作物カ從前認メラレタル保護ノ期間ノ滿了ニ依リ保護ノ要求セララルル國ニ於テ公有ニ屬シタルトキハ其ノ著作物ハ其ノ國ニ於テ新ニ保護セラレサルヘシ

(二) 右原則ノ適用ハ之ニ關シ同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スヘキ特別條約ノ規定ニ從フヘキモノトス此ノ種ノ規定ノ存在セサルトキハ各國ハ各自國ニ關シ右原則ノ適用ニ關スル方法ヲ定ムヘシ

(三) 前諸規定ハ同盟ニ新ニ加盟アリタル場合及保護ガ第七條ノ適用又ハ留保ノ拋棄ニ依リ擴張セララルヘキ場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十九條 本條約ノ規定ハ同盟ノ一國ノ法律ニ依リ一般ニ外國人ノ爲ニ定メラルヘキ一層寬大ナル規定ノ適用ヲ求ムルコトヲ妨ケス

第二十條 同盟國政府ハ特別ノ取極ガ同盟ニ依リ付與セラレタル權利ヨリ廣大ナル權利ヲ著作者ニ付與スヘキ限リ又ハ本條約ニ抵觸セサル他ノ規定ヲ包含スヘキ限リ各國相互間ニ右取極ヲ締結スルノ權利ヲ留保ス現存ノ取極ノ規定ニシテ右條件ニ合致スルモノハ引續キ適用アルモノトス

第二十一條 (一) 「文學的及美術的著作物保護國際同盟事務局」ナル名稱ノ下ニ設立セラレタル國際事務局ハ之ヲ

ニ於テハ第二十四條ニ掲クル會議ノ一ノ全會一致ノ決議ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得ヘシ

(二) 右經費總額ニ對シ各國ノ釐出割合ヲ定ムル爲同盟國及將來同盟ニ加入スル國ヲ六等ニ區分シ各等ノ釐出スヘキ單位ノ箇數ノ比例ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 第一等 二十五單位
- 第二等 二十單位
- 第三等 十五單位
- 第四等 十單位
- 第五等 五單位
- 第六等 三單位

(三) 右系數ニ各等ノ國數ヲ乘シ之ニ依リ得タル積ノ和ヲ單位數トシ之ヲ以テ費用總額ヲ除スヘシ其ノ商ハ一單位ノ費用額ヲ示スモノトス

(四) 各國ハ其ノ加盟ノ際前記等級中其ノ列セラレンコトヲ求ムルモノヲ聲明スヘシ尤モ爾後何時ニテモ他ノ等級ニ列セラレンコトヲ欲スル旨ヲ聲明スルコトヲ得ヘシ

(五) 瑞西國政府ハ事務局ノ豫算ヲ調製シ及其ノ支出ヲ監督シ必要ナル立替ヲ爲シ並ニ他ノ一切ノ同盟國政府ニ送付スヘキ毎年度ノ出納計算書ヲ作成ス

第二十四條

(一) 本條約ハ同盟制度ヲ完全ナラシムヘキ改良ヲ加ヘンガ爲之ニ改正ヲ加フルコトヲ得

(二) 右ノ如キ問題及其ノ他ノ點ニ付同盟ノ發達ニ關係アル問題ハ同盟國ニ於テ順次開設スヘキ會議ニ於テ該同盟國ノ委員之ヲ審議ス會議ヲ開設スヘキ國ノ政府ハ國際事務局ノ協力ヲ得テ會議ノ準備ヲ爲ス事務局長ハ會議ノ議事ニ列席シ且討論ニ參加スト雖モ議決ニ加ハラズ

(三) 本條約ノ如何ナル變更モ同盟ヲ組成スル各國一致ノ合意ヲ得ルニ非サレハ同盟ニ對シテ效力ナキモノトス

第二十五條

(一) 同盟ニ屬セサル國ニシテ本條約ノ目的トスル權利ノ法律上ノ保護ヲ確保スルモノハ其ノ請求ニ依リ加盟スルコトヲ得

(二) 右加盟ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ之ヲ通告スヘク該政府ハ之ヲ他ノ同盟國ニ通告スヘシ

(三) 右加盟ハ當然本條約ニ規定セル一切ノ條款ヘノ加入及本條約ニ規定セル一切ノ利益ノ享受ヲ伴ヒ且瑞西聯邦政府ガ他ノ同盟國ニ通告シタル後一月ニシテ其ノ效力ヲ生スヘシ但シ加入スル國ニ依リ後ノ日ガ指定セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス尤モ右同盟ヘ加入スル國ガ少クトモ一時翻譯ニ關シ第八條ニ代フルニ千八百九十六年「バ

第二十六條

(一) 同盟各國ハ本條約ガ其ノ殖民地、保護領、委任統治地域、其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル他ノ一切ノ地域又ハ宗主權ノ下ニ在ル一切ノ地域ノ全部又ハ一部ニ適用セラルル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ヘク之ニ依リ本條約ハ通告中ニ掲ケラレタル一切ノ地域ニ適用セラルヘシ右通告ナキトキハ本條約ハ右地域ニ適用セラレサルヘシ

(二) 同盟各國ハ本條約ガ前項ニ定ムル通告ノ目的ト爲リタル地域ノ全部又ハ一部ニ對シ適用セラレサルニ至ル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ヘク本條約ハ瑞西聯邦政府ニ宛テラレタル通告ノ受領後十二月ニシテ右通告中ニ掲ケラレタル地域ニ於テ適用セラレサルニ至ルヘシ

(三) 本條第一項及第二項ノ規定ニ從ヒ瑞西聯邦政府ニ對シテ爲サレタル一切ノ通告ハ之ヲ該政府ヨリ一切ノ同盟國ニ通知スヘシ

第二十七條

(一) 本條約ハ同盟國相互ノ關係ニ於テハ千八百八十六年九月九日ノ「ベルヌ」條約及順次之ヲ改正シタル諸條規ニ代ルヘシ從前實施セラレタル諸條規ハ本條約ヲ批准セサルヘキ國トノ關係ニ於テハ其ノ適用ヲ保持スヘシ

(二) 本條約ニ署名シタル國ハ從前爲シタル留保ノ利益ヲ引續キ保持スルコトヲ得ヘシ但シ批准書寄託ノ際其ノ旨ノ宣言ヲ爲スコトヲ條件トス

(三) 現ニ同盟ニ屬スル國ニシテ本條約ニ署名セサルヘキモノハ何時ニテモ本條約ニ加入スルコトヲ得ヘシ此ノ場合ニ於テハ該國ハ前項ノ規定ノ利益ヲ享有スルコトヲ得ヘシ

第二十八條

(一) 條約ハ批准セララルヘク其ノ批准書ハ遅クトモ千九百三十一年七月一日迄ニ「ローマ」ニ於テ寄託セララルヘシ

(二) 本條約ハ之ヲ批准シタル同盟國間ニ於テハ右期日後一月ニシテ實施セララルヘシ

但シ右期日前ニ於テ本條約ガ少クトモ同盟ノ六國ニ依リ批准セラレタルトキハ本條約ハ右同盟國ニ於テハ第六ノ批准書ノ寄託ガ瑞西聯邦政府ニ依リテ右同盟國ニ通告セ

ラレタル後一月ニシテ及爾後批准スヘキ同盟國ニ對シテハ各其ノ批准ノ通告後一月ニシテ實施セララルヘシ

第二十九條

(一) 本條約ハ其ノ廢棄ノ通告ノ爲サレタル日ヨリ一年ヲ經過スル迄ハ無期限ニ引續キ實施セララルヘシ

(二) 右廢棄ノ通告ハ瑞西聯邦政府ニ之ヲ爲スヘシ右廢棄ノ通告ハ之ヲ爲シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生スヘク本條約ハ同盟ノ他ノ諸國ニ對シテハ其効力ヲ存續スルモノトス

第三十條

(一) 本條約第七條第一項ニ定ムル五十年ノ保護ノ期間ヲ自國ノ法律ニ採用スル國ハ之ヲ瑞西聯邦政府ニ書面ヲ以テ通告スヘク該政府ハ直ニ之ヲ同盟ノ他ノ一切ノ諸國ニ通知スヘシ

(二) 第二十五條及第二十七條ニ依リ爲シ又ハ維持シタル留保ヲ拋棄スル國ニ付亦前項ニ同シ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名セリ

千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ伊太利王國政府ノ記録ニ寄託スヘシ
認證謄本一通ヲ外交上ノ手續ニ依リ同盟各國ニ送付セラルヘシ

(各國委員氏名省略)

出版法

(明治廿六年四月十日法律第十五號)

第一條 凡ソ機械合密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス文書圖畫ヲ印刷シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ其ノ文書ヲ著述シ又ハ編纂シ若ハ圖畫ヲ作爲スル者ヲ作者ト云ヒ發賣頒布ヲ擔當スル者ヲ發行者ト云ヒ印刷ヲ擔當スル者ヲ印刷者ト云フ

第二條 新聞紙又ハ定期ニ發行スル雜誌ヲ除クノ外文書圖畫ノ出版ハ總テ此ノ法律ニ依ルヘシ但シ專ラ學術、技藝、統計、廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ハ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得

第三條 文書圖畫ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達スヘキ日數ヲ除キ三日前ニ製本二部ヲ添ヘ内務省ニ届出ヘシ

第四條 官廳ニ於テ文書圖畫ヲ出版スルトキハ其ノ官廳ヨリ

發行前ニ製本二部ヲ内務省ニ送附スヘシ

第五條 出版届ハ著作者又ハ其ノ相續者及發行者連印ニテ之ヲ差出スヘシ但シ非賣品ハ著作者又ハ發行者ノミニテ届出ルコトヲ得

版權ノ保證ナキ文書圖畫ヲ出版スルトキ若ハ著作者又ハ其ノ相續者ヲ知ルヘカラサルトキハ其ノ由ヲ記シ發行者ヨリ差出スヘシ

學校、會社、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書圖畫ハ其ノ學校、會社、協會等ヲ代表スル者發行者ト連印シテ之ヲ届出ヘシ

第六條 文書圖畫ノ發行者ハ文書圖畫ノ販賣ヲ以テ營業トスル者ニ限ル但シ著作者又ハ其ノ相續者ハ發行者ヲ兼マルコトヲ得

第七條 文書圖畫ノ發行者ハ其ノ氏名、住所及發行ノ年月日ヲ其ノ文書圖畫ノ末尾ニ記載スヘシ

第八條 文書圖畫ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷ノ年月日ヲ其ノ文書圖畫ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所ト同シカラサルトキハ印刷所ヲモ記載スヘシ

印刷所若數人ノ共有ニ係ルトキハ營業上其ノ印刷所ヲ代表スル者ヲ以テ印刷者トス

前二項ノ印刷所ニシテ若營業上慣行ノ名稱アルモノハ其ノ名稱ヲモ記載スヘシ

第九條 書簡、通信、報告、社則、熟則、引札、諸藝ノ番附諸種ノ用紙證書ノ類及寫眞ハ第三條第六條第七條第八條ニ據ルヲ要セス但シ第十六條第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條ニ觸ルル者ハ此ノ法律ニ依テ處分ス

第十條 文書圖畫ノ冊號ヲ逐ヒ順次ニ出版スル者ハ其ノ都度第三條ノ手續ヲ爲スヘシ但シ雜誌類ニ在テハ内務大臣ノ許可ヲ經テ其ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ十二箇月間一回ヲモ發行セサル時ハ廢刊シタルモノト眞做スヘシ

第十一條 一タヒ出版届ヲ爲シタル文書圖畫ノ再版ハ出版届ヲ要セスト雖若改正増減シ又ハ註解、附録、繪畫等ヲ加ヘタルトキハ仍第三條ニ依ルヘシ

第十二條 演說若ハ講義ノ筆記ハ演說者若ハ講義者ヲ以テ著作者トス但シ筆記者ニ於テ演說者若ハ講義者ノ承諾ヲ得テ自ラ之ヲ出版スルトキハ筆記者ヲ著作者ト看做スヘシ此ノ場合ニ於テ記載ノ事項第十六條第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條ニ觸ルルトキハ演說者若

ハ講義者筆記者ト同ク其ノ罪ヲ論ス

公開ノ席ニ於テ爲シタル演說ヲ新聞紙若ハ雜誌ノ通信者ニ於テ筆記シ其ノ新聞紙若ハ雜誌ニ記載シタルモノ及總テ演說者講義者ノ承諾ヲ經スシテ其ノ筆記ヲ出版シタルモノニ關シテハ演說者若ハ講義者ハ著作ノ責ニ任セス

公開ノ席ニ於テ爲シタル演說ノ外ハ講義者又ハ演說者ノ許諾ヲ經ルニ非サレハ他人ニ於テ其筆記ヲ出版スルコトヲ得ス但シ本項ニ違フ者ハ版權法ニ據リ其ノ責ニ任セシム

第十三條 二種以上ノ著作若ハ演說講義ノ筆記ヲ編纂シテ一部ノ書ト爲ストキハ編纂者ヲ著作者ト看做スヘシ

前條第一項ノ末段及第二項第三項ハ本條ニ適用スヘシ

第十四條 翻譯ハ翻譯者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十五條 學校、會社、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書圖畫ハ其ノ出版届ニ署名シタル代表者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十六條 犯罪ヲ曲庇シ又ハ刑事ニ觸レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ若ハ賞恤スルノ文書ヲ出版スルコトヲ得ス

第十七條 重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ハ公判ニ付セサル以前ニ於テ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第十八條 外交軍事其ノ他官廳ノ機密ニ關シ公ニセサル官ノ文書及官廳ノ議事ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ議事ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第十九條 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル文書圖書ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十條 外國ニ於テ印刷シタル文書圖書ニシテ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ内務大臣ハ其ノ文書圖書ノ内國ニ於ケル發賣頒布ヲ禁シ其ノ印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 軍事ノ機密ニ關スル文書圖書ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第二十二條 第三條ノ届出ヲ爲サスシテ文書圖書ヲ出版シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 第六條ヲ犯ス者ハ十一日以上三月以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 發行者自己ノ氏名、住所又ハ發行ノ年月日又ハ印刷者ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ發行スル文書

圖書ニ記載セス其ノ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセサル者ハ二圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 印刷者自己ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ印刷スル所ノ文書圖書ニ記載セス若ハ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセサル者ハ罰前條ニ同シ

住所ト印刷所ト同シカラサルトキ及印刷所ニシテ營業上慣行ノ名稱アルトキ印刷所及名稱ヲ記載セサル者亦前項ニ同シ

第二十六條 政體ヲ變壞シ國憲ヲ紊亂セムトスル文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者、印刷者ヲ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二十七條 風俗ヲ壞亂スル文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作者發行者ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 第十六條第十七條第十八條第二十一條ニ觸ルル文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者ヲ十一日以上一年以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條、第二十條ニ依リ發賣頒布ヲ禁セラレタル文書圖書ヲ發賣頒布シタル者罰前項ニ同シ其ノ未タ發賣頒布セサル文書圖書ハ之ヲ沒收ス

第二十九條 第二十六條第二十七條第二十八條ノ場合ニ於テ刻版及印本ハ檢事ニ於テ假ニ之ヲ差押フコトヲ得

第三十條 前條ノ差押ヲ爲ストキハ製本ノ體裁ニヨリ其ノ差押フヘキ部分ト他ノ部分ト分割シ得ルニ於テハ之ヲ分割スルコトアルヘシ

第三十一條 文書圖書ヲ出版シ因テ誹毀ノ訴ヲ受ケタル場合ニ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ノ證明ヲ許スコトヲ得若シテ證明シタルトキハ其ノ罪ヲ免ス

損害賠償ノ訴ヲ受ケタルトキモ亦同シ

第三十二條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ自首輕減、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

第三十三條 此ノ法律ニ關ル公訴ノ時効ハ一年ヲ經過スルニ因テ成就ス

第三十四條 此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ其ノ記載ノ事項第二條ノ範圍外ニ涉ルトキハ内務大臣ハ此ノ法律ニ依リテ出版スルコトヲ差止ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ一箇年ヲ經ルニ非サレハ更ニ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得ス

第三十五條 文書圖書ヲ印刷スル時ハ直ニ發賣頒布セスト雖

モ其ノ目的發賣頒布ニ在ルモノハ總テ此ノ法律ニ依ル

出版ニ關スル願届書式

(明治三十二年七月十四日內務省告示第八十號)

出版ニ關スル願届書式左ノ通之ヲ定ム

(第一號書式)

出版届

著作者ノ氏名、稱號著(編輯、演說、講義、翻譯)

一 文書圖書ノ題號 全何冊(枚)

右出版法ニ依リ 年 月 日ヨリ發行候間製本二部相添此

段御届申上候也 年月日

原籍及住所

發行者 商號

原籍及住所

著作者(相續者) 氏 宛

宛

内務大臣

再 版 届

著作者ノ氏名、稱號著(編輯、演說、講義、翻譯)
 一 文書圖書ノ題號 全何冊(枚)
 一 初版發行ノ年月日
 右出版法ニ依リ 年 月 日ヨリ發行候間製本二部相添此
 段御届申上候也
 年 月 日

原籍及住所 編輯者 氏 名 印
 原籍及住所 原籍者 氏 名 印
 發行者 商號 氏 名 印
 年 月 日
 宛
 著作者(相續者) 氏 名 印
 原籍及住所
 內務大臣 宛
 (第三號書式)
 學術(技藝、統計、廣告)雜誌出版届
 一、雜誌ノ題號 第何號
 右ハ専ラ學術(技藝、統計、廣告)ニ關スル事項ヲ記載シ出
 版法ニ依リ 年 月 日發行候間製本二部相添此段御届申
 候也
 年 月 日
 原籍及住所

編輯者 氏 名 印
 原籍及住所 原籍者 氏 名 印
 發行者 商號 氏 名 印
 年 月 日
 宛
 著作者(相續者) 氏 名 印
 原籍及住所
 內務大臣 宛
 (第四號書式)
 學術(技藝、統計、廣告)雜誌出版手續省略願
 一、雜誌ノ題號 第何號ヨリ
 右ハ専ラ學術(技藝、統計、廣告)ニ關スル事項ヲ記載シ出
 版法ニ依リ出版候間出版ノ都度届出ノ手續ヲ省略シテ製本
 二部ノミ相納候様致度此段相願候也
 年 月 日

原籍及住所 編輯者 氏 名 印
 原籍及住所 原籍者 氏 名 印
 發行者 商號 氏 名 印
 年 月 日
 宛
 著作者(相續者) 氏 名 印
 原籍及住所
 內務大臣 宛
 豫約出版法

(明治四十三年四月十日 六日法律第五十五號)

第一條 代金ノ全部又ハ一部ヲ前收シ文書圖書ノ頒布ヲ豫約
 スル出版ニ對シテハ出版法ニ依ルノ外尙本法ヲ適用ス

第二條 發行者ハ左ノ事項ヲ記載シ內務大臣ニ届出ツヘシ
 一 題號
 二 發行ノ年月日及順次發行ノ場合ハ其ノ豫定年月日
 三 著作者ノ氏名
 四 内容、製本及紙數ノ概要
 五 豫約定價及代金前收ノ方法
 六 發行所
 七 發行者ノ氏名、生年月日、法人ナルトキハ其ノ名稱
 及代表者ノ氏名

前項ノ届出ハ書面ヲ以テシ發行者又ハ其ノ法定代理人ヨリ
 豫約手續ニ着手ノ日ヨリ十日以前ニ管轄地方官廳ニ之ヲ差
 出スヘシ

第三條 豫約出版物ニ付出版法ニ依リテ爲ス出版届書ニハ第
 二條ニ依リテ届出ヲ爲シタルコト及其ノ年月日ヲ記載スヘ
 シ

第四條 發行者又ハ其ノ法定代理人ハ第二條ノ届出ト同時ニ
 保證金トシテ管轄地方官廳ニ左ノ金額ヲ納ムヘシ

一 豫約定價十圓未満ハ金五百圓
 二 豫約定價十圓以上ハ金千圓

保證金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有價證券ヲ以テ之ニ充ツ
 ルコトヲ得

第五條 發行所、發行者ノ法定代理人、發行者法人ナルトキ
 ハ其ノ名稱及代表者ニ變更アリ又ハ發行者能力ヲ失ヒ死亡
 若ハ解散シ又ハ死亡若ハ解散ニ因リ法律上豫約出版ヲ廢絶
 スルノ已ムヲ得サルニ至リタルトキハ十日以内ニ內務大臣
 ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ハ書面ヲ以テシ發行者又ハ其ノ法定代理人、其
 ノ死亡ニ係ルトキハ相續人、相續人定マラス又ハ相續人ナ
 キトキハ戸主若ハ同居ノ親族、法人ノ合併ニ因ル解散ニ係
 ルトキハ其ノ法人ノ權利及義務ヲ承繼シタル法人、破産ニ
 因ル解散ニ係ルトキハ破産管財人ヨリ管轄地方官廳ニ之ヲ
 差出ヘシ

第六條 法律上已ムヲ得サルニ非サル豫約出版ノ廢絶又ハ第
 二條第一項第一號乃至第五號ノ變更及死亡若ハ解散ニ因ラ
 サル發行者ノ變更ハ新舊發行者又ハ其ノ法定代理人ヨリ其
 ノ事由ヲ具シタル書面ヲ以テ豫メ管轄地方官廳ヲ經由シ內
 務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ハ豫約當事者ノ解除權行使ヲ妨ケラルルコトナシ

第七條 相續人又ハ法人ノ合併ニ因リ其ノ權利及義務ヲ承繼シタル法人ハ豫約出版ニ關スル權利及義務ヲ承繼ス

第八條 保證金ニ對スル權利及義務ハ發行者變更ノ場合ニ於テ承繼發行者之ヲ承繼ス

第九條 保證金ハ適法ニ豫約出版ヲ廢絶シ又ハ完全ニ豫約ヲ履行シタル後ニ非サレハ其ノ還付ヲ請求シ又ハ其ノ債權ヲ讓渡スルコトヲ得ス但シ國稅徵收法及之ヲ準用スル法令ヲ適用シ又ハ豫約解除若ハ豫約不履行ニ因リ代金返還若ハ損害賠償ヲ命スル判決ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス

第十條 發行者又ハ其ノ法定代理人ハ保證金ノ闕額ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ填補スヘシ

第十一條 第二條、第四條ノ規定ニ依シテ豫約手續ニ着手シ又ハ第六條若ハ第九條ニ違反シ又ハ管轄地方官廳ノ督促ヲ受ケタル後七日以内ニ保證金ヲ填補セサル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 本法ハ新聞紙、出版法第二條但書ニ依ル雜誌及官廳ニ於テ出版スル文書圖書ニ之ヲ適用セス

第十二條 明治卅三年法律第五十二號ハ前條ノ犯罪ニ之ヲ準用ス
參照 法律第五十二號(明治三十三年三月十三日)法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件【第一條】法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ租稅及葉煙草專賣ニ關スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ處スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス【第二條】法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス【第三條】法人ヲ處罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ關シテハ一月以内科料ニ關シテハ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力アルモノトス(前項ニ依リ執行ヲ爲スニハ執行前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス)

豫約出版ニ關スル願届書式

(第一號書式)

豫約出版届 (豫約着手十日前三通)

- 一、題號
 - 二、發行ノ年月日 (順次發行ノ場合ハ其起○並ニ○定)
 - 三、著作者ノ氏名
 - 四、内容製本紙數ノ概要
 - 五、豫約定價及代金前收方法
 - 六、發行所及名稱
 - 七、發行者ノ氏名生年月日
- 右ハ年月日ヨリ豫約手續ニ着手致候ニ付保證金圓
警視廳ニ納メ置候條此段及御届候也
年 月 日

内務大臣

殿

住所 發行人 氏 名 宛

(第二號書式)

豫約出版届出事項變更願

一、舊事項

出版法規

二、新事項
右ハ何々ノ事由ニ由リ變更致度候ニ付御許可相成度此段及御願候也
年 月 日

内務大臣

宛

住所 發行人 氏 名 宛

(第三號書式)

履行届

一、題號
右ハ年月日ヨリ豫約手續ニ着手致 年月 日豫約者何名ニ對シ完全ニ義務ヲ履行仕リ候條此段及御届候也
年 月 日

内務大臣

宛

住所 發行人 氏 名 宛

(第四號書式)

廢絶届 (届書三通)

一、題號
右ハ年月日豫約手續ニ着手致候處今何々ノ事由ニ

依リ廢絶致度候條特別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成度別紙何
何(寫)添付此段及御願候也
年月日

住所 發行人 氏名 内務大臣 宛 名 印

新聞紙法

(明治四十二年五月六日法律第四一號)

- 第一條 本法ニ於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ題號ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メスシテ發行スル著作物及定時期以外ニ本著作物ト同一題號ヲ用ヒテ臨時發行スル著作物ヲ謂フ
- 同一題號ノ新聞紙ヲ他ノ地方ニ於テ發行スルトキハ各別種ノ新聞紙ト看做ス
- 第二條 左ニ掲クル者ハ新聞紙ノ發行人又ハ編輯人タルコトヲ得ス
- 一 本法ヲ施行スル帝國領土内ニ居住セサル者
 - 二 陸海軍軍人ニシテ現役若ハ召集中ノ者
 - 三 未成年者、禁治産者及準禁治産者

- 四 懲役又ハ禁錮ノ刑ノ執行中又ハ執行猶豫中ノ者
- 第三條 印刷所ハ本法ヲ施行スル帝國領土外ニ之ヲ設クルコトヲ得ス
- 第四條 新聞紙ノ發行人ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ
- 一 題號
 - 二 掲載事項ノ種類
 - 三 時事ニ關スル事項ノ掲載ノ有無
 - 四 發行ノ時期、若時期ヲ定メサルトキハ其ノ旨
 - 五 第一回發行ノ年月日
 - 六 發行所及印刷所
 - 七 持主ノ氏名、若法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名
 - 八 發行人、編輯人及印刷人ノ氏名年齢但シ編輯人二人以上アルトキハ其ノ主トシテ編輯事務ヲ擔當スル者ノ氏名年齢
- 第五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ事項ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ第四號若ハ第六號ノ事項又ハ持主、編輯

人、印刷人ノ變更ハ變更前又ハ變更後七日以内ニ前條ノ手續ニ依リ發行人ヨリ之ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ但シ持主變更ノ届出ニハ死亡ニ因ル場合ノ外新舊持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署ヲ要ス

第六條 死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル發行人ノ權利及義務ヲ承繼シタル發行人ハ其ノ發行人ト爲リタル日ヨリ七日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ノ外發行人ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 新聞紙ハ届出ヲ爲シタル發行時期又ハ發行休止ノ日ヨリ起算シテ百日間、三回發行ノ期間ヲ通シテ百日ヲ超ユル新聞紙ニ在リテハ三回發行ノ期間之ヲ發行セサルトキハ其發行ヲ廢止シタルモノト看做ス

第八條 發行人若ハ編輯人死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リ後任ノ發行人若ハ編輯人ヲ定メサル間又ハ發行人若ハ編輯人一箇月以上本法ヲ施行スル帝國領土外ニ旅行スル場合ニ於テハ假發行人若ハ假編輯人ヲ設クルニ非サレハ新聞紙ノ發行ヲ爲スコトヲ得ス

發行人及編輯人ニ關スル本法ノ規定ハ假發行人及假編輯人ニ之ヲ準用ス

第九條 編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ掲クル者ニ之ヲ準用ス

- 一 編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタルモノ
- 二 掲載ノ事項ニ署名シタル者
- 三 正誤書、辯駁書ノ事項ニ付テハ其ノ掲載ヲ請求シタル者

第十條 新聞紙ニハ發行人、編輯人、印刷人ノ氏名及發行所ヲ掲載スヘシ

第十一條 新聞紙ハ發行ト同時ニ内務省ニ二部管轄地方官廳、地方裁判所檢事局及區裁判所檢事局ニ各一部ヲ納ムヘシ

第十二條 時事ニ關スル事項ヲ掲載スル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ保證トシテ左ノ金額ヲ納ムルニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス

- 一 東京市、大阪市及其ノ市外三里以内ノ地ニ於テハ二千圓
 - 二 人口七萬以上ノ市又ハ區及其ノ市又ハ區外一里以内ノ地ニ於テハ一千圓
 - 三 其ノ他ノ地方ニ於テハ五百圓
- 前項ノ金額ハ一箇月三回以下發行スルモノニアリテハ其ノ

半額トス
保證金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十三條 保證金ニ對スル權利及義務ハ發行人變更ノ場合ニ於テ後任發行人之ヲ承繼スルモノトス

第十四條 保證金ハ發行ヲ廢止シタルトキニ非サレハ其ノ還附ヲ請求シ又ハ其ノ債權ヲ讓渡スルコトヲ得ス但シ國稅徵收法及之ヲ準用スル法令ヲ適用シ又ハ名譽ニ對スル罪ニ因ル損害賠償ノ判決ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 保證金ヲ納ムル新聞紙ニ關シ發行人又ハ編輯人罰金又ハ刑事訴訟費用ノ言渡確定ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ檢事ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得

第十六條 保證金ハ其ノ闕額ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ填補スルニ非サレハ其ノ新聞紙ヲ發行スルコトヲ得ス但シ闕額ヲ生シタル日ヨリ七日以内ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 新聞紙ニ掲載シタル事項ノ錯誤ニ付其ノ事項ニ關スル本人又ハ直接關係者ヨリ正誤又ハ正誤書、辯駁書ノ掲載ヲ請求シタルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル後次回又ハ第三回ノ發行ニ於テ正誤ヲ爲シ又ハ正誤書、辯駁書ノ全文ヲ掲載スヘシ

載スヘシ
正誤、辯駁ハ原文ト同號ノ活字ヲ用フヘシ
正誤、辯駁ノ趣旨法令ニ違反スルトキ又ハ請求者ノ氏名住所ヲ明記セサルトキハ之ヲ掲載スルコトヲ要セス
正誤書、辯駁書ノ字數原文ノ字數ヲ超過シタルトキハ其ノ超過ノ字數ニ付發行人ノ定メタル普通廣告料ト同一ノ料金ヲ要求スルコトヲ得

第十八條 官報又ハ他ノ新聞紙ヨリ抄録セシ事項ニシテ官報又ハ新聞紙ニ於テ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載シタルトキハ本人又ハ直接關係者ノ請求ナシト雖其ノ官報又ハ新聞紙ヲ得タル前後條ノ例ニ依リ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載スヘシ但シ料金ヲ要求スルコトヲ得ス

第十九條 新聞紙ハ公判ニ付スル以前ニ於テ豫審ノ内容其ノ他檢事ノ差止メタル捜査又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項又ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得ス

第二十條 新聞紙ハ官署、公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ議事ヲ許可ヲ受ケシテ掲載スルコトヲ得ス請願書又ハ訴訟書ニシテ公ニセラレサルモノ亦同シ

第二十一條 新聞紙ハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ

刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ事項ヲ掲載スルコトヲ得ス

第二十二條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ填補スヘキ場合ニ於テ之ヲ納メ若クハ之ヲ填補セスシテ發行シタルトキハ正當ノ届出ヲ爲シ又ハ保證金ヲ納メ若クハ之ヲ填補スル迄管轄地方官廳ニ於テ新聞紙ノ發行ヲ差止ムヘシ

第二十三條 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ發賣及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ掲載ヲ差止ムルコトヲ得

第二十四條 内務大臣ハ外國若ハ本法ヲ施行セサル帝國領土ニ於テ發行シタル新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ本法施行ノ地域内ニ於ケル發賣及頒布ヲ禁止シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

新聞紙ニ對シ一年以内ニ二回以上前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ其ノ新聞紙ヲ本法施行ノ地域内ニ輸入又ハ移入スルヲ禁止スルコトヲ得

第二十五條 前項第二項ニ依ル禁止ノ命令ニ違反シテ輸入又ハ移入シタル新聞紙及第四十三條ニ依ル禁止ノ裁判ニ違反シテ發賣又ハ頒布スルノ目的ヲ以テ印刷シタル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

第二十六條 本法ニ依リ差押ヘタル新聞紙ニシテ二年以上其ノ差押ヲ解除セラレサルトキハ差押ヲ執行シタル行政官廳ニ於テ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條 陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ對シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ關スル事項ノ掲載ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二十八條 第二條ニ該當スル者ニシテ事實ヲ詐リ發行人又ハ編輯人ト爲リタルトキハ三月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第三條ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ第四條第一項第一號第四號乃至第六號ニ關シ届出ノ事項ニ違反シタル行爲ヲ爲シ又ハ第十一條ニ違反シタルトキハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 第四條第一項第二號又ハ第三號ニ關シ届出ノ事

項ニ違反シタル行爲ヲ爲シタルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十二條 第八條第一項ニ違反シタルトキハ發行人死亡シ又ハ第三條ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ實際發行ヲ爲シタル者其ノ他ノ場合ニ於テハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十三條 第十條ニ違反シ又ハ掲載ニ實ヲ以テセザルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十四條 第十二條第一項、第二項、第十六條ニ違反シ又ハ第二十二條ニ依ル差止ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第十七條第一項、第二項、又ハ第十八條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十六條 第十九條、第二十條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 第二十一條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第二十三條ニ依ル禁止若ハ差止ノ命令、第二十四條ニ依ル禁止命令、第四十三條ニ依ル禁止ノ裁判ニ違反

シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス情ヲ知リテ其ノ新聞紙ヲ發賣又ハ頒布シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第二十七條ニ依ル禁止又ハ制限ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ禁錮及三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第四十條乃至第四十二條ニ依リ處罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得

第四十四條 本法ニ定メタル犯罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セス

第四十五條

新聞紙ニ掲載シタル事項ニ付名譽ニ對スル罪ノ公訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ惡意ニ出テス専ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ヲ證明スルコトヲ許スコトヲ得若其ノ證明ノ確立ヲ得タルトキハ其ノ行爲ハ之ヲ罰セス公訴ニ關聯スル損害賠償ノ訴ニ對シテハ其ノ義務ヲ免ル

附則

新聞紙條例ハ之ヲ廢止ス

本法施行前ヨリ發行スル新聞紙ニシテ本法ノ規定ニ依リ保證金ニ關額ヲ生スルニ至リタルトキハ本法施行ノ日ヨリ三年間其ノ填補ヲ猶豫ス

第二十六條ノ規定ハ本法施行前ノ差押ニ係ル新聞紙ニ之ヲ準用ス

新聞紙法ニ關スル願屆書式

(第一號書式)

新聞紙發行屆 (第一回發行年月日ヨリ十日以前ニ届書ニ通)

- 一 題號 何々
- 二 掲載事項ノ種類 何々
- 三 時事ニ關スル事項掲載ノ有無 (有、無)

出版法規

(第二號書式)

新聞紙改題屆 (變更十日以前)

- 一 現在ノ題號
- 一 變更ノ題號
- 右 年 月 日ヨリ改題致候間此段御届申上候也
- 年 月 日

- 四 發行時期 日刊又ハ毎月何回 (何日若クハ不定)
 - 五 第一回發行年月日 何年何月何日
 - 六 發行所在地及名稱
 - 七 印刷所所在地及名稱
 - 八 持主氏名、原籍、居住地 生年月日
 - 九 發行人 同上
 - 十 編輯人 同上
 - 十一 印刷人 同上
- 右ハ新聞紙法ニ據リ發行致候間 (管轄廳ニ保證金何圓納置候條) 此段及御届候也
- 年 月 日

發行人 氏 名 印
 持主 氏 名 印
 宛 內務大臣 宛

(第三號書式)

何新聞紙記載ノ種類變更屆

(變更十日
前届書二通)

一 現在ノ記事ノ種類

一 變更ノ記事ノ種類

右ノ通リ 年月 日ヨリ變更致候間此段御届申上候也

(保證金ヲ納メス發行シタルモノヲ變更シテ保證
金ヲ要スルモノト爲サントスルノ例ハ左ノ如シ)

右ノ通リ 年月 日ヨリ變更致候ニ付保證金何圓(若ハ有價證)

轉廳ヘ納置候間此段御届申上候也

年月 日

内務大臣

住所

宛 發行人 氏

名 印

(第四號書式甲)

何新聞紙發行人變更

(變更前又ハ變更後七
日以内届書二通)

現在發行人 氏 名

内務大臣

宛

發行人 氏 名
編輯人 氏 名
印刷人 氏 名

名 印
名 印
名 印

(同 乙)

何新聞紙發行人變更屆

(變更前又ハ變更後
七日以内届書二通)

舊 發行人 氏 名

原籍及居住ノ地

新 發行人 氏 名

年 齡

右舊發行人何誰 年月 日死亡(法律上資格ヲ失ヒ)候

ニ付(何誰假發行人ノ名義ヲ以テ引續發行致候處) 年

月 日ヨリ右ノ通リ變更致候間此段御届申上候也

年月 日

舊 發行人 氏 名

假 發行人 氏 名

名 印
名 印

(假發行人アリタルトキハ連署ス)

原籍及居住ノ地

新 發行人 氏 名 印

内務大臣

宛

(第五號書式)

何新聞紙編輯人(印刷人)變更屆

舊編輯人(舊印刷人) 氏 名 印

原籍及居住ノ地

新編輯人(新印刷人) 氏 名 印

年 齡

右ノ通リ 年月 日ヨリ變更致候間此段御届申上候也

年月 日

舊編輯人(舊印刷人) 氏 名 印

新編輯人(新印刷人) 氏 名 印

發行人 氏 名 印

内務大臣

宛

(第六號書式)

何新聞紙發行時期變更屆

(變更前又ハ變更後
七日以内届書二通)

一 舊發行ノ時期

出版法規

一 新發行ノ時期

右ノ通リ 年月 日ヨリ變更致候間此段御届申上候也

年月 日

内務大臣

宛

發行人 氏 名 印

(第七號書式)

何新聞紙發行所(印刷所)變更屆

一 舊發行所(舊印刷所)所在及名稱

一 新發行所(新印刷所)所在及名稱

右ノ通リ 年月 日ヨリ變更致候間此段御届申上候也

年月 日

發行人 氏 名 印

内務大臣

宛

納本ニ就テノ注意

○書籍ヲ出版シ雜誌ヲ發行スル毎ニ左ノ如ク納本スルコトヲ要ス

書籍 (出版法ニ依ル雜誌モ同シ)

内務省警保局圖書課(出版届ト共ニ) 二部

○新聞紙法ニ據リ發行スルモノハ發行ト同時ニ左記ニ納本ヲ要ス

- 内務省警保局圖書課 二部
- 警視廳官房 檢關係 一部
- (東京)地方裁判所檢事局 一部
- (東京)區裁判所 檢事局 一部
- 差出郵便局 一部
- 所轄警察署 一部

○本屆出及納本ヲ怠リタルトキハ新聞紙法違反ニ據リ處罰サルルコトアルヘシ

○本屆書ハ警視廳檢關係へ提出ヲ要ス

○納本ニハ表面ニ左記ノ印(直徑曲尺一寸)押捺セラレタシ



(誌雜ノ證保有)



(誌雜ノ證保無)

第三種郵便物認可規則

(明治四十年八月十七日、逓信省令第三十五號、大正八年省令第二十五號改正)

- 第一條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケムトスル者ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ發行地所轄ノ逓信局へ願出ツヘシ
- 第二條 第三種郵便物ト爲スヘキ定期刊行物ハ左ノ條件ヲ具備スルモノニ限ル
 - 一 毎月一回以上逐號定期ニ發行スルコト
 - 二 記載事項ノ性質終期ヲ豫定スヘカラサルコト
 - 三 書籍ノ性質ヲ有セサルコト
 - 四 政事、時事、農事、工事、商事、學術、技藝、統計等公共ノ性質ヲ有スル事項ヲ報道論議スルヲ以テ發行ノ目的ト爲シ且汎ク公衆ニ發賣スルコト
- 第三條 本規則ニ依ル認可ヲ受ケムトスル定期刊行物ノ發行人ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ見本二部ヲ添へ差出スヘシ
 - 一 題號
 - 二 記載事項ノ種類
 - 三 發行人
 - 四 發行所

五 發行人ノ住所

六 發行ノ定日

第四條ノ一 本規則ニ依ル認可ノ效力ハ認可ヲ受ケタル號ヨリ發生スルモノトス

最後發行ノ次ノ定日ヨリ起算シ三十日ヲ過キテ發行セサルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第四條ノ二 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行人ハ其ノ定期刊行物發行ノ際之ヲ差出スヘキ郵便局(郵便物ノ集配事務ヲ取扱フ局ニ限ル)ヲ豫メ發行地所轄逓信局ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第五條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行人ハ其ノ發行毎ニ先ツ發行地所轄ノ逓信局及其ノ指定シタル郵便局ニ見本一部ヲ差出スヘシ

第六條 第三條第一號乃至第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ發行人ヨリ發行地所轄ノ逓信局ニ願出テ其ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ發行人ヲ變更セムトスルトキハ新舊發行人連署スヘシ舊發行人連署スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ願書ニ證明スヘシ

第三條第四號乃至第六號ノ事項ヲ變更シタルトキ又ハ廢刊、休刊、發行禁止ノトキハ其發行人ヨリ三日以内ニ發行

地所轄ノ逓信局ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ發行所ヲ他ノ所轄區内ニ移轉セムトスルトキハ認可ヲ受ケタル逓信局ヲ經由シ移轉先ヲ所轄スル逓信局ニ願出テ其認可ヲ受クヘシ

第七條 第三條及前條第一項及第三項ノ出願人ハ左記ノ割合ニ依リ手数料ヲ納ムヘシ

- 一 新ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケムトスルトキ又ハ第三條中ニ二事項以上變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ金拾圓
- 二 第三條中其ノ一事項ニ對シ變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ金五圓

前項ノ手数料ハ逓信局又ハ管理事務分掌一等局ノ指示ニ從ヒ郵便切手ヲ以テ納付スヘシ

第八條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物及其ノ臨時増刊並其ノ發行人左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其認可ヲ取消スヘシ

- 一 第二條各號ノ條件ヲ缺キタルトキ
- 二 第四條ノ二ノ届出ヲ怠リタルトキ
- 三 第五條見本ノ差出ヲ怠リタルトキ
- 四 第六條ノ手續ヲ怠リタルトキ

五 届出ノ事項事實ト相違アルトキ
第九條ノ一 第四條ノ一第二項ニ依リ認可ノ效力ヲ失ヒタルモノ及前條ニ依リ認可ヲ取消サレタルモノ又ハ之ヲ繼承シタリト認メタル定期刊行物ニ對シテハ情狀ニ依リ再ヒ認可ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第九條ノ二 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケサル刊行物ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタルコトヲ表示スヘキ文字ヲ印刷シタルトキハ發行人ヲ百圓以内ノ罰金ニ處ス

附 則

第十條 本規則ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
 明治三十三年九月遞信省令第七十三號第三種郵便物發行規則ハ本規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十一條 從來ノ規程ニ依リ現ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ本規則ニ抵觸セスシテ發行スルモノハ尙其ノ效力ヲ有ス

郵便規則摘要

(三十九年九月遞信省令、第四十二號)

第二十條 定期刊行物ハ其ノ刊行物初頁上部ニ其ノ名稱、發行期日、回数、逐號番號、發行年月日及何年何月何日第三

種郵便物認可ノ文字、次頁以下ハ上部ニ其ノ名稱又ハ略記號、發行年月日及第三種郵便物認可ノ文字ヲ印刷スヘシ但シ冊子トナシタル刊行物ハ最初及最終ノ頁面ノミニ印刷スルコトヲ得

第二十一條 定期刊行物ハ本紙ノ重量ニ超過セス本紙ト同性質ノ記事、廣告又ハ書、畫圖ヲ印刷シ之ニ本紙ノ名稱、番號、並ニ發行ノ年月日及附録ノ文字ヲ記入シ且ツ冊子ト爲ササルモノニ限り附録トシテ之ヲ本紙ニ添付スルコトヲ得

第二十二條 緊急時事ヲ報道スル爲メ臨時ニ發行スル定期刊行物ノ號外ハ定期刊行物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

定期刊行物ノ號外ハ之ニ本紙ノ名稱、發行ノ年月日何年何月何日第三種郵便物認可及號外ノ文字ヲ記入スヘシ

第二十三條 定期刊行物ニハ其發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ本紙ノ重量ヲ超過セサルモノニ限り之ヲ綴込又ハ貼付スルコトヲ得

第三種郵便物ニ關スル願届書式

(第一號書式)

(發行所ヲ他ノ遞信局區内ニ移轉スル場合ニ限ル) (當局經由ヲ要ス)

發行所變更願

年 月 日 第三種郵便物認可

舊發行所

新發行所

右之通り 月 日ヨリ變更致候間御認可相成度及御願候

年 月 日

右發行人 氏

名 印

(新發行所々轉遞信局長名)

遞信局長 殿

(第二號書式)

(見本差出) 局 經 由 (朱 記)

發行所變更届

年 月 日 第三種郵便物認可

題 號

舊發行所

新發行所

右之通り 月 日ヨリ變更致候

年 月 日

右發行人 氏

名 印

東京遞信局御中

(第三號書式)

出版法規

(見本差出) 局 經 由 (朱 記)

發行日臨時變更届

年 月 日 第三種郵便物認可

右 月 日發行スヘキ處臨時 月 日ニ變更致候

年 月 日

右發行人 氏

名 印

東京遞信局御中

(發行日臨時變更ハ翌月及次ノ發行日ニ涉ルコトヲ得ズ)

(第四號書式)

(見本差出) 局 經 由 (朱 記)

發行人住所變更届

年 月 日 第三種郵便物認可

題 號

舊住所

新住所

右之通り 月 日ヨリ變更致候

年 月 日

右發行人 氏

名 印

東京遞信局御中

(第五號書式)

經 由 (朱記)

休刊屆

年 月 日 第三種郵便物認可
第何號

右 月 日 發行スヘキ處休刊致候

右發行人 氏

名 ㊟

(第六號書式)

經 由 (朱記)

第三種郵便物差出局變更屆(見本一部添付)

年 月 日 第三種郵便物認可

舊差出局

新差出局

右之通り 月 日ヨリ變更可致候

右發行人 氏

名 ㊟

東京逓信局御中

(第七號書式)

經 由 (朱記)

臨時増刊發行屆

年 月 日 第三種郵便物認可

右 月 日 第 號臨時増刊トシテ發行致候

右發行人 氏

名 ㊟

東京逓信局御中

(第八號書式)

經 由 (朱記)

發行定日變更屆

年 月 日 第三種郵便物認可

舊發行定日

新發行定日

右之通り 月 日發行分ヨリ變更致候

右發行人 氏

名 ㊟

東京逓信局御中

(第九號書式)

經 由 (朱記)

體裁變更屆

年 月 日 第三種郵便物認可

右刊行物 月 日發行第 號ヨリ見本ノ通り體裁變更致候

年 月 日

右發行人 氏

名 ㊟

東京逓信局御中

各種屆書類ニ關スル注意

- 一 屆書類ハ總テ見本差出局ヘ差出スコト
- 一 用紙ハ可成半紙二ツ折ヲ用ヒ綴補上必要ニ付兩端一寸程空欄ヲ置クコト

第三種郵便注意事項

- 一、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ヲ其ノ發行定日前ニ郵便ニ差出ス場合ハ其ノ刊行物ニ「何月何日印刷納本」ト印刷シアルモノニシテ其ノ納本日以後ニ差出シタル

モノニ限リ第三種郵便物ノ取扱ヲ爲ス

- 二、第三種郵便物認可規則第五條ニ依ル見本ハ必ス發行日前遅クモ發行當日迄ニ當局並ニ指定局ニ差出スコトヲ要ス若シ發行日ノ翌日以後ニ至リ納本セラルルモノニ對シテハ認可規則第八條ヲ適用スル乎又ハ郵便物ノ引受ヲ停止ス
- 三、定期刊行物ハ郵便規則第二十條ニ依ル成規各印刷事項ヲ必ス印刷スヘキコト
- 四、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ其ノ發行定日ニ至リ發行シ得サル時又ハ定日ニ發行シ得ラレサルコトニ豫測シ得ヘキ時ハ必ス發行定日臨時變更屆ノ提出ヲ要ス若シ何等ノ届出モナク定日ヨリ遅レテ發行セラルル時ハ認可規則ニモ違背セラルルニ付第三種郵便物ノ取扱ヲ爲ササルカ又ハ認可ヲ取消サルル事アルヤモ計リ難キニ付注意セラレタシ
- 五、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物及ヒ其ノ臨時増刊ニシテ題號ノ外ニ「何々記念號」又ハ其ノ他ノ特殊名稱ヲ附スル場合ハ其ノ字格カ本題號ヨリ小ニシテ且ツ其ノ内容ハ平常ノモノト同一種類ノ記事ヲ包容スヘキヲ必要條件トス若シ其ノ名稱カ内容總括的説明ト認メ得サルモノ又ハ其ノ字格カ本題號ヨリ大ナルカ或ハ本題號ノ文字カ明瞭

ヲ缺ル字體ヲ以テ表示セルモノハ總テ別種ノモノトシテ取扱フニ付若シ臨時増刊等特殊ノモノヲ發行セラルルトキハ豫メ本條件ヲ具備スル様注意セラレタシ

約束郵便取扱承認規則

(大正十二年二月二十四日 逓信省令第二十一號)

- 第一條 約束郵便ノ取扱承認ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 約束郵便ノ取扱ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申込書ヲ所轄逓信局長ニ差出シ其ノ承認ヲ受ケヘシ
 - 一 題號又ハ名稱
 - 二 約束郵便ト爲スニ依リ郵便料ノ低減ヲ受ケヘキモノハ其ノ事由
 - 三 差出回数(定期日アルモノハ定期日ヲモ記載ヲ要ス)並毎回ノ差出箇數(料金ヲ異ニスルモノ毎ニ)ノ概算高
 - 四 差出郵便官署名(無集配三等郵便局ヲ指定スルヲ得ス)
 - 五 申込人ノ住所氏名

- 第三條 本令ニ依リ約束郵便ノ承認ヲ受ケタル後前條第一項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ其ノ旨ヲ所轄逓信局長ニ届出ツヘシ但シ郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受ケル約束郵便物ノ題號又ハ申込人ヲ變更セムトスルトキハ一事項ニ付手数料金五圓ヲ納付シ所轄逓信局長ノ承認ヲ受ケヘシ
- 第四條 前二條ノ手数料ハ逓信局長ノ指示ニ從ヒ郵便切手ヲ以テ納付スヘシ
- 第五條 約束郵便物ノ差出人ハ約束郵便料後納ノ擔保トシテ所轄逓信局長ノ指示ニ從ヒ通貨又ハ國債ヲ提供スヘシ但シ差出人官公署公共團體、社寺、學校又ハ營利ヲ目的トセサル法人ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第六條 前項ノ擔保ハ約束郵便差出數ノ異同ニ應シ之ヲ増減セシムルコトアルヘシ
- 第六條 差出人約束郵便取扱ノ必要ナキニ至リタルトキ又ハ其ノ差出郵便官署ヲ他ノ逓信局區内ノ郵便官署ニ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ所轄逓信局長ニ届出ツヘシ

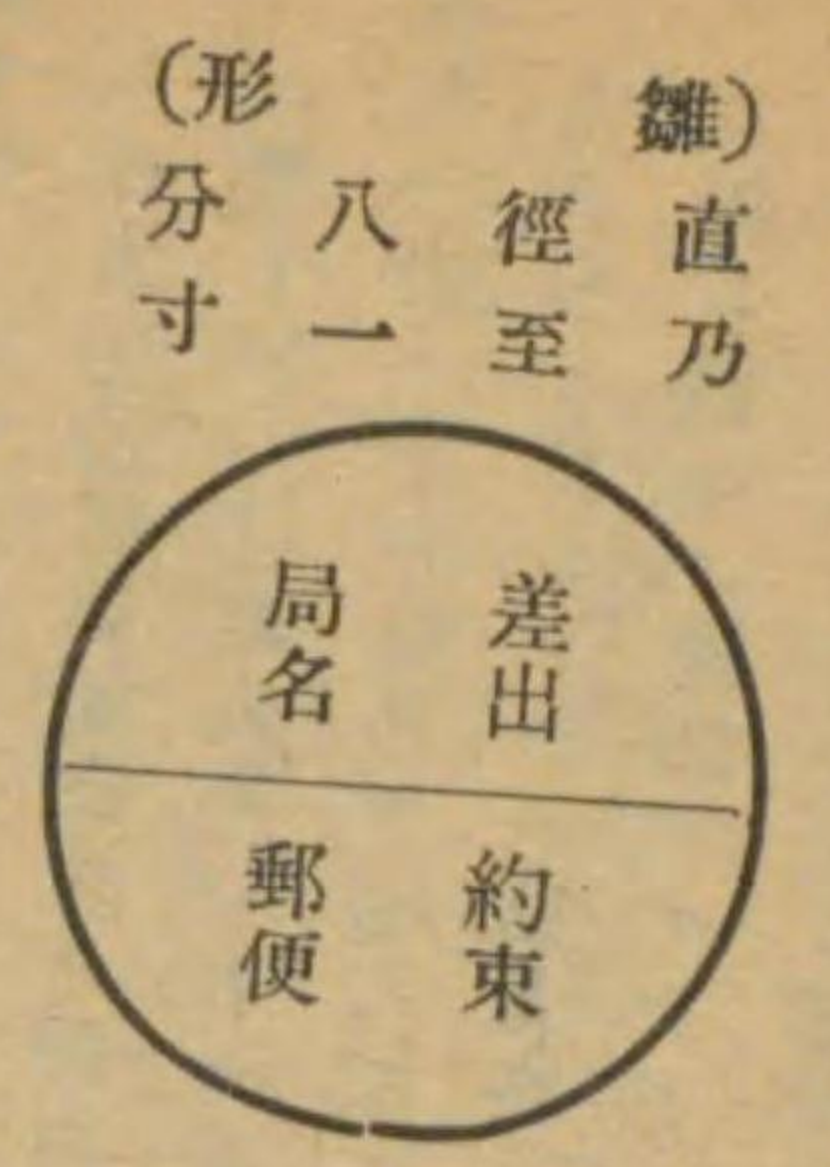
ヲ失フ

- 第七條 郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受ケル約束郵便物ニシテ引續キ三月以上又ハ最近一年間ニ五月以上同條ニ依ル差出ヲ休止シタルトキハ其ノ承認ヲ取消スヘシ
- 第八條 約束郵便物ノ差出人左記各號ノ一ニ該當スルトキハ約束郵便ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ
 - 一 本令ニ違反シタルトキ
 - 二 約束郵便料ヲ規定ノ期日迄ニ納付セサルトキ
- 第九條 前二條ニ依リ約束郵便ノ承認ヲ取消シタルモノニ對シテハ其ノ情狀ニ依リ再ヒ約束郵便ノ承認ヲ與ヘサルコトアルヘシ
- 第十條 本令ニ依リ所轄逓信局長ニ提出スヘキ書類ハ總テ約束郵便物差出郵便官署ヲ經由スヘシ但シ逓信局ト差出郵便官署ト同一行政區内ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十一條 第六條乃至第八條ニ依リ約束郵便ノ取扱承認ノ效力ヲ失ヒタルトキハ第五條ニ依リ擔保ハ之ヲ差出人ニ還付ス但シ料金ノ滯納アルトキハ該擔保(國債ヲ擔保トナシタルモノナルトキハ之ヲ賣却シ其ノ金額ヨリ賣却費用ヲ引去リタル殘額)ヲ未納料金ニ充テ過剩額ハ之ヲ還付シ不足額ハ之ヲ追徴ス

附 則

- 本令ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
 - 約束郵便取扱規則ハ之ヲ廢止ス
 - 約束郵便取扱規則ニ依リ承認ヲ受ケタル約束郵便物ハ本令ニ依リ承認ヲ受ケタルモノト看做ス
- ### 郵便規則摘載
- (明治三十三年九月 逓信省令、第四十二號)
- 第二十四條ノ一 三種郵便物ニ非サル印刷物ニシテ毎月一回以上繼續刊行シ且發行ノ都度其ノ當月又ハ其ノ翌月中ニ一月ノ發行ニ付百通以上差出スモノハ約束郵便トシテ特ニ承認シタル場合ニ限リ其ノ料金ヲ前條ニ該當スルモノハ重量五十匁又ハ其ノ端數毎ニ其ノ他ノモノハ重量三十匁又ハ其ノ端數毎ニ金二錢トス第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ印刷物ニ之ヲ準用ス
 - 第六十四條ノ一 定期刊行物、書籍及印刷物ハ別ニ定ムル所ニ依リ所轄逓信局長ノ承認ヲ受ケ約束郵便ト爲スコトヲ得
 - 第六十四條ノ二 約束郵便物ハ通知ヲ要セサル留置ト爲スノ外他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得ス
 - 第六十四條ノ三 約束郵便物ニハ日附印ヲ押捺セス

第六十四條ノ四 約束郵便物ニハ郵便切手ヲ貼付セス差出人ニ於テ左記雛形ノ印章ヲ押捺スヘシ



前項郵便物ノ料金ハ毎月分ヲ翌月二十日迄ニ所轄逓信局長ノ指示ニ從ヒ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第六十四條ノ五 約束郵便物ハ特殊ノ包装ヲ要スルモノノ外強質ナル白又ハ淡色ノ紙ヲ以テ包装シ帶紙ヲ用フルトキハ其ノ幅二寸以上トシ宛所ハ成ルヘク左ノ例ニ依リ明瞭ニ縦書スヘシ

何府何々(配達郵便局區内)
何(縣)何々(郵便局名)局區内
何(町)字何々番地
某

第六十四條ノ六 約束郵便物ハ郵便官署ノ指示ニ從ヒ其ノ題號又ハ名稱及箇數等ヲ記載シタル郵送票ヲ添ヘ之ヲ豫メ承

認ヲ受ケタル郵便官署ニ差出スヘシ但シ第六十四條ノ七 郵便官署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ其ノ差出場所ヲ指定スルコトアルヘシ

郵便官署ハ差出人ヲシテ約束郵便物發送上必要ナル區域毎ニ之ヲ結束シテ差出サシムルコトアルヘシ

第六十四條ノ八 郵便官署ハ必要ニ應ジ差出人ニ對シ約束郵便物ノ見本ヲ提出セシムルコトアルヘシ

約束郵便ニ關スル注意

- 一、約束郵便ノ申込ヲナサムトスル者ハ申込書(第一號雛形)擔保提供書(第二號雛形)及見本一部ヲ差出スヘシ
- 二、約束郵便取扱承認規則(以下取扱承認規則ト稱ス)第五條ノ擔保額ハ當該郵便物一箇月分郵送料ノ倍額以上トシ其ノ種類ハ現金又ハ國債ニ限ル且ツ國債ノ價格ハ額面ニ依ル
- 三、國債ハ擔保提供書(第二號雛形)ニ種類、額面、記號番號枚數及附屬利札等洩レナク記載スヘシ
- 四、題號又ハ名稱、差出箇數、差出局、申込人又ハ其住所ヲ變更セムトスル時ハ第三號雛形ノ届書又ハ願書ヲ差出スヘシ
- 五、差出箇數増加ノ場合ハ前號届書ニ不足額ニ相當スル擔保

金額ヲ記載シタル擔保提供書(第二號雛形)ヲ添付スヘシ差出箇數減少ノ場合ニアリテハ届書餘白ニ還付ヲ受クヘキ擔保ノ種類ヲ附記スヘシ此記載ナキトキハ當局ニ於テ便宜査定スヘシ

六、申込人ノ變更ハ願書(第三號乙雛形)ニ新舊申込人連書スヘシ舊申込人ノ連書ヲ得サルトキハ變更ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ

新申込人ニ於テ舊申込人ノ提供セル擔保ヲ繼承セムトスルトキハ届書ニ其旨ヲ記載シ之ニ領收證書又ハ受領證書ヲ添付スヘシ又新ニ擔保ヲ提供スルモノニアリテハ必要ナル擔保金額ヲ記載シタル擔保提供書(第二號雛形)ヲ添付スヘシ

七、擔保ノ組替ヲセムトスルトキハ還付ヲ受クヘキ擔保及ヒ之ニ代ルヘキ擔保ヲ詳記シタル請求書(第四號雛形)ヲ差出スヘシ

八、申込人ニ於テ手数料又ハ擔保ノ納付ノ通告ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク指定ノ箇所ニ納入スヘシ

九、手数料ハ當局又ハ差出局へ納入スルモノトス此ノ場合ハ承認書交付ヲ以テ手数料領收ノ證トス

出版法規

- 十、擔保ハ現金ハ郵便局ニ納入シ證券ハ日本銀行ニ寄託シタル上其受領證書ヲ當局又ハ差出局ニ差出スモノトス納付人ハ以上執レノ場合ニ於テモ領收證書又ハ受領證書ヲ取置クヘシ
- 十一、手数料及擔保ヲ納入セサル間ハ願出ニ相當スル約束郵便ノ取扱ヲナサス
- 十二、申込人ハ取扱承認規則第六條ノ郵送票用紙ヲ第五號雛形ニ依リ調製スヘシ但シ同票ハ複寫紙ニヨリ二通ヲ作成シ内一通ハ差出人ニ於テ保管シ置クヲ便宜トス
- 十三、約束郵便ヲ取消サムトスルモノハ第六號雛形ニヨリ其届書ヲ差出スヘシ
- 十四、擔保ノ還付ハ當局ヨリ之ヲ納付人ニ通知ス但拂渡ハ左記方法ニヨリ取扱フ
 - 一、現金ハ指定郵便局ニ於テ拂渡ヲ爲ス
 - 二、證券ハ當局ニ於テ受領證書ニ拂渡ノ事由ヲ證明シテ交付ス
- 十五、前項ニ依リ現金ノ拂渡又ハ受領證書ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ領收證書又ハ受領證書相當欄ニ受領證印ノ上之ヲ差出スヘシ
- 十五、證券利札受領ノ爲メ印鑑證明ヲ必要トスルトキハ願書(第七號雛形)ヲ差出スヘシ

十六、約束郵便ニ關スル印鑑ハ常ニ一定シ置クコトヲ要ス改
印シタルトキハ保證人ヲ立テ速ニ届出ツヘシ
十七、外國ヘハ約束郵便トシテ差出スコトヲ得ス

約束郵便ニ關スル願届書式

(第一號雛形)

約束郵便申込書

- 一、題號又ハ名稱 帝國商報
 - 二、約束郵便トナスニヨリ郵便料ノ低減ヲ受クベキモノハ其事由 郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受クルモノ(郵便料ノ低減ヲ受ケサルモノハ第三種第四種等種別ヲ記載スヘシ)
 - 三、差出回数(定期日アルモ) 毎月一回二十日
 - 四、毎回差出個數(概算) 三十枚以内五千個
 - 五、差出郵便官署名 東京中央郵便局
 - 六、申込人住所氏名 日本橋區蠣殼町壹番地甲野太郎
- 右約束郵便トシテ郵送方承認相成度別紙擔保提供書並ニ郵便物見本壹部相添及御願候
- 年月日

東京逓信局長 殿 右 甲 野 太 郎 印

(第二號雛形)

約束郵便擔保提供書

一金壹百圓也 現金

又ハ

一 第四分利公債證書額面壹百圓也

内 譯

百圓券ハ號五〇〇三壹枚 但大正九年十二月(券面記載年月) 渡以降利札附屬

右東京商報ノ約束郵便擔保トシテ提供ス

年月日

東京逓信局長 殿 日本橋區蠣殼町壹番地 甲 野 太 郎 印

(第三號甲雛形)

約束郵便變更届(願)

大正元年十月一日約甲第一〇〇號承認東京商報
新差出局、又ハ新差出個數又ハ新題號又ハ新住所
舊差出局、又ハ舊差出個數又ハ舊題號又ハ舊住所

何々

右及御届候(右承認相成度候)

年月日 住所 何々 某 印

東京逓信局長 殿

(第三號乙雛形)

約束郵便申込變更願

大正元年十月一日約甲第一〇〇號承認東京商報

新申込人 住所 何々

舊申込人 住所 何々

右約束郵便申込人變更致度候間承認相成度新舊申込人連署ヲ以テ及御願候

追テ擔保ハ新申込人ニ於テ全部承繼スルト共ニ本日迄ノ未拂料金ハ新申込人ニ於テ引受ケ支拂可申候也

年月日 住所 何々 某 印

東京逓信局長 殿 新申込人 何 舊申込人 何 某 印

(第四號雛形)

出版法規

(第五號雛形)

約束郵便物郵送票

東京逓信局長 殿 住所 何々 某 印

良ナルモノハ本令ニヨリ之ヲ推薦ス

第二條 推薦ヲ受ケタル圖書ニハ文部省推薦ノ文字ヲ記入スルコトヲ得之カ記入ヲナス場合ニハ推薦ヲ受ケタル年月日ヲ明記スルコトヲ要ス

前項ノ記入ヲナシタル圖書ニ修正ヲ加ヘタルトキハ其ノ發行者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ文部大臣ニ届出ツヘシ

第三條 推薦シタル圖書ニシテ修正其ノ他ノ事由ニヨリ必要アリト認ムルトキハ推薦ヲ取消スコトアルヘシ

第四條 推薦シタル圖書ノ名稱冊數定價發行ノ年月日並著作者及發行者ノ住所氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス推薦ヲ取消シタルトキ亦同シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部省圖書認定規程

(大正十五年一月九日 文部省令第二號)

第一條 社會教育ニ裨益アリト認ムル圖書ハ本令ニ依リ之ヲ認定ス

第二條 圖書ノ著作者又ハ發行者ニ於テ圖書ノ認定ヲ受ケントスルトキハ其ノ圖書二部及手数料ヲ添ヘ別紙様式ノ認定

願書ヲ文部大臣ニ差出スヘシ

第三條 手数料ハ圖書一部ニ付其ノ圖書三部ノ定價ニ等シキ金額トス出願ノ際文部大臣官房會計課ニ納付スヘシ

(文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ手数料ヲ免除スルコトアルヘシ既納ノ手数料ハ之ヲ還付セス)

第四條 認定ヲ受ケタル圖書ニハ文部省認定ノ文字ヲ記入スルコトヲ得

第五條 認定ノ效力ハ認定ヲ受ケタル後修正ヲ加ヘタル圖書ニ及ハサルモノトス但シ修正ニ付文部大臣ノ認可ヲ得タルトキ此ノ限ニアラス

第六條 認定ヲ與ヘタル圖書ニシテ修正ヲ要スルモノアリト認メタルトキハ期間ヲ定メ之ヲ修正セシムルコトアルヘシ

第七條 認定ヲ受ケタル者本令ノ規定ニ違背シタルトキ又ハ文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ當該圖書ノ認定ヲ取消スコトヲ得

第八條 認定シタル圖書ノ名稱、冊數、定價、發行ノ年月日並著作者及發行者ノ住所、氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス(前條ノ規定ニ依リ認定ヲ取消シタルトキ亦同シ)

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年文部省令第二十二號通俗圖書認定規程ハ之ヲ廢止ス從前ノ規程ニヨリ認定シ又ハ認定ヲ申請シタル圖書ハ本令ニ依リ之ヲ認定シ又ハ認定ヲ申請シタルモノト看做ス

(別記) 様式 圖書認定願

圖書ノ名稱	冊數	著作者ノ住所氏名	發行者ノ住所氏名	發行ノ年月日	定價
-------	----	----------	----------	--------	----

右ノ圖書御認定相成度該圖書二部及手数料金……相添此段及御願候也

年 月 日

住 所

氏

名 〇

文部大臣

宛

全國主要圖書館

藏書三千冊以上ノモノ

○ 官府縣立
△ 市立

× 町村立
□ 私立

東京府

- 帝國圖書館 東京市
- △日比谷圖書館 同
- △駿河臺圖書館 同
- △深川圖書館 同
- △京橋圖書館 同
- △本郷圖書館 同
- △小石川圖書館 同
- △三田圖書館 同
- △兩國圖書館 同
- △四谷圖書館 同
- △淺草圖書館 同
- △麻布圖書館 同
- △牛込圖書館 同

京都府

- △本所圖書館 東京市
- △麴町圖書館 同
- △日本橋圖書館 同
- △東駒形圖書館 同
- △下谷圖書館 同
- △外神田圖書館 同
- △月島圖書館 同
- △氷川圖書館 同
- △大橋圖書館 同
- △藤山工業圖書館 同
- △羽田圖書館 東京府羽田町
- △六行會經營品川圖書館 同 品川町
- △八王子圖書館 八王子市

大阪府

- 京都圖書館 京都市
- ×舞鶴圖書館 京都市舞鶴町
- 伏見圖書館 京都市
- 昭和圖書館 同
- 大阪府立圖書館 大阪市
- △清水谷圖書館 同
- △城東圖書館 同
- △阿波座圖書館 同
- △御藏跡圖書館 同
- △西野田圖書館 同
- △今宮圖書館 同
- △堺市立圖書館 堺市
- △岸和田市立圖書館 岸和田市

神奈川縣

- 長柄通俗圖書館 大阪市
- 閑藏寮圖書館 大阪府三島郡如是村
- 金澤文庫 神奈川縣金澤町
- △橫濱市圖書館 橫濱市
- 弘明寺圖書館 同

兵庫縣

- △神戸市立圖書館 神戸市
- △西宮市立圖書館 西宮市
- △尼崎市立圖書館 尼崎市
- ×洲本町立圖書館 兵庫縣洲本町
- ×龍野町立圖書館 同 龍野町
- 姫路圖書館 姫路市
- 有馬會附屬圖書館 兵庫縣三田町
- 松柏圖書館 同 柏原町
- 多紀郡教育會圖書館 同 篠山町
- 正福寺圖書館 同 溫泉町

長崎縣

全國主要圖書館

新潟縣

- 長崎圖書館 長崎市
- 故沖禎介記念圖書館 長崎縣平戶町
- 明治記念新潟縣立圖書館 新潟市
- △沼垂圖書館 同
- △大正記念長岡市立圖書館 長岡市
- △高田圖書館 高田市
- ×三條圖書館 新潟縣三條町
- ×新發田町立圖書館 同 新發田町
- ×白根圖書館 同 白根町
- ×新井町圖書館 同 新井町
- ×新穂圖書館 同 佐渡郡新穂村
- ×圖書館胎江書院 同 北蒲原郡黒川村
- 卷三光圖書館 同 卷町
- 刈羽圖書館 同 柏崎町
- 間瀬佛敎圖書館 同 西蒲原郡間瀬村
- 村松町教育會圖書館 同 村松町
- 養徳文庫 同 加茂町
- 聖明佛敎圖書館 同 燕町

埼玉縣

- 寺泊通俗圖書館 新潟縣寺泊町
- 中頸城郡津有村 同 中頸城郡津有村
- 戶野日通俗圖書館 同
- 埼玉圖書館 埼玉縣浦和町
- △川越圖書館 川越市
- ×熊谷町立圖書館 埼玉縣熊谷町
- ×入間川町立圖書館 同 入間川町
- ×安行村立圖書館 同 北足立郡安行村

群馬縣

- △前橋市立圖書館 前橋市
- △高崎圖書館 高崎市
- ×伊勢崎圖書館 群馬縣伊勢崎町
- ×太田町立金山圖書館 同 太田町
- 秋元文庫 同 館林町

千葉縣

- 御成婚記念千葉縣圖書館 千葉市
- ×大多喜圖書館 千葉縣大多喜町

×八生村圖書館 千葉縣印旛郡八生村
 □成田圖書館 同 成田町
 □米本圖書館 同 香取郡久賀村
 □公正圖書館 同 銚子町
 □養德文庫 同 東金町
 □克復圖書館 同 府馬町

茨城縣

○茨城縣立圖書館 水戸市

栃木縣

△足利學校遺蹟圖書館 足利市
 ×鹿沼町圖書館 栃木縣鹿沼町
 ×葛生圖書館 同 葛生町
 □下野教育會附設圖書館 宇都宮市
 □記念圖書館 栃木縣栃木町

奈良縣

○奈良縣立圖書館 奈良市
 ×三輪町立圖書館 奈良縣三輪町

□天理外國語學校附屬圖書館 奈良縣天理市
 □東大寺圖書館 奈良市

三重縣

△四日市市立圖書館 四日市市
 △神都圖書館 宇治山田市
 ×村立鶴方圖書館 三重縣志摩郡鶴方村
 □上野圖書館 同 上野町
 □松阪町記念館圖書部 同 松阪町
 □河曲同窓會附屬圖書部 同 神戶町
 □天白村教育會附屬圖書部 同 一志郡天白村
 □一志郡教育會附屬圖書部 同 久居町
 □白鳳圖書館 同 上野町
 □昭和私立教育會附屬圖書部 同 菟野町
 □朝日私立教育會附屬圖書部 同 阿山郡朝日村

愛知縣

△名古屋屋圖書館 名古屋市
 △豐橋市立圖書館 豐橋市
 △岡崎圖書館 岡崎市

×津島町圖書館 愛知縣津島町
 ×半田圖書館 同 半田町
 ×新川文庫 同 新川町
 ×橫須賀圖書館 同 橫須賀町
 □名古屋公衆圖書館 名古屋市
 □奏簡易圖書館 同
 □八重簡易圖書館 同
 □瀧文庫 愛知縣古知野町

靜岡縣

○靜岡縣立葵文庫 靜岡市
 △濱松市立圖書館 濱松市
 △沼津文庫 沼津市

山梨縣

○山梨縣立圖書館 甲府市
 □南塘文庫 同
 □甲府通俗圖書館 同

滋賀縣

×彦根圖書館 滋賀縣彦根町

×水口圖書館 滋賀縣水口町
 ×金田村圖書館 同 蒲生郡金田村
 □大津市教育會附屬私立大津圖書館 大津市
 □叡山文庫 滋賀縣滋賀郡坂本村
 □下鄉共濟會文庫 同 長濱町
 □淡海圖書館 同 伊香郡七郷村
 □蒲生郡教育會八幡文庫 同 八幡町
 □豐鄉濟美會圖書館 同 犬上郡豐郷村

岐阜縣

△大垣市圖書館 大垣市
 □岐阜縣教育會圖書館 岐阜市
 □岐阜簡易圖書館 岐阜市外加納町
 □岐阜簡易圖書館分館 岐阜市

長野縣

○長野縣立圖書館 長野市
 △松本圖書館 松本市
 △上田市立圖書館 上田市
 ×飯田圖書館 長野縣飯田町

×小布施記念圖書館 長野縣上高井郡小布施村
 ×千代圖書館 同 下伊那郡千代村
 ×朝日圖書館 同 東筑摩郡朝日村
 ×高遠進德圖書館 同 高遠町
 ×瑞穂圖書館 同 下高井郡瑞穂村
 □須坂町青年會圖書館 同 須坂町
 □生坂圖書館 同 東筑摩郡生坂村

宮城縣

○宮城縣立圖書館 仙台市
 ×石卷圖書館 宮城縣石卷町
 □石越記念圖書館 同 登米郡石越村

福島縣

○福島縣立圖書館 福島市
 △會津圖書館 福島縣若松市
 ×須賀川圖書館 同 須賀川町
 ×喜多方通俗圖書館 同 喜多方町
 □郡山金透圖書館 郡山市
 □渡邊圖書館 福島縣田村郡大越村
 □星野圖書館 同 若松市

岩手縣

○岩手縣立圖書館 盛岡市
 ×一關町立圖書館 岩手縣一關町
 □水澤圖書館 同 水澤町

青森縣

○青森縣立圖書館 青森市
 △八戶市立圖書館 八戶市
 △弘前圖書館 弘前市
 ×七戶町立圖書館 青森縣七戶町
 □行啓青森通俗圖書館 青森市
 □新渡戸文庫 青森縣三本木町

山形縣

○行啓山形縣立圖書館 山形市
 △鶴岡市立圖書館 鶴岡市
 ×新庄圖書館 山形縣新庄町
 ×大禮記念谷地圖書館 同 谷地町
 ×上山町立圖書館 同 上山町
 ×荒砥圖書館 同 荒砥町
 □光丘文庫 同 酒田町

○喜早圖書館 山形縣橋岡町
 □西置賜郡教育會館 同 長井町
 □御即位記念西村山郡館 同 寒河江町

秋田縣

○秋田圖書館 秋田市
 ○秋田圖書館大曲分館 秋田縣大曲町
 ○秋田圖書館橫手分館 同 橫手町
 ○秋田圖書館能代分館 同 能代港町
 ○秋田圖書館土崎分館 同 土崎港町
 ○秋田圖書館花輪分館 同 花輪町
 ○秋田圖書館本莊分館 同 本莊町
 ×湯澤圖書館 同 湯澤町
 ×角館圖書館 同 角館町
 □立山文庫 同 毛馬内町

福井縣

△福井圖書館 福井市
 □教賀圖書館 福井縣教賀町
 □小濱圖書館 同 小濱町

石川縣

○石川縣立圖書館 金澤市
 △大禮金澤市立圖書館 同
 ×大聖寺町立圖書館 石川縣大聖寺町
 □鳳至圖書館 同 輪島町
 □鹿島郡自治會圖書館 同 七尾町
 □石川郡自治協會館 同 松任町
 □河北郡自治會圖書館 同 津幡町

富山縣

△富山市立圖書館 富山市
 △高岡圖書館 高岡市
 ×魚津圖書館 富山縣魚津町
 ×伏木圖書館 同 伏木町
 ×御慶事記念出町館 同 出町
 ×福光圖書館 同 福光町
 □授眼藏佛教圖書館 同 福野町
 □新湊圖書館 同 新湊町
 □肩丈文庫 高岡市
 鳥取縣

島根縣

○鳥取圖書館 鳥取市
 □東伯郡圖書館 鳥取縣倉吉町

△松江市圖書館 松江市
 ×濱田町立圖書館 鳥根縣濱田町
 ×津和野圖書館 同 津和野町
 □美濃郡圖書館 同 益田町
 □安濃郡教育會圖書館 同 大田町

岡山縣

○岡山縣立圖書館 岡山市
 △岡山圖書館 同
 △二宮圖書館 津山市
 □笠岡圖書館 岡山縣笠岡町
 □眞庭圖書館 同 勝山町
 □中津圖書館 同 湯瀨村
 □岡山縣高梁中學校 同 高梁町
 □倉敷圖書館 倉敷市
 □津山基督教圖書館 津山市

廣島縣

△吳市立圖書館 吳市
 △尾道圖書館 尾道市
 ×圖書館竹原書院 廣島縣竹原町
 ×三良坂町立圖書館 同 三良坂町
 ×松永圖書館 同 松永町
 □淺野圖書館 廣島市
 □義倉圖書館 福山市
 □和庄圖書館 吳市

山口縣

○山口圖書館 山口市
 ○萩圖書館 山口縣萩町
 △良城文庫 山口市
 ×萩町立明倫圖書館 山口縣萩町
 ×岩國圖書館 同 岩國町
 ×華南圖書館 同 中關町
 ×長府圖書館 同 長府町
 ×上關圖書館 同 熊毛郡上關村
 ×平川圖書館 同 吉敷郡平川村

和歌山縣

○和歌山縣立圖書館 和歌山市
 ×田邊町立圖書館 和歌山縣田邊町
 ×御坊圖書館 同 御坊町
 ×湯淺町立圖書館 同 湯淺町

德島縣

○光慶圖書館 德島市
 □吳郷文庫 德島縣麻植郡西尾村
 □德島縣立三好高等女學校內婦人圖書館 同 辻町

香川縣

□愛日文庫 德島市
 ×明德會圖書館 香川縣多度津町
 □香川縣教育會圖書館 高松市
 □鎌田共濟會圖書館 香川縣坂出町
 □金刀比羅宮圖書館 同 琴平町
 □藤村圖書館 同 豐濱町
 □丸龜市圖書館 丸龜市

愛媛縣

△明德圖書館 今治市
 ×三津濱圖書館 愛媛縣三津濱町
 ×新居濱圖書館 同 新居濱町
 □愛媛縣教育會圖書館 松山市
 □伊達圖書館 宇和島市
 □御成婚記念宇摩圖書館 愛媛縣三島町

高知縣

○高知縣立圖書館 高知市
 ×大典須崎町立圖書館 高知縣須崎町

□青 山 文 庫 高知縣佐川町

福岡縣

- 福岡縣立圖書館 福岡市
- △八幡市立圖書館 八幡市
- △門司市立圖書館 門司市
- △小倉市立記念圖書館 小倉市
- △直方市圖書館 福岡縣直方市
- △若松市立圖書館 同 若松市
- ×三毛門村立圖書館 同 築上郡三毛門村
- 久留米圖書館 久留米市

大分縣

- 大分圖書館 大分市
- △別府市立圖書館 別府市
- 白 杵 圖書館 大分縣白杵町
- 梅 岡 文 庫 同 杵築町
- 淡 窓 圖書館 同 日田町
- 大分縣南海部郡教育會附屬南海部圖書館 同 佐伯町
- 岩田女學校松操文庫 大分市
- 小幡記念中津圖書館 中津市

佐賀縣

- 縣立佐賀圖書館 佐賀市
- △佐世保圖書館 佐世保市
- ×唐津圖書館 佐賀縣唐津町

熊本縣

- 熊本圖書館 熊本市
- 清浦文庫 熊本縣來民町
- 御即位菊池圖書館 同 隈府町
- 北 里 文 庫 同 阿蘇郡北小國村
- 熊本縣教育會下益城郡支會圖書館 同 松橋町
- 鹿本圖書館 同 山鹿町
- 阿蘇圖書館 同 內牧町

宮崎縣

- 宮崎圖書館 宮崎市
- 都城圖書館 都城市
- 延岡圖書館 宮崎縣延岡町
- ×小林圖書館 同 小林町

鹿兒島縣

- 鹿兒島縣立圖書館 鹿兒島市

沖繩縣

- 沖繩圖書館 那霸市

北海道

- 行啓 記念北海道廳立圖書 札幌市
- △函館圖書館 函館市
- △釧路市簡易圖書館 釧路市
- △小樽圖書館 小樽市
- △室蘭市圖書館 室蘭市
- ×網走圖書館 北海道網走町
- 下村育英財團圖書館 旭川市
- 札幌市教育會附屬札幌圖書館 札幌市

臺北州

- 臺灣總督府圖書館 臺北市

臺南州

- 埔里青年會文庫 能高郡埔里街
- 臺南圖書館 臺南市
- 嘉義市圖書館 嘉義市
- 歸仁圖書館 新豐郡歸仁庄
- 關廟圖書館 同 關廟庄
- 新化街新化圖書館 臺南州新化街
- 善化圖書館 新化郡善化庄
- 麻豆圖書館 曾文郡麻豆街
- 下營圖書館 同 下營庄
- 六甲圖書館 同 六甲庄
- 官田圖書館 同 官田庄
- 佳里圖書館 北門郡佳里庄
- 鹽水圖書館 新營郡鹽水街
- 公立柳營圖書館 同 柳營庄
- 新巷庄圖書館 嘉義郡新巷庄
- 斗六街立斗六圖書館 斗六郡斗六街
- 虎尾圖書館 虎尾郡虎尾庄
- 海口庄圖書館 同 海口庄

新竹州

- 士林圖書館 七星郡士林庄
- 松山圖書館 同 松山庄
- 淡水圖書館 淡水郡淡水街
- 三芝圖書館 同 三芝庄
- 公立宜蘭圖書館 宜蘭郡宜蘭街
- 羅東圖書館 羅東郡羅東街
- 蘇澳圖書館 蘇澳郡蘇澳庄
- 新店圖書館 文山郡新店庄
- 海山圖書館 海山郡板橋街
- 中和庄圖書館 同 中和庄
- 三峽圖書館 同 三峽庄
- 新莊圖書館 新莊郡新莊街

臺中州

- 新竹州立新竹圖書館 新竹市
- 桃園街立圖書館 桃園郡桃園街
- 大溪街圖書館 大溪郡大溪街
- 竹南圖書館 竹南郡竹南庄
- 苗栗街立圖書館 苗栗郡苗栗街

土庫圖書館 虎尾郡土庫庄
北港圖書館 北港郡北港街
東石圖書館 東石郡朴子街
六脚庄簡易圖書館 同 六脚庄
布袋庄立圖書館 同 布袋庄

高雄州

高雄圖書館 高雄市
鳳山街立簡易圖書館 鳳山郡鳳山街
旗山文庫 旗山郡旗山街
屏東街立圖書館 屏東郡屏東街
東港街圖書館 東港郡東港街
財團法人臺東獎學會 臺東廳臺東街
附屬圖書館
花蓮港通俗圖書館 花蓮港廳花蓮港街

朝鮮及滿洲

朝鮮總督府圖書館 京城府
鐵道圖書館 龍山
京城府立圖書館 京城府
京城府立圖書館 同
鍾路分館

平壤府立圖書館 平壤府
釜山府立圖書館 釜山府
大邱府立圖書館 大邱府
府立仁川圖書館 仁川府
木浦圖書館 木浦府
清津府圖書館 清津府
全南文庫 全羅南道光州邑
公州圖書館 忠清南道光州邑
南滿洲鐵道株式會社 大連市
大連圖書館

圖書類別目錄

昭和六年 自十一月 至十二月

第一類 皇室
〔一〕勅語・勅諭・詔勅

書名	著譯者	定價	頁數	形體	發行所	所住
教育勅語根本原義	北村 澤吉	三〇	二〇	〇	關書院	東京
教育勅語字源考釋	葛城 理平	△	一〇	〇	先周學會	東京
教育勅語と教育の淵源	三村 親信	〇	二〇	〇	大日本家族協會	東京
教育勅語下賜四十周年紀念詔勅謹解	日野 眞澄	〇	〇	〇	奈良縣立郡山中學校	奈良
基督教主義の教育	山口 彌一	〇	〇	〇	基督教研究會	京都
日本經典教育勅語		〇	〇	〇	大日本國民修養會	同
教育勅語石刻拓本		〇	〇	〇	秋山書塾	松本
教育勅語畫鑑		△	〇	△	大日本國民教育會	同
教育勅語渙發四十周年紀念講演集		〇	〇	〇	熊本縣學務部	熊本
教育勅語實踐例話集	中山勸太郎	〇	二九	〇	教育會	大阪
教育勅語と國民教育の根本	西 晋一郎	〇	一五	〇	山口縣坪井采山口	山口
教育勅語の聖旨を中	川口 源司	三〇	三〇	〇	陽堂	同
心とる新日本發展史	非	×	二	×	輜重第十四大隊	同
教育勅語軍人勅諭と	三〇	×	一七	〇	御聖勅奉讀會	同
三大御勅諭謹解	室松 岩雄	三〇	一六	〇	神宮	同
勅語勅諭・中詔書新解	細川 思雪	〇	一六	〇	廣島聖訓奉讀會	廣島
軍人精神五ヶ條の勅諭義解	竹内 正虎	〇	一六	〇	軍事學指針社	同
陸海軍人に賜りたる勅諭下賜事情	嘉悦 基猪	〇	〇	〇	三川流堂	同
輝く勅諭の五十年	原田 秀泰	〇	〇	〇	齒珠磨社	同
軍人勅諭の聖旨	蓮沼 門三	〇	〇	〇	文部書院	同
歷代詔勅謹集		〇	〇	〇	文部書院	同
聖代聖勅集		〇	〇	〇	文部書院	同
歷代聖訓歷代集		〇	〇	〇	文部書院	同

(皇室) 勅語・勅諭・詔勅

良最 校學小 新最 書導指育體

綜合すれば 最新體育辭典

▲競技指導法	東高師教授 野口源三郎氏
▲體操徒手篇	東高師教授 中島海氏
▲最近體育思潮	東高師教授 大谷武一氏
▲兒童體育心理	體育研究所技師松井三雄氏
▲體育指導原理方法	東高師教授 大谷武一氏
▲遊戯と競技	東高師教授 佐々木等氏
▲學校ダンス	東高女教授 戸倉ハル氏
▲朝會體操合同體操	東高師教授 大谷武一氏
▲運動會競技會	東高師訓導 齋藤薰雄氏
▲體操器具器械篇	東高師教授 森梯二郎氏
▲兒童體育衛生	體育研究所技師吉田章信氏
▲課外體育	廣島高師教授 杉浦卯三氏

全十二冊 一冊八十錢 送料八錢

評好 著新最生先藏七堀 甚激

東京女子高等師範大學 東京女子高等師範大學 東京女子高等師範大學 東京女子高等師範大學 東京女子高等師範大學

業作習學の科理

小學理科書と連絡統一せる作業主義兒童生活理科學習書!

春夏秋冬の兒童理科生活を指導せる趣味の理科智囊!

新時代の改造理科教育は本書の中に明示する教師の最良參考書

○内容梗概

春	花壇の理	秋	寫眞の理
虫の友	水内族器	果實と種子	
風と飛行機	室内花壇		
有益害植物			
夏	動物の友	冬	冬の理
樹木と森林	冬の天候	冬の物理學	
太陽と星	兒童動物學	冬の動物學	
兒童化學	人類と植物		

三色版挿繪豊富 全四冊 送料十錢

東 京 市 四 丁 目 同 文 書 院 振 替 一 三 六 番 東 京 市 仲 町 三 丁 目

第二類 宗教

〔一〕 宗教一般

(ア) 宗教學・宗教思想史

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
宗教學	宇野圓空	一・五〇	三〇	岩波書店	神田
宗教學紀要	東京帝大宗教講座創立二十五年記念會	一・五〇	三〇	文館	同
宗教の史實と理論	宇野圓空	三・〇〇	五〇	同	同
宗教發達の原理	高野正治	二・八〇	三〇	同	同
宗教哲學の原理	安藤州一	一・五〇	二〇	法藏館	京都
宗教哲學研究	伊達保美	二・三〇	二〇	理想社	東京
宗教哲學概論	エドワード・ソープ	三・〇〇	三〇	理想社	同
宗教改革史	上野隆誠	三・〇〇	三〇	理想社	同
希臘羅馬宗教思想史	金澤常雄	三・〇〇	三〇	理想社	同
希臘羅馬宗教思想史	比屋根安定	二・八〇	三〇	理想社	同
希臘羅馬宗教思想史	加藤玄智	六・〇〇	四八	明治聖徳記念學會	小石

(宗教) 宗教一般

(イ) 宗教論

(ウ) 反宗教・其批判

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
我が宗教觀	下村孝太郎	二・〇〇	三〇	友社	京橋
宗教論	土田杏村	一・〇〇	三〇	第一書房	東京
新宗教への道	鶴藤幾太	一・三〇	二〇	古川出版部	日本
宗教はアヘンであるか	室伏高信	二・〇〇	三〇	夜明け社	京橋
釋迦と基督の優劣論	小野清秀	二・三〇	四〇	中央出版社	本郷
思惟より信證へ	朝日融溪	一・三〇	二〇	白蓮社	東京
春秋文庫(四六)	富士川游	一・五〇	一〇	春社	日本
科學と宗教	高垣勳次郎	一・五〇	一〇	醒社	京橋
神を搜索する科學	佐藤定吉	二・三〇	三〇	厚生閣	東京
近代科學と宗教生活					
全譯宗教の本質	平山哲二	三・五〇	四〇	陽堂	日本
宗教の本質	奥野一雄	一・〇〇	一〇	共生閣	神田
マルクス主義の宗教批判論	淺野研眞	一・八〇	三〇	大東出版	芝
宗教批判論	小島京一	一・〇〇	二〇	南嶺書房	神田

二七三

(宗教) 宗教一般・佛教

書名	著譯者	定價	頁數	形態	發行所	所住
レーニンの反宗教論	レーニン	一・三〇〇	四九	白	楊	神田
最近の宗教問題に就て	日本戰闘的無神論者同盟	一・三〇〇	四二	同	同	同
宗教問題と反宗教運動	赤神 良護	一・五〇〇	三六	新時代の宗教研究会	名古屋	名古屋
増補無産階級と宗教	高津 正道	一・三〇〇	三六	大東出版社	芝	芝
反宗教運動批判	妹尾 義郎	一・三〇〇	三六	大東出版社	芝	芝
反宗教運動否認の理論的根拠	楠原祖一郎	一・三〇〇	三六	大東出版社	芝	芝
佛教より見たる反宗教運動	マルクス主義に對する宗教の立場	眞野 正順	一・三〇〇	中央佛教社	牛込	芝
宗教とは何か	平山 鐵造	一・三〇〇	三六	充上田書店	神戸	神戸
マルキストの觀たる宗教に就て	高倉徳太郎	一・三〇〇	三六	充上田書店	神戸	神戸
信仰とは何ぞや	角田 桂嶽	一・三〇〇	三六	充上田書店	神戸	神戸
時代と宗教	泉 道雄	一・三〇〇	三六	充上田書店	神戸	神戸
銀のつばさ	野邊地天馬	一・三〇〇	三六	充上田書店	神戸	神戸
(エ) 信仰 雜						
妖怪俗信民間信仰	伊藤 精	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
信仰と生活	鈴木 蟻峯	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
信仰増大の道	伊藤 精	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
光明の愛善書	鈴木 蟻峯	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
眞性(光生叢書)	熊野 宗純	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
大地禮讚の由來	熊野 宗純	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
大地の眞理	熊野 宗純	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
大地の眞理(人類聖典)	熊野 宗純	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
宗教の根本(人類聖典)	熊野 宗純	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
直觀と信仰	安藤 州一	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
宗教の眞理	安藤 州一	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
天界地界(後編)	片桐 龍子	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
靈驗物語	片桐 龍子	一・三〇〇	四一	一言社	盛岡	盛岡
(二) 佛教 研究						
宗教研究臨時特輯	姉崎 正治	一・三〇〇	三三	同	同	同
現代佛教の研究	島地 大等	一・三〇〇	三三	同	同	同
宗教の歴史	島地 大等	一・三〇〇	三三	同	同	同
佛教概論	木村 泰賢	一・三〇〇	四一	同	同	同
佛教の精義(卷中)	深浦 正文	一・三〇〇	四一	同	同	同
佛教の精華(續篇)	佐々木憲徳	一・三〇〇	四一	同	同	同
南方佛教	立花 俊道	一・三〇〇	四一	同	同	同
佛教概論(二)	山邊 習學	一・三〇〇	四一	同	同	同
國民思想叢書(佛教篇下)	加藤 咄堂	一・三〇〇	四一	同	同	同
佛教初歩	田並 青嵐	一・三〇〇	四一	同	同	同
佛道に入る門	田並 青嵐	一・三〇〇	四一	同	同	同
お釋迦様がやさしく	二人 素堂	一・三〇〇	四一	同	同	同
説いた佛教入門	二人 素堂	一・三〇〇	四一	同	同	同
佛教より見たる死後の人間	小野 清秀	一・三〇〇	四一	同	同	同
佛教の講座	椎尾 辨匡	一・三〇〇	四一	同	同	同
佛法的の大意	原田 祖岳	一・三〇〇	四一	同	同	同
行為と佛教	加瀬 喜一郎	一・三〇〇	四一	同	同	同
私の觀た佛教	村瀬 基庸	一・三〇〇	四一	同	同	同

(宗教) 佛教

書名	著譯者	定價	頁數	形態	發行所	所住
原人論新講	木村 善之	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
日本佛教史講話	境野 善之	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
佛教の根本思想	高楠順次郎	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
支那に於ける佛教と儒教	常盤 大定	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
解脱への道	木村 泰賢	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
新時代の佛教	友松 圓諦	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
社會の宗教	椎尾 辨匡	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
佛陀の言葉	友松 圓諦	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
佛教根本聖法句經	高津 正道	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
佛敎	水原 堯榮	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
高野山學志	水原 堯榮	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
佛敎制度叢書四	荒木 良仙	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
佛敎制度叢書四	荒木 良仙	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
苦行詩聖ミラレユバ	河口 慧海	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
(ヒマラヤ山の光)	河口 慧海	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
佛敎論文總目錄	佛敎研究会	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
佛敎大辭典 第一卷	望月 信亨	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
印度佛教固有名詞	赤沼 智善	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
辭典(原始期篇)第五分冊	赤沼 智善	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
駒澤大學佛敎學會	衛藤 郎應	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
年報(第一輯)	衛藤 郎應	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
日本佛敎協會年報	衛藤 郎應	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂
(昭和五年)	衛藤 郎應	一・三〇〇	三三	甲	子	社 赤坂

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
純日蓮宗の研究に就て	磯村野風	〇・一八〇	三〇	天川勝一郎	京都
法華傳奇集	福島照平	〇・四〇	三〇	平樂寺書店	同
日蓮本佛論辭典	飯田良傳	〇・三〇	三〇	大日蓮社	横濱
時宗宗典(第一卷)		〇・二五	三〇	平凡社	麹町
(五) 經典集・解釋					
岩波文庫聖德太子御製・法華義疏(上卷)	花山信勝	〇・四〇	三〇	岩波書店	神田
佛敎文集(七) 概説	辻本鐵夫	〇・三〇	三〇	岩波書店	同
佛敎文集(七) 集説	三井品史	〇・三〇	三〇	岩波書店	同
佛敎文集(七) 講話	蓮本秋郊	〇・三〇	三〇	岩波書店	同
佛敎文集(七) 講話(二)	同	〇・三〇	三〇	岩波書店	同
新譯佛敎聖典詳解	美濃見順	〇・三〇	三〇	岩波書店	同
稱名信樂	岡崎正謙	〇・三〇	三〇	岩波書店	同
邦文・佛說玉耶經	乙部香海	〇・三〇	三〇	岩波書店	同
一神論卷第三	服部融泰	〇・三〇	三〇	岩波書店	同
藏文大日經		〇・三〇	三〇	岩波書店	同
梵文金光明最勝王經	泉芳環	〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
金剛頂經		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
佛敎講座勝鬘經提要		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
佛敎文庫 光明眞言品		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
佛敎文庫 繪入觀音經講話		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
延命十句		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
觀音經の神秘		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
佛敎文庫(四)		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
過去現在因果經		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
同百喻經・雜譬喻經		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
同維摩經・勝鬘經		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
佛敎文庫(五)		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
法華經句集		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
新譯法華經句集		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
佛敎文庫(六)		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
觀音經・般若心經		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
般若心經大略略解		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
般若心經大略略解(和譯)		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
道風(和譯)		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
法華經(和譯)		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
原文對譯		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
萬代鏡錄(上卷)		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都
妙法蓮華經要品		〇・三〇	三〇	東方佛敎協會	京都

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
神明法蓮華經	龜谷聖馨	〇・一八〇	三〇	御國教本院	和歌山
華嚴大經の研究	大谷光瑞	〇・三〇〇	三〇	大乗社	京都
妙法蓮華經三部十卷	足立俊雄	〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
妙法蓮華經講話	福重昭平	〇・三〇〇	三〇	大日蓮社	横濱
要品講話	三井品史	〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
寶莊嚴日蓮宗	曉島敏	〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
佛敎文庫(二)	華學	〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
佛敎文庫(三)	蓮本秋郊	〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
淨土三部經・眞宗用		〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
漢和對譯淨土三部經		〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
阿彌陀經略解		〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
本覺如來		〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
願大光明攝取經		〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
觀無量壽經要義		〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
行信論集		〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
(眞宗叢書別卷)		〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
教行信證御自釋管窺		〇・三〇〇	三〇	東方書院	神田
歡異鈔概説	梅原眞隆	〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
歡異鈔講話	柏原祐義	〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
歡異鈔第三一六節	曉島敏	〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
歡異鈔	金子大榮	〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
岩波文庫 歡異鈔	梅原眞隆	〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
佛敎文庫 繪入正信偈講話	蓮本秋郊	〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
正信偈講話	藤教導	〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
正信偈講話	桂利綱	〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
正信偈講話	桂利綱	〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
眞宗正信偈和讃	三根脩一	〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
新編觀心覺夢鈔		〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
報恩講式文講話		〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
進門眞義		〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
選擇本願		〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
念佛集解説		〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
選擇集論題		〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
地獄六道		〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
極樂往生要集		〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
講本三輪玄義		〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都
三教指歸講話		〇・三〇〇	三〇	眞學苑	京都

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
笑つて解いた死生觀	松林 一亭	一・八〇	三三	中央出版社	本郷
佛と人生	小瀧 淳	一・八〇	三三	カオリ社	本郷
法句經と人生	田並 青嵐	一・八〇	三三	中央出版社	本郷
人生創造	同	一・八〇	三三	中央出版社	本郷
宗教體驗實話	今成 覺禪	一・三〇	三〇	宙社	本郷
正しき佛教の生死觀	圓理	〇・四〇	四〇	會高岡	本郷
無根の信	高橋 正雄	一・五〇	三〇	山書房	芝
誰にもわかる 信問答錄	野依 秀一	一・五〇	三〇	大日本眞宗宣	芝
明暗の五十年	吉澤 日晃	一・五〇	三〇	大日本眞宗宣	芝
私の信仰	野依 秀一	一・八〇	三〇	大日本眞宗宣	芝
信仰と生活	眞田 増丸	一・五〇	三〇	佛敎濟世軍	神田
信仰と生活	白井 成允	一・三〇	三〇	蓮社	神田
現實の善	同	一・三〇	三〇	蓮社	神田
佛教と人生	長井 眞琴	一・三〇	三〇	蓮社	神田
獨笑三千年	井本 佛子	一・五〇	三〇	蓮社	神田
往生は價値生活	辻村 二休	一・五〇	三〇	長谷川書店	大阪
念佛と禪	伊藤長次郎	一・五〇	三〇	顯道書院	京都

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
大燈明(前編)	隱岐 峰山	一・三〇	三〇	王堂	小石
宗教意識	岡 道固	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
本願私見	佐々木徳潤	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
人間本質の研究	兼子 尙積	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
修道の知律	板原 開教	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
古事記の世界	曉鳥 敏	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
信仰と生活	高千穂徹乘	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
白道を歩みて	明比 默示	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
宗意安心	岸澤 惟安	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
闘争を超えて	曉鳥 敏	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
法華經と日本	濱野信次郎	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
生かされて生く	高橋 正雄	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
まるごと	白鳥 鑑一	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
人間苦の原因を	赤沼 智善	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
正法護國論	深井 義正	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
行信の交渉	伊藤 義賢	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
横川法語講話	曉鳥 敏	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
苦しみ悩む人々へ	高柳淳之助	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
觀音妙智力	高柳淳之助	一・三〇	三〇	眞學苑	京都
信心獲得御文法話	渥美 契華	一・三〇	三〇	眞學苑	京都

書名	著譯者	定價	頁數	形體	發行所	所住
Turning points in the life of Jesus	安部 清藏	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
實生活途上の基督	山室 軍平	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
基督傳の教訓	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
耶 イエス傳對觀表	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
舊約聖書	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
四大預言者の豫言	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
使徒書脚註	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
豫言者の研究	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
カール・ヴイン	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
聖フランシスコ	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
初代の人々	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
大使徒パウロの話	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
聖アウグスティヌス	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
恩寵・意志・豫定	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
聖アウグスティヌス	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
神子受肉論	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
(基督教文獻叢書)	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
(エ) 教會・傳道・專業	蘇 佐竹 直重	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
カルヴィンの教會觀	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
基督思想原論	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
論據批判	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
現代一致すべき	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
會問題及社會事業	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
日曜教育の實際	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
日曜學校實演對話集	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
農民福音學校の	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
理論と實際	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
農村傳道指針(一)	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
揭示傳道文集	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
基督教思想叢書(二)	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
青年指導(原理と實際)	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
エルサレムよりエルサレム	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
巡禮の旅	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
聖地を訪ねて	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
犯罪と救済方法	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
原因と救済方法	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
禁酒と基督教	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
惱める農村と基督教運動	黒崎 幸吉	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
家庭宗教	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
教育者の典型	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
吾主の御受難	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
盡きざる油壺	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
物語集ひとり祈れば	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
少年少女への説教集	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
逆流に棹さすもの	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
來世の生命	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
(信仰再建文庫四)	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
救はれし人々	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
萬民へ唯この一書	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
偉大なる傳道者	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
イオナの聖コロンバ	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
奴隸の生涯	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
聖徒の格言	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
詩篇の秘訣	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
上より能力の秘訣	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
聖靈と祈禱	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
ローマ人に贈れる書簡	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
イエス様の話	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
ドクトル・ホイトニールの思ひ出	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡

(オ) 救世軍・雜錄

書名	著譯者	定價	頁數	形體	發行所	所住
山室軍平先生 關根文之助	關根文之助	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
士官候補生 聖書要綱(前編)	關根文之助	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
同 (後編)	關根文之助	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
救世軍・軍令及軍律 (士官の巻・下)	關根文之助	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
救世義勇團指針 (第一卷)	關根文之助	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
救世軍青年部萬國組合學課(昭和七年用)	關根文之助	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
基督教々程叢書(二) (新約文學序説)	松本 卓夫	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
クリスマス聖劇集	松本 卓夫	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
讚美美 歌	松本 卓夫	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
カトリック信者・結婚生活に入る時の心得	松本 卓夫	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
さくらめんと	松本 卓夫	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
郡山市如寶寺の切支丹遺碑	松本 卓夫	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
殉教血史 日本二十六聖人	松本 卓夫	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
鮮血 遺書	松本 卓夫	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
平和の基督畫像	松本 卓夫	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
(宗教) 基督教	松本 卓夫	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
家庭宗教	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
教育者の典型	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
吾主の御受難	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
盡きざる油壺	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
物語集ひとり祈れば	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
少年少女への説教集	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
逆流に棹さすもの	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
來世の生命	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
(信仰再建文庫四)	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
救はれし人々	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
萬民へ唯この一書	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
偉大なる傳道者	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
イオナの聖コロンバ	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
奴隸の生涯	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
聖徒の格言	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
詩篇の秘訣	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
上より能力の秘訣	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
聖靈と祈禱	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
ローマ人に贈れる書簡	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
イエス様の話	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡
ドクトル・ホイトニールの思ひ出	御牧 守一	一・五〇	七〇	ナル	トアラ	静岡

(カ) 信仰記録

書名	著譯者	定價	頁形體	發行所	所住
天よりのラヂオ	萬田 二雄	・六〇	一六	ホーリネス教會	東京
かくれたる創立者故	野邊地天馬	・五〇	五〇	同	同
再臨と實生活	一宮 政吉	・三〇	七〇	同	同
再度のリバイバル	岡本ふみ子	・五〇	三六	同	同
いこひの水濱	カノンベル	・三〇	二六	同	同
カタコム物語	稲垣 文	・三〇	一九	同	同
聖潔られたる者	山本 秀治	・三〇	一七	同	同
希望と法悦の祈り	小島 伊助	・五〇	二〇	同	同
私の指は何を見たか	恒子	・三〇	三〇	同	同
光は闇より	岩橋 武夫	・三〇	二六	同	同
信仰の偉人	同	・三〇	五〇	同	同
本間俊平先生と母堂	同	・三〇	三〇	同	同
再生の何人	ハロルド・ベクトビー	・三〇	三〇	同	同
聖潔とは何か	山室 軍平	・三〇	三〇	同	同
本間俊平先生	同	・三〇	三〇	同	同
闇を破つて	熊谷鐵太郎	・四〇	一五	同	同
(盲人教師自叙傳)	細貝 貞子	・三〇	一五	同	同
曉の子(ノアの日記)	賀川 豊彦	・三〇	一五	同	同
十字架に就ての瞑想	同	・三〇	一五	同	同
貞潔なる婚姻の回勅	山口 鹿二	・三〇	六	同	同
無神學徒への福音	吳 徹生	・三〇	六	同	同
幼き友へ	弓山 牧童	・三〇	六	同	同
五問題の解答	弓山 牧童	・三〇	六	同	同
天に召されし	河野 進	・三〇	六	同	同
安田良雄兄を偲びて	同	・三〇	六	同	同
世界最大のもの	賀川 豊彦	・三〇	六	同	同
神と永遠への思慕	弓山 牧童	・三〇	六	同	同
神の福音	同	・三〇	六	同	同
神は愛し給ふ	稲垣陽一郎	・三〇	六	同	同
信仰再建文庫	ウイルクス	・三〇	六	同	同
ラムベスめつせ	大江 邦治	・三〇	六	同	同
カトリック教小説	森 雅子	・三〇	六	同	同
人間になつた神	齋藤 敏夫	・三〇	六	同	同
基督教の中心問題	基督教女子青年會	・三〇	六	同	同
私は何故神を信ずるか	同	・三〇	六	同	同
神の本義	同	・三〇	六	同	同
壯嚴なる神祕	同	・三〇	六	同	同
活ける神	同	・三〇	六	同	同
聖愛に應へて	高倉徳太郎	・三〇	六	同	同

書名	著譯者	定價	頁形體	發行所	所住
方(吉田良一信仰文集)	小西 隆三	・二〇	一五	中島 一夫	大阪
現社會とカトリック	同	・二〇	一五	同	同
改曆問題批判	明石 順三	・二〇	一五	同	同
和生	同	・二〇	一五	同	同
祈	山口 鹿三	・二〇	一五	同	同
九月の念禱	同	・二〇	一五	同	同
祈りつゝ歩まん	鈴木 京子	・二〇	一五	同	同
主のみつかひ	長澤 義正	・二〇	一五	同	同
現代の聖痕	シエルドン	・二〇	一五	同	同
イエズスの聖心	深井 渙二	・二〇	一五	同	同
聖書の信者とは誰か	法用 繁造	・二〇	一五	同	同
聖公會新時代への使命	永島 忠重	・二〇	一五	同	同
奥 遂 語 録	同	・二〇	一五	同	同

〔四〕神道・雜

(ア)神道研究・大意

書名	著譯者	定價	頁形體	發行所	所住
文化哲學より見たる日本古神道哲學大意	小町 涉川	・三〇	一三	源 泉	旭川
國民道徳の淵源として古神道の概念	亙理章三郎	・四〇	一〇	同	同
修身教育パンフレット	古野 清人	・二〇	一四	同	同
現代神道概説	辻村 補造	・三〇	一三	同	同
惟神の大意	同	・三〇	一三	同	同
國學叢書(二) 神對宗教問題より見たる神道の一考察	・二五	・四〇	一〇	同	同
神典附夜見第三	高島 康明	・二五	一〇	同	同
神學起源解	同	・二五	一〇	同	同
日本精神讀本	武林 徳藏	・二〇	一〇	同	同
神道は果して國體を擁護するか	青柳 宗平	・二〇	一〇	同	同
新しき時代の神道	河野 省三	・二〇	一〇	同	同
國學叢書(三) 日本民族の生活原理	同	・二〇	一〇	同	同
國民の寶典	同	・二〇	一〇	同	同
經世道しるべ	同	・二〇	一〇	同	同
小興問答書(神道)	田中治五平	・二〇	一〇	同	同

(イ) 神社一般

書名	著譯者	定價	頁數	形態	發行所	所住
日野資朝郷六百年祭誌	鬼頭十郎	・一五〇	〇	〇	充眞野神社事務所新潟	
築土神社一班誌	乃木神社縁起誌	・一五〇	〇	〇	乃木神社事務所芝	
乃木神社縁起誌	神社を中心としたる寶飯郡史	・一五〇	〇	〇	寶飯郡神職會愛知	
水天宮由緒記	東京水天宮神徳記	・一五〇	〇	〇	水天宮社務所日本	
高知縣神社誌	甲斐國一宮國幣中社	・一五〇	〇	〇	高知縣神職會高知	
淺間神社略誌	官國幣神社紋圖譜	・一五〇	〇	〇	神職會山梨	
稻荷大神道開	諏訪神社御柱祭	・一五〇	〇	〇	神道攻究會東京	
郷社西金砂神社	大祭禮記念誌	・一五〇	〇	〇	金砂大祭禮記念會茨城	
金禮宮沿革誌	第十六回金砂神社	・一五〇	〇	〇	金禮宮社務所京都	
大祭禮記念寫眞帖	大阪府下神社便覽	・一五〇	〇	〇	大阪國學院大阪	
神社の經濟生活	(律令時代)	・一五〇	〇	〇	木村天眞堂東京	

(ウ) 祝詞・禊祓・雜

書名	著譯者	定價	頁數	形態	發行所	所住
明治神宮獻詠集	小松悦二	・一五〇	〇	〇	明治神宮社務所東京	
神田明神誌	天満宮要覽	・一五〇	〇	〇	天満宮教務部大阪	
官國幣社一覽	縣社以下	・一五〇	〇	〇	内山印刷所本郷	
神社事務提要	神社正解補遺	・一五〇	〇	〇	島根縣神職會島根	
御遷宮奉祝	神都博覽會誌	・一五〇	〇	〇	尾島眞治東京	
神社問題論叢(第三)	神社博覽會誌	・一五〇	〇	〇	宇治山田市役所三重	
祝詞綴り方	苗代清太郎	・一五〇	〇	〇	高砂教會静岡	
祝詞綴り方	苗代清太郎	・一五〇	〇	〇	高砂教會静岡	
每朝神拜大祓	西寅夫	・一五〇	〇	〇	小澤百架堂名古屋	
禊祓の研究	西寅夫	・一五〇	〇	〇	秋津庵文庫神戸	
神拜式	土居タツ	・一五〇	〇	〇	神道大地教會奈良	
神職講習講演要旨	愛媛縣神職會	・一五〇	〇	〇	松山	

(エ) 天理教・大本教・其他

書名	著譯者	定價	頁數	形態	發行所	所住
鳴動神事釜鳴秘法	赤目四十八瀧	・一五〇	〇	〇	日之出海山佐世	
赤目四十八瀧	溪・今昔靈界物語	・一五〇	〇	〇	西澤桃源三重	
役行者御奇蹟	純神道おみくじ	・一五〇	〇	〇	神道雜誌社東京	
天理教祖傳	藤井天海	・一五〇	〇	〇	藤井天海堂京都	
別科生々活	高橋昌平	・一五〇	〇	〇	正道社奈良	
天理教々會名稱錄	天理教々會名稱錄	・一五〇	〇	〇	天理教道友社同	
天理教綱要	助け一條と病の理	・一五〇	〇	〇	同同	
教會教師信徒とは	神の手引	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書一	おやさまのおもかげ	・一五〇	〇	〇	同同	
天理教々義大要	陽氣ぐらし	・一五〇	〇	〇	同同	
病のさととし	傳道資料叢書二	・一五〇	〇	〇	同同	
(おたすけ生活)	傳道資料叢書二	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書三	傳道資料叢書三	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書四	傳道資料叢書四	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書五	傳道資料叢書五	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書六	傳道資料叢書六	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書七	傳道資料叢書七	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書八	傳道資料叢書八	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書九	傳道資料叢書九	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書十	傳道資料叢書十	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書十一	傳道資料叢書十一	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書十二	傳道資料叢書十二	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書十三	傳道資料叢書十三	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書十四	傳道資料叢書十四	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書十五	傳道資料叢書十五	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書十六	傳道資料叢書十六	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書十七	傳道資料叢書十七	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書十八	傳道資料叢書十八	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書十九	傳道資料叢書十九	・一五〇	〇	〇	同同	
傳道資料叢書二十	傳道資料叢書二十	・一五〇	〇	〇	同同	

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
歌集 東の光	出口 王仁三郎	三〇〇	六九	第二天聲社	京都
金光教概観	長谷川 雄次郎	〇一七	三	金光教勤町教會所	勤町
龍王山麓の靈燈	非	〇三	三	高橋 澤野	岡山
金光教信心の要訣	〇三〇	三	三	金光教徒社	同
續 祭詞 例	〇	三	三	安部喜三郎	同
ひとのみち	橋本 郷見	〇〇〇	二四	天 人 社	神田
同 教團の内容	湯淺 眞生	〇〇〇	五	同	同

岩波書店

昭和六年 新刊書目

東京 神田一ツ橋
 電話 二六二
 振替 東京二六二
 九段 電話 一八八七
 一八八七・一八八七
 〇八〇

書名	著者	型態	定價
忠 孝 論	西 晋 一 郎 著	菊 三 八 判	二 三 〇
カント「判断力批判」の研究	大 西 克 禮 著	菊 六 二 判	四 五 〇
カントに於ける哲學の概念	山 口 諭 助 著	菊 四 四 〇 判	二 一 八 〇
大塚博士遺稿記念 美學及藝術史研究	上 野 廣 著・阿部次郎編	菊 九 八 二 判	七 八 〇
朝永博士遺稿記念 哲 學 論 文 集	羽 瀨 了 輔・小島浩馬編	菊 九 九 六 判	六 〇 〇
百年忌記念 ヘーゲルとヘーゲル主義	植 田 書 藏・天野貞祐編	菊 四 二 二 判	二 七 〇
ヘーゲル哲學解説	國 際 ヘーゲル 聯盟 日 本 版	菊 四 二 二 判	二 七 〇
宗 教 學	國 際 ヘーゲル 聯盟 普 及 版	菊 二 六 六 判	一 三 〇
宇野圓空著	三 六 二 判	一 五 〇	
法政大學編輯 哲 學 會 編 輯	一 八 六 判	〇 九 〇	
カント著作集(9) 純粋理性批判 下卷	天 野 貞 祐 譯	菊 七 八 〇 判	五 三 〇
フイヒテ全知識學の基礎	木 村 素 衛 譯	菊 六 二 二 判	四 〇 〇
ヘーゲル全集	船 山 信 一 譯	菊 四 四 八 判	三 〇 〇
精神哲學(哲學體系)	伊 藤 德 之 助 譯	菊 三 三 四 判	二 〇 〇
ラッセル蓋然性の哲學的考察	伊 藤 德 之 助 譯	菊 四 四 八 判	二 〇 〇
西洋哲學史 第三卷	栗 田 實 三・古 在 由 寬 著 吉 野 源 三 郎 譯	菊 四 四 四 判	二 七 〇
一者統一及び一	リッケルト著 伊 藤 謹 一 郎 譯	菊 二 〇 〇 判	一 三 〇
非人稱命題	ジッケルト著 中 村 克 己 譯	菊 一 〇 六 判	〇 八 五
哲學論叢(42) ヴィルヘルム・ヴァインデルバント	リッケルト著 杉 正 俊 譯	菊 八 〇 〇 判	〇 六 五
心理學概説	城 戸 幡 大 郎 著	菊 四 六 八 判	二 七 〇
心理學論文集(三)	日 本 心 理 學 會 編	菊 五 五 八 判	三 八 〇
復讐と法律	穂 積 陳 重 著	菊 三 八 四 判	二 五 〇
法律進化論叢(4)	高 柳 賢 三 譯	菊 四 六 八 判	二 三 〇
パウル 國際法秩序論	大 澤 章 著	菊 六 五 四 判	四 八 〇
國際法の基本問題	大 澤 章 著 野 見 山 温 譯	菊 四 六 八 判 菊 二 七 〇 判	一 八 〇 一 三 〇

岩波書店刊行書

Table of book titles and prices on the right page, including titles like '世界政治經濟年鑑', '財政學大綱', '經濟學新講', '統計學研究', '日本會社企業', 'モリス式勤勞銀行', '日本經濟地理學', '農村問題と社會理想', '郡是の川合信水先生', '氣象器械學', '航空力學と飛行機の設計', '飛行機', '熱學概説', '非學概説', '化學概説', '實験測定法及び實驗器械'.

岩波書店刊行書

Table of book titles and prices on the left page, including titles like '自然科學の爲めの數學概論', '計算法及び計算器械', '物理數學第一卷', 'ディリクレ級數論', '更國史の研究', '世界史論講', '孔子全集', '江戸文學叢說', 'コウルリヂ研究', '文藝的な余りに文藝的な', '菩提樹の蔭', '人生の道上卷', '人生の道中卷', '續々芭蕉誹諧研究'.

▷ 新刊二種 ◁

早稻田大學 大西邦敏
政治學士 水垣進 共譯

イェリネツク 一般國家學 第一卷

我が公法學界に於て殆んどの研究者が、其の指針として熟讀の必要を持つ *Telinetk. Allgemeine Staatslehre* は、斯學の權威たる中野教授指導の下に早稻田大學に於て研究せられたるある兩氏の手により、時間と努力とを吝まらず譯出せられ、茲に公刊せられるに至つたのである。本書は原著者の名辭名句を巧みに邦語に譯出し、原著書を離れて一讀イェリネツクの斯學に於ける偉大たる業績を知ると共に、又我學界の全面を會得し得るのである。唯一般學生に對してのみならず、我憲法學、政治學の文獻に満足し得ない一般の識者に對しても亦、本書の寄與す所は大なる可しと信じ敢へて江湖に推薦する次第である。

中央大學 大野信三著

菊版 上製箱入 五〇〇頁
定價金參圓五十錢 送料廿四錢

經濟科學原論

二九八

著夫義田野 士博學文 著扶塚鎌 官修編府督總鮮朝

存在より 價值への 教育

本書は文化科學として教育の存在を論じ、その世界たる文化の存在を現代教育の背景として論述し、著者の教育思想を新らしい一潮流として論じて、近代科學としての教育の論及したるものも、教育界の新人たるものも、一讀されること

送定菊 料價判 參圓五拾錢
送定四 料價六 十參判 八上製

修身及公民 教育原論

修身及公民教育の原理を哲學方面より或は倫理學的方面より論じて現代の公民教育の基礎をなすものである。修身及公民の教育指導の任にあるもの、好參考資料であり、各學校圖書館にも是非必備の書である。

- 伯林大學教授スプランガー原著 帝大講師上村福幸・土居竹治共譯 **青年心理學** 菊版 上製箱入 定價參圓五十錢 送料二十四錢
- 鈴木暢幸著 **江戸時代小説史** 菊版 上製箱入 定價一圓二〇〇 特價八圓 送料四十五錢
- 遠藤金英著 **地理學概論** 菊版 上製箱入 定價二圓五十錢 送料十八錢
- 岡實著 **經濟學概論** 菊版 上製箱入 定價參圓 送料十八錢
- 林博太郎序 坪内武四郎著 **公民科解説** 菊版 上製箱入 定價參圓八十錢 送料二十四錢

二九九

東京 麹町區 富土見町 教育研究會 電話 九七五八 番 〇八一八

東京 早稲田 牛車水 敬文堂書店 電話 五三七五 發行所

大日本雄辯會講

澤田謙	澤田謙	山中大	武者小路實篤	澤田謙	鶴見祐輔	野清	野清	野清	野清
ムツソリニ傳	エヂソン傳	九條武子夫人	二宮尊徳	世界十傑傳	ナポレオン	修養雜話	出世之礎	處世之道	體験を語る
一・二〇	一・三〇	二・〇〇	一・三〇	一・三〇	一・二〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇

時弊匡救の一助にも燃ゆるが如き至情より著者が既往二十年間の血と汗の滲む眞剣な體験を述べて職を求むる人、人を使ふ人、使はれる人必讀の書

「體験を語る」の姉妹篇で天下百萬の共鳴者の熱烈な勸めに刊行した著者の踏破せる鐵關打關苦境突破の深刻な體験から生れた世渡りの極意書

著者が實地の體験に基いて「かうすれば必ず成功する」必ず出世する」と治く世間の青年男女諸君に成功榮達の要諦を説いた實學の眞理書

修養と題しても決して無味乾燥な理窟ではなく、日常の生活の上にも適合する昭和の心學道話である

北米遊説中の著者が、日本にては到底求め得ざる材料を入手し、而も近年歐米に擡頭しつつある新史傳の形を執り人間那翁の全貌を描いて餘蘊なし

ガンヂー、ヒンテンブルグ、フーヴァー、マクドナルド、ケマルパシヤ等々今世界を動かしつつある十大英傑の面目眞に躍るが如く國民必讀の快書

「新しき村」の開拓者人道主義の文豪たる著者が二宮翁を在るがまゝの姿に眺めてその生涯を敘し迷へる青年男女に人生の光を與へんとする名著

一代の麗人として又日本婦人の典型と仰がれた武子夫人の全生涯を流麗なる筆によつて今一度讀者の眼前に蘇りがへらせた近來無比の名作

人類の太陽として世界十六億の人類から慈父の如く慕はれた偉大なエヂソン翁の刻苦奮闘物語、興味津々として盡きず正に傳記書類中の白眉

伊太利の寒村に鍛冶屋の子として生れた彼が赤貧ち放浪の後遂に祖國伊太利の危期に臨んで政體立ち上り史上に偉大な一頁を残すまでの苦闘物語

談社發行の名著

賀彦川	菊池寛	菊池寛	中村武羅夫	鶴見祐輔	谷脇素文	田河	田河	山中	山中大
一粒の麥	心の日月	仇討新八景	嘆きの都	母	いのちの洗濯	漫畫の罐詰	漫畫常設館	敵中横斷三百里	敵中横斷三百里
一・三〇	一・五〇	一・二〇	一・六〇	二・〇〇	一・八〇	一・二〇	一・〇〇	一・三〇	一・四〇

貧苦困窮のどん底から立ち上つて全社會の淨化に奮闘する青年と聖愛の十字架との可憐な戀物語

純潔玉の如き處女が岡山の片田舎から單身上京し思ふ心の愛人に遂に會ひ得ず都會の暗に迷ひつゝも常に希望と勇氣を持つて幸福を捕へる純情物語

主従の仇討兄弟の仇討俠士あり涙人あり美男あり美女あり或は自ら討たる、者あり或は返り討あり或は父子三代に亘る大復讐等壯絶悲絶の大物語

誘惑と迫害、罪惡と虚偽とに包まれた大都會の中に唯一人捨て去られた少女は果して如何なる道を辿るか？見よ文化の陸に潜む誘惑と陷阱を

洛陽の紙價を高からしめた名作は眞にこれ一鶴見氏がその薄命なりし母君への弔合戦として一字一句渾身の熱情をこめた日本女性禮讓の理想小説

日本人のみが持つユーモア藝術川柳に日本一の川柳家谷脇素文先生が輕妙痛快な筆を振ひ興味正に百パーセントお隣の宿代へ御用心の珍本奇本

タツタ一冊の本の中に珍妙な漫畫が千以上もあり見れば見る面白くなつてくる名漫畫許り大人も皆笑はせます。勉強に疲れた時に絶好の本

一目でワツと吹出してしまひます。珍妙無類の名漫畫がどの頁にも溢れてゐる位澤山あつてその説明文の滑稽なこと痛快な事また躍りあがらせませぬ

日露兩軍が今や最後の戦ひを決せんさ沙河に對陣した明治三十八年一月僅か六人で大膽不敵にも敵軍の中に忍び込んだ建川挺身斥候の奮戦物語

◇ 目錄進呈

注文及び目錄請求は
下記へ御申込下さい

東京 本郷 大日本雄辯會講談社
(振替東京三九三〇)

岡崎常太郎著
東京市視學 前教授 學習院

天然色寫眞 昆蟲 700 種

價 3.50
郵 0.12

◇ 本書の特色 ◇

- ◀ 本書には普通の昆蟲 707 種を選定し、之を悉く天然色寫眞にした。昆蟲全部に亘る 60 餘頁の天然色寫眞圖版を挿入したものは、我國に於ては本書を以て嚆矢とする。
- ◀ 圖版の寫眞は、特に大きな種類を除く外、すべて實物大に撮影してある。天然色にした上に、實物大の寫眞であるから、之以上に便利なものはない。
- ◀ 同じ科に屬する昆蟲は、同一圖版内に収めてあるから、これ又實物との對照に便利である。
- ◀ 本文の説明は、單に種の記載のみでなく、各科の特徴をあげ、之に特徴圖を加へてあるから、今名稱を調べようとする昆蟲が、よし種名まで分らなくとも、少くとも科名までは探し出す事が出来るのである。これは種の記載のみに力を用ひてある圖説書と趣を異にする所である。
- ◀ 本書は徹頭徹尾カナガキにしてある。そうして説明は極めて簡明であるから、尋常小學の下級生にでも自由に讀むことが出來而も昆蟲専門の學者にも充分參考となる。これこそ本書の最も特色とする處である。

岡崎先生著・既刊書紹介

[通俗蝶類圖説・バツタ類圖説・トンボ類圖説]

各冊 1.20

— 近刊豫告 —

成蹊高等學校 教授 理學士 平瀬信太郎著

天然色寫眞 貝類 700 種

目下編纂中六月頃發賣の豫定

東京市京橋 區 松 邑 三 松 堂 振替 東京 四三九七

東京帝國大學教授 文藝學博士 吉田熊次 著

教育及教育學の本質

教育の本質を究明す

緒言。第一章 教育の本義。第一節 教育の對象の意義。第二節 教育の意義。第三節 教育と陶冶。第二章 教育の對

第一節 教育的價値の意義。第二節 教育的價値體系と人生。第三章 教育の規範と方法。第四節 教育學の獨自性。第五節 教育學と他の學と

第一節 教育學は獨立科學なりや。第二節 教育學と哲學。第二節 教育學と科學。(終)

新刊 菊判洋製函入 定價一圓六十錢 送料十四錢

東京帝國大學教授 文藝學博士 吉田靜致 著

倫理學原論

◇ 苟しくも教育に關心するものは必ず讀め! 各學校必備の名著

從來、倫理學の原論は、出づべくして出でなかつた。弊店茲に吉田先生に御願して、世に問ふの時を得た事は欣びに堪えない。本書は我が國倫理學界の泰斗たる著者が最近の研究は擧げて盛られざるなく、凡ゆる點に於て、本邦倫理學界の唯一文典である。苟しくも教育に關心するものにして、此の著を備へざるは航海に羅針盤を有せざるに等しい。好學家の熱讀を希つて止まない。

新刊 菊判洋製函入 定價四圓五十錢 送料十二錢

廣島文理大學教授 西晉一郎博士著

教育の由つて生ずる所

(七版) 四六判函入 價一・八〇 送一二

廣島高師教授 佐藤熊治郎先生著

現代教育思潮批判

(十七版) 四六判函入 價二・〇〇 送一二

行發店書黒目

振替 東京 四三九七 口替 東京 九〇八二 座番 九〇八二

東京市京橋 區 田 神 市 京 東 五 町 賀 甲 南

東京書籍 商組合負 圖書總目錄

三〇六

讀書家が必備すべき日本唯一最大の圖書寶鑑!!

凡そ一國文化の程度を知るには、須らく圖書出版上より觀察するを最も捷徑とする。此意に於て「圖書總目錄」は、實に日本文化の變移を量る唯一の規矩と言ふも過言ではない。由來圖書の選擇は極めて難く、然も萬卷の書を備ふるの不可能事であるは勿論である。故に之が目的を達するには優良な圖書目錄に俟たねばならぬ。本組合が此要求を充たさん爲に編纂されたるが本書にして、現在刊行の書籍二萬餘を網羅し「五十音別」「發行所別」「類別」「著作者別」の四部に分ちて一種毎に著者・定價・送料・發行所等を各項に整然と排列す、故に一度本書を繙けば百科歴然その目的圖書を検出し選擇し得らるゝこと恰も掌を指すが如く、我國に於ける最高權威ある目錄たることは、天下周知の事實にして、爲に讀書界は暗夜に燈光を得た感がある。各位の必備を奨むる。

東京書籍商組合編

出版年鑑・昭和五年版

定價一圓 本年鑑の基礎を成した第二冊目にして殘部
送料十八錢 僅少(第一冊四年版は品切)

定價八圓
送料四十五錢
菊判二段組
函入洋布裝
千九百十頁

東京書籍商組合編
本店 東京本町八丁目
支店 東京本町二丁目
支店 東京本町三丁目
支店 東京本町四丁目

燦然と耀く大特價提供一倉大辭書

新式獨和大辭典 普及版 登張信一郎著
獨和は登張!の名を恣にする最高最大の書、今回之が原價以下の廉價版發賣。特價三・八〇 送料三三

新獨和辭典 登張信一郎著
その量に於ても、その質に於ても、優に一般大辭書に匹敵する小型獨和の王。特價二・八〇 送料一五

新露和大辭典 八杉 鈴木 譯
露語學習者を初め、軍事、外交、貿易關與者各位の必備すべき唯一の寶典。特價六・五〇 送料三三

訂增新佛和辭典 野村泰亨著
系統正しき語の排列と譯の懇切を極めたる點とは、絶對他書の比較を許さず。特價二・八〇 送料二一

新和佛辭典 松井知時著
前人の誤謬を正すと同時に、學生、研究者の不便とせる點を一掃せるもの。特價二・八〇 送料二一

新英和辭典 大倉書店編
三樣式の發音併記、各教科書との充分なる聯絡等々中等學生の理想的英和。特價一・五〇 送料一四

修正新式辭典 芳賀博士著
假名・漢字併用の讀書國日本に適應した最新、最良の國語・漢和兩用の大辭書。特價三・〇〇 送料三三

訂增新撰俳諧辭典 岩本梓石著
凡そ俳諧に關する事物・用語の悉皆を網羅解説した十七字文學界の日月。特價四・八〇 送料三三

日本改修言泉 全六冊 落合直文著
皇國三千年の文化を象徴する大國語辭典、總語數三十萬、總紙數六千餘を算す。定價六六・〇〇

訂補佛教大辭典 縮版 織田得能著
一代の鬼才織田師が全生涯を嗜して完成したる佛教教理の綜合大成。大版三〇・〇〇 縮版一七・〇〇

三〇七

發行所 東京本町八丁目
東京本町二丁目
東京本町三丁目
東京本町四丁目
大倉書店

東京女子高等師範學校教授
日本女子大學校教授 近藤耕藏者

增廿
訂版五

日用物理學講義

全貳冊 菊版 總布 上製
定價 各 金參圓五十錢
郵稅 各 金拾四錢

本書の特色 日常生活を基調として、あらゆる物理現象を理論的に、明確にしかも平易に解説した事である。

本書の價值 文檢受験者によつては、参考書の選擇は成・不成の鍵であるが本書の如きは参考書として絶對的價值ありと云つても過言ではない。家事科學研究者 にとつても極めて適切な参考書である。又小學校・中學校・女學校・師範學校・實業學校等に於ける物理學教授上の参考書として必要な事は多言を要せざる所である。

三〇八

東京市神田區 風光書店 振替東京三番七二七 電話神田三〇七八番

改訂

東京女子高等師範學校教授
日本女子大學校教授 近藤耕藏 著

日用化學講義

總クローズ菊版
上製四百五十頁
定價三圓八十錢

久しく絶版であつた本書は、入念の改訂正に成つて内容外觀共に全く一新して、茲に再び江湖に見ゆるに至りました。

本書の内容については、既に定評のあつた「日用化學講義」に著者近藤耕藏先生が數年かゝつて訂正を加へられたと申すだけで、世間は既に肯いて下さる事と思ひます。
全國の小學校、實業學校、高等女學校の高等科・專攻科・補習科に於て、化學を教へる人若しくは學ぶ人、家事科を學ぶ人若しくは教へる人、並に家事及理科の文檢準備をなさる方々等に謹んで本書をお薦め致します。

三〇九

東京市神田區 風光書店 振替東京三番七二七 電話神田三〇七八番

第一篇	燃燒に關する化學
第二篇	燃料に關する化學
第三篇	食塩に關する化學
第四篇	炭酸瓦斯及び炭酸鹽
第五篇	水
第六篇	金屬に關する化學
第七篇	顔料・塗料
第八篇	纖維に關する化學
第九篇	洗濯の化學
第十篇	漂白
第十一篇	食物の成分
第十二篇	藥
第十三篇	日常食品
第十四篇	防腐消毒
第十五篇	硝子・陶磁器・セメント
第十六篇	

市河・畔柳・飯島共著 **大英和辭典** 定價七圓五十錢(送・五七) 新六八判・一八六〇頁

小田切良太郎共著 **新註解和獨辭典** 定價三圓五十錢(送・二一) 三六判・二七〇〇頁

辭書を買ふなら富山房

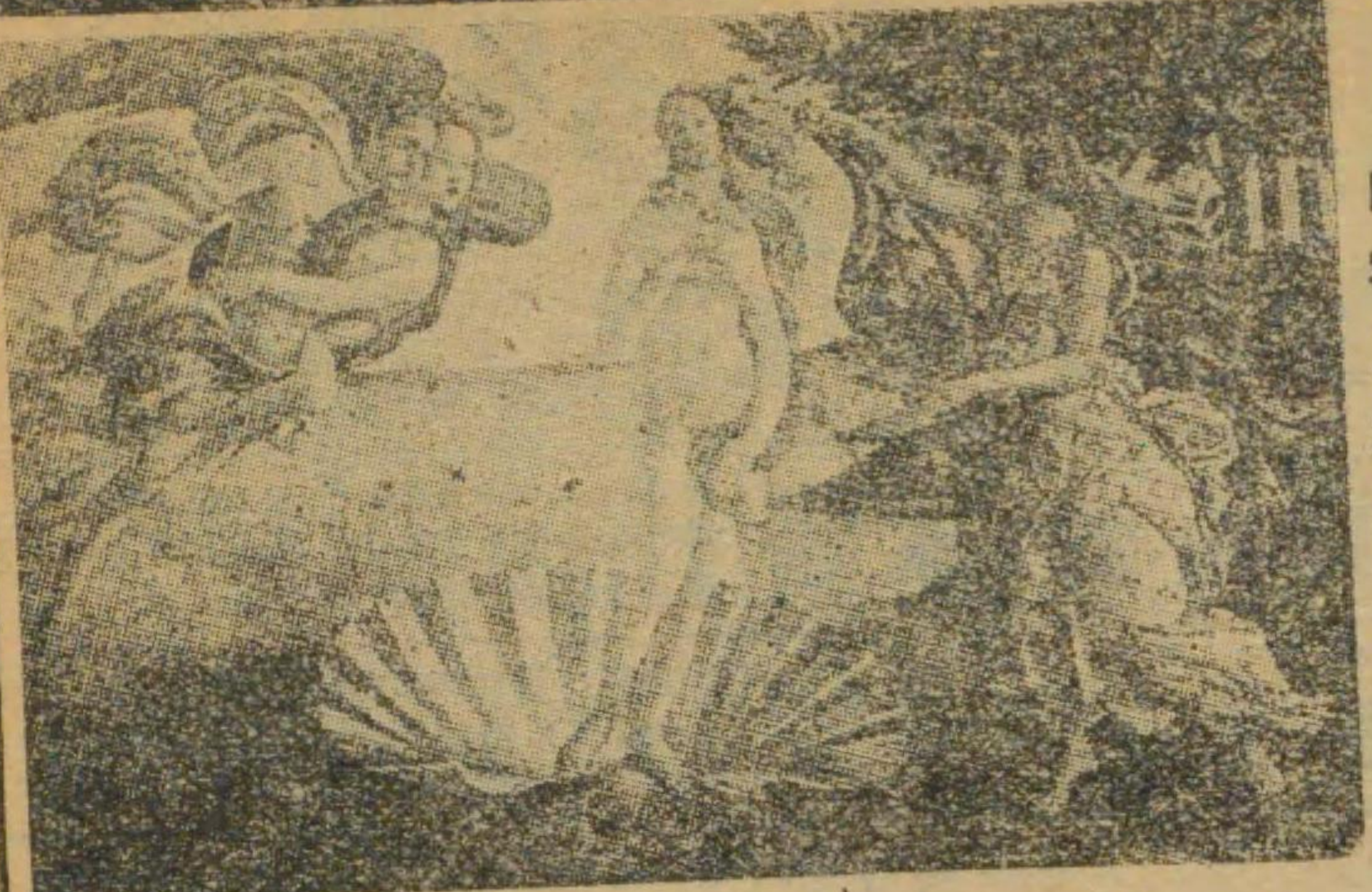
東京市神田區 振替東京501番

上田・松井兩博士共著 **大日本國語辭典** 一―三卷定價各十三圓 四卷・十六圓・索引十圓 (送料二圓五十二錢)

服部・小柳兩博士共著 **改訂詳解漢和字典** 定價三圓五十錢 四六判・二二二頁 (送料三十三錢)

セザンヌを口にし古典藝術へのあこがれをもつ近代人すくなくとも二科・帝展を訪れるほどの藝術に関心をもつ近代生活者は本書を繙く機會を持たぬほど無智ではあり得ない。

限定出版の珍重せらるべき豪華版! 本書を讀まずして歐洲藝術は語れない
—— 内容見本拜呈 ——



板垣 篤 穂
……今度團伊能氏の編纂された「概観歐洲藝術史」は出版書肆富山房にとつても著者自身にとつても恐らく犠牲的の仕事であつたらうと思はれる。特に團氏からは直接に編纂上の面倒さに就いて折り／＼聞いてみた。それ故實際に出来上つた本を手にしてみると、その言葉が一層思ひあたるのである。
……同じ専門にたづさはる私として、この書の出版にあたり悦びと謝意とを感じる次第である。—— 東京時事新報 ——

定價 七圓八十錢 送料内地・45領土・75

富山房 東京市神田區 振替東京 五〇一番

概観歐洲藝術史

團伊能著

原色版 三葉・寫眞版 九三・凸版 三 四六倍判・全頁アト紙・七〇頁

發行所

東京市京橋區木挽橋東詰
電話銀座一五八七番
振替東京五五三番

株式會社

警醒社

三三三

比屋根安定 著 譯
波多野精一 著
小平國雄 著
田中龍夫 著
高木壬太郎 著
米澤尙三 譯
別所梅之助 著
福田君子 譯著
小泉一雄 著
梅田君子 譯著
高垣勲次郎 譯著

宗 教 經 驗 の 諸 相
基 督 教 社 會 思 想 史
基 督 教 革 新 と 哲 學 及 宗 教 史
科 學 の 革 新 と 哲 學 及 宗 教 史
基 督 教 大 辭 典
新 刊 渦 卷 波 止 場
石 積 止 場
秘 け ら れ た 聖 書 ロ マ ン ぶ
父 八 雲 を 憶 ぶ
神 を 索 する 科 學

・五〇	・二五〇	・一三〇	・一八〇	・八〇	・二五〇	・二五〇	・二〇〇	・四・五〇
・〇四	・一四	・一〇	・一二	・〇八	・五四	・二四	・二〇	・二七

定 價
郵 税

獨逸語の參考書

三浦吉兵衛・橋本忠夫 講述 獨逸語講座 六册	價各 1.20 稅各 .08	講義録中の最高最良の標準にして全六巻を初級から上級に全國書店で分賣してゐる各巻とも二百余頁全巻七圓。
明大教授 道部 順著 獨習者の獨逸語	價 3.50 稅 .14	基礎をよくやる事。簡より繁に進む事練習を出来るだけ多くやる事の三つに趣意を置いて物されたもの。
陸軍教授 早川文哉著 新獨逸語自修	價 1.30 稅 .08	獨逸語の學習に志すもので指導者に乏しいか又は學校でも充分質問の機會を得られぬ諸學者の爲に作られたもの。
陸軍教授 早川文哉著 新獨逸文法自修	價 1.30 稅 .08	發音は萬國音標文字と假名とを併用し文法を主にして極く初歩から説明してゐる上記の自修書の姉妹篇として著た
日本大學教授 内田 貢著 獨逸語變化表と單語集	價送 .50 稅 .04	文法と單語とは語學に於ける車の兩輪である。變化と單語の暗記によつてその車は動かされる。
日本大學教授 内田 貢著 表解獨逸語變化總覽	價送 1.00 稅 .06	獨逸語が難しいと云ふのは文法が分らないからで充分に格の變化や動詞の活用が飲み込めないからである。
大津 康・道部 順著 獨文和譯研究	價送 2.00 稅 .12	懇切一方逐一に説明されてゐる獨逸語研究者並びに受験者の是非讀まねばならぬ無二の良書である。
大津 康・道部 順著 複式和文獨譯	價送 2.00 稅 .12	本書の特色は解答説明の最も懇切である事で和文獨譯公式便覽と單語索引とは受験者の無二の好伴侶である。
二高教授 佐久間政一著 獨譯法研究	價 1.30 稅 .08	既に體得してゐる英語の知識を活用して獨文解釋の要諦を會得さるる方法で本邦で類書を見ない好書である。
二高教授 佐久間政一著 和文獨譯新研究	價 1.30 稅 .08	本書は第一部に文章構義法の大綱を説き材料は纏つた文によつてあくまで實用を第一主眼とした。
二高教授 小池 堅治著 高等和文獨譯研究	價 1.50 稅 .08	日刊新聞を利用して材を政治經濟法律其他社界欄より獲たるものを主とし醫學を始め學術記事をも努めて採録した
海軍教授 橋本 忠夫著 獨逸語の會話と手紙	價 1.20 稅 .06	獨逸旅行者の便宜を考へ實際に彼地で語學的に力強い伴侶となる様工夫したもので一般學習者にも必讀の書である
海軍教授 橋本 忠夫著 大學入學獨逸語問題解説 試験	價 1.50 稅 .12	大正十五年から昭和六年迄の六年間の各官公立大學の獨逸語入試問題に譯例と詳註を附したもので單語集を附した
二高教授 佐久間政一著 獨逸語受験者のために	價 .80 稅 .08	學生の陥り易い力點を説明し和文獨譯と獨文和譯を配して受験界唯一の羅針盤として完成されたものである。

郁文堂書店

東京本郷大學正門前
振替東京14981番
圖書目錄進呈

三二二

◇著名る贈に賢諸家究研文漢◇

◇最新刊

定本唐宋八家文讀本

本見容内
呈進代無

菊判洋装函入美本 紙數上・下卷九五〇頁 定價上下各貳圓五拾錢 送料 各金二十二錢
本書は沈德潛の選に係る唐宋八家文全部を収載し各家の全集及明清諸家の選本に就て詳細に校勘し、誤謬の文字には一々符號を施し、尚欄外には精密なる注釋を掲げ、故事の典故文字の解釋は言ふに及ばず本文に關係ある史實、傳記等を殆んど漏らす所なく解説し、更に巻尾には八家の年表を載せて完璧を期した。本書が文檢受驗者及一般漢文研究者諸氏に多大の便益を與ふるであらうと確信すると同時に是非一讀を伺奨する次第である。

◇最新刊

頭注韓非子定本

菊判洋装函入美本 紙數三七〇餘頁 定價金貳圓 送料金十四錢
本書は清の王先謙の集解本に據り韓非子全部を収載し更に頭註には清朝考證家王念孫、盧文昭、顧廣折、王先謙及び我が邦の先儒狄生祖來の讀韓非子、大田方の翼覽、蒲阪圃の纂聞、津田鳳郷の解詁等特に韓非子に造詣深き學者の説を摘録せしもの、文檢漢文科受驗參考書として、又斯學研究者の好讀物として最も適當のものである。何人も是非一讀を備へられんことを希望して止まない。

◇二松學舎専門學校 教授

池田四郎次郎著

無代進呈

二松學舎専門學校 教授

池田四郎次郎著

上卷(原本) 下卷(最終送)

店書堂明大 七卅町川小區田神市京東 番八八七七四京東替振 所行發

徒然草 正徹本

菊版和裝 定價一圓二十錢 送料十二錢

文學博士三矢重松著

古事記に於ける特殊な訓法の研究

菊版 定價一六一錢 送料八錢

笠原節二著

古事記新註

菊版 定價六〇〇頁 送料四圓 定價二十四錢

國學院大學教授 松尾捨治郎著

國文法論纂

菊版 定價四三三頁 送料三圓 定價十八錢

成城高等學校教授 岩垂憲德著

漢文副詞の位置に関する通則

菊版 定價一六四頁 送料十錢

御歌所寄人 外山且正編

歌集 明治より昭和へ

四六版 八八〇頁 定價三圓二十錢 送料十八錢

鈴木作良 雄著

精解方丈記

四六版 二二五頁 定價一圓 送料八錢

石野瑛著

横濱近郊文化史

菊版 定價七二二頁 送料七圓 定價二十七錢

早稻田大學教授 清水泰次著

東洋史綱要

菊版 定價三〇〇頁 送料一圓八十錢 送料十錢

小林房太郎 策共著

地理學辭典

四六版 四一八頁 定價二圓二十錢 送料十八錢

米澤高等工業學校助教授 加賀山猪三郎著

家庭染色大要

四六版 三三二頁 定價一圓 送料八錢

株式會社

東市神田區 文學社 振替東京三田 電話三三五八番

小學參考書界の權威

●教育的な編纂●
●良心的な出版●

小學全科學習書

小學各科の研究

小學模範大全科

價定	價定	價定
尋常五年用、六年用 各五十錢(送料十二錢)	尋常四用四十錢(送料六錢) 尋常五、六年用各六十錢 高等一、二年用各六十五錢 (送料各十錢)	尋常四、五年以下 各二十五錢(送料四錢) 尋常五、六年以下 各四十錢(送料六錢)

小學國史繪圖

學習知識の寶庫

學習日用辭典

尋五用(上) 尋六用(下) 高一用(上) 高二用(下) 定價各四十錢(送料四錢)	ポケット型美本 三二〇ページ 定價二十錢(送料二錢)	ポケット型美本 三二〇ページ 定價二十錢(送料二錢)
------------------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

●誤りのない本●
●超廉價大量版●

本社 東京市神田區通神保町一
振替東京七三八七七

株式會社 **學習社**

支店 大阪市西區中道二ノ七
振替大阪三〇九二五

第三類 哲學

〔一〕西洋哲學

(ア) 哲學研究・概論

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
西洋哲學思潮小史	栗田賢三	二〇〇	三三	立教大學哲學會	東京
フオールレンデル	他二氏	三七〇	三五	岩波書店	神田
西洋哲學史(第三卷)	河合讓三	三〇〇	五三	改造社	芝
西洋哲學史(下卷)	永野芳夫	一五〇	二五〇	日東書院	神田
唯物論は眞理か	メデイクス	二〇〇	三六	理想社	麹町
生涯と哲學	佐藤秀堂	二〇〇	三七	理想社	麹町
岩波文庫知性改善論	山中尚志	二〇〇	五五	岩波書店	神田
プラトンと	内館忠藏	三〇〇	三三	理想社	麹町
全知識學の基礎其他	木村素衛	四〇〇	五二	岩波書店	神田
(哲學古典叢書六)	ラブラアス	二〇〇	三三	同	同
蓋然性の哲學的考察	伊藤徳之助	二〇〇	三三	同	同
哲學七	三田哲學會	一八〇	三〇	丸善株式會社	日本
(新實在論序説外三篇)					
ラスク價值哲學	波多野堯三	三〇〇	三七	丁酉出版社	神田
社會と哲學	長井一男	三〇〇	六五	帝國書籍協會	本郷
ウインデルバンド	清水清三	三〇〇	五二	玉川學園出版	東京
哲學論叢	リツケルト	一五〇	七〇	岩波書店	神田
ウインデルバンド	ウインデルバンド	一五〇	七〇	岩波書店	神田
アリストテレス	波多野通敏	三〇〇	四九	立教大學哲學會	東京
形而上學の研究	高野里美	一五〇	二六	第一書房	麹町
フツセルの現象學	大關將一	一七〇	二六	理想社	同
現象學概説	谷川徹三	二〇〇	一八	岩波書店	神田
法政大學哲學會	吉田賢龍	一〇〇	〇七	吳市公民講座	吳市
哲學年誌(三二年)	佐々木秀一	一〇〇	〇九	郁文書院	小石
哲學思潮	寺田彌吉	一〇〇	〇九	郁文書院	小石
やさしい哲學物語	高橋里美	一〇〇	〇九	岩波書店	神田
高塔に昇る	他五氏	一〇〇	〇九	岩波書店	神田
岩波講座	大島正徳	二八〇	三五	文堂	赤坂
哲學(第一回)	小林澄兄	〇〇	八三	同	同
現代哲學概観	天野貞祐	六〇〇	九二	岩波書店	神田
川合教授	小豆澤英男	一五〇	三六	教育研究會	麹町
還歴記念論文集	田中長男	一五〇	三六	教育研究會	麹町
朝永博士還歴記念	三田哲學會	一八〇	三〇	丸善株式會社	日本
哲學論文集					
最新哲學概論					
哲學(第八輯)					

(哲學) 西洋哲學

書名	著譯者	定價	頁數	形態	發行所	所住
新觀・孟子	支那哲學思想叢書	○・五〇	三三	三	省堂	神田
新觀・大學中庸	支那哲學思想叢書	○・五〇	三五	三	同	同
北宋五子哲學	松山直藏	○・五〇	三〇	三	懷德堂記念會	大阪
安心立命の陽明學	安藤州一	○・五〇	二六	三	顯道書院	京都
大儒佐藤一齋	龜井一雄	○・三〇	三〇	三	金鷄學堂	小石
藤樹先生の學德	松本義懿	○・五〇	三〇	三	渾池社	小石
西洋倫理學史	小笠原秀實	○・三〇	三〇	三	民友社	京都
道德及階級規範について	若杉浪雄	○・五〇	一三	三	希望閣	神田
無政府主義の道德	土田杏村	○・三〇	三三	一	日本評論社	横濱
道德改造論	廣池千九郎	○・六〇	六六	廣	池千英	牛込
新科學モラロジー及最高道德の特質	同	○・三六	三六	同	同	同
改造文庫	朝永三十郎	○・三〇	一七	改	造社	芝
岩波文庫	草間平作	○・四〇	三〇	岩	波書店	神田
現代社會倫理學	池岡直孝	○・三〇	四〇	三	章華社	東京
人格學概論	渡邊徹	○・三〇	三三	三	中興館	神田
現代倫理學の理念	長屋喜一	○・三〇	三〇	三	大興堂	同
高等教育女子倫理學	佐々木秀一	○・三〇	四六	東	洋圖書株式會社	同
國民道德の基礎として	近藤兵庫	○・三〇	四七	培	風館	同
倫理學の内容とその研究方法	同	○・四	四	校	名古屋高等商業學	名古屋
(イ) 國民道德・實踐道德・雜	鹿子木員信	○・五〇	一七	直	日のむすび出版部	神田
日本精神の哲學	保坂恕一	○・一〇	四	同	同	大阪
國民道德考	清原貞雄	○・四〇	四二	同	同	同
國民道德原論	伊藤武壽	○・六〇	一六	博	向堂	神田
國民道德の體系	伊藤千眞	○・三〇	三〇	大	明堂	神田
忠孝論	西晋一郎	○・三〇	三〇	岩	波書店	同
日本武道と宮本武藏	安岡正篤	○・三〇	三〇	金	鷄學堂	小石

(三) 倫理學

(ア) 倫理學・概論

(五) 心理學

(ア) 心理學研究・概論・兒童心理學

書名	著譯者	定價	頁數	形態	發行所	所住
思想問題と生活規範	諏訪二教	○・三〇	三六	淺	海運平	牛込
人生の哲學	藤井慧眞	○・二〇	一七	東	林書房	本郷
有朋堂文庫	塚本哲三	○・五〇	三〇	有	朋堂	神田
社會教育運動としての心學	文部省 社會教育局	○・一五	四七	社	會教育協	會 小石
國民禮法	熊谷正雄	○・一〇	二九	小	笠原國民禮法刊行會	京都
岩波文庫	前川堅市	○・六〇	三六	岩	波書店	神田
戀愛論(上卷)	飯田堯一	○・三〇	三四	文	書堂	本郷
思索・體驗・實踐	大木篤夫	○・五〇	五二	ア	ル	ス 神田
幸運の道へ	同	○・五〇	五二	ア	ル	ス 神田
(四) 論理學	三枝博音	○・三〇	三六	刀	江書院	神田
ヘーゲル 論理の科學	河野正通	○・三〇	三九	白	楊社	同
ヘーゲル 著作集(二) 大論理學(第一册)	速水敬二	○・四〇	五〇	鐵	塔書院	同
ヘーゲル 哲學大系(第一部) 論理學	武政太郎	○・三〇	四四	中	文館	牛込
論理學概論	永野芳夫	○・一八	三〇	日	東書院	神田
同	同	○・三六	五九	日	本教育學會	本郷
ヘーフラ 論理學概論	竹下直之	○・三〇	三六	理	想社	神田
論理學概論	武政太郎	○・一八	四四	中	文館	牛込
改造文庫	見尾勝馬	○・一〇	二四	天	地書房	東京
岩波文庫	北野弘樹	○・三〇	三三	日	東書院	神田
特殊心理學原論	內田新一	○・三〇	五三	日	東書院	神田
心理學及藝術の研究	西山庸平	○・三〇	三三	日	東書院	神田
心理學及藝術の研究(上下) 松本亦太郎博士記念論文集	同	○・三〇	三三	日	東書院	神田
ソーンダイク 教育的心理學	同	○・三〇	三三	日	東書院	神田
心理學文集(三) デウエーの心理學	同	○・三〇	三三	日	東書院	神田
心理學文集(三) 日本心理學會(三回大會報告)	同	○・三〇	三三	日	東書院	神田
統一心理學(專政用)	同	○・三〇	三三	日	東書院	神田
體育新心理學	同	○・三〇	三三	日	東書院	神田
晩近教育心理學提要	同	○・三〇	三三	日	東書院	神田
西山庸平著作集(四) (心理學史)	同	○・三〇	三三	日	東書院	神田
心理學二十一講	同	○・三〇	三三	日	東書院	神田
改造文庫	青木庄左衛門	○・三〇	五八	同	同	同
心理學概論	小宮義孝	○・三〇	三三	改	造社	芝
心理學概論	城戸幡太郎	○・三〇	三三	岩	波書店	神田
心理學概論	増田惟茂	○・三〇	三三	甲	子社	赤坂
心理學概要(下卷)	小保内虎夫	○・三〇	三三	培	風館	神田

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
文明協會ニユーズ十二 (國際的に見たる國民精神外十篇)	德富猪一郎	非	〇	允文明協會	牛込
文明協會ニユーズ (第六・七・八輯)	森脇 美樹	〇	各五〇	同	同
日本と世界(第一輯)	志村榮太郎	〇	〇	同	同
日本と世界(第二輯)	志村榮太郎	〇	〇	同	同
現代日本と世界の動き	志村榮太郎	〇	〇	同	同
英文 大日本	志村榮太郎	〇	〇	同	同
世界の動きと日本精神の進展	志村榮太郎	〇	〇	同	同
世界の動きと日本の立場	志村榮太郎	〇	〇	同	同
世界の動きと日本精神の進展	志村榮太郎	〇	〇	同	同
沈滞日本の更生	志村榮太郎	〇	〇	同	同
日本は何うなる?	志村榮太郎	〇	〇	同	同
更生日本を描く	志村榮太郎	〇	〇	同	同
日本興廢の前後	志村榮太郎	〇	〇	同	同
世界を統一するもの	志村榮太郎	〇	〇	同	同
日本は世界を征服せん	志村榮太郎	〇	〇	同	同
大和民族の哲學	志村榮太郎	〇	〇	同	同
天皇と新日本建設	志村榮太郎	〇	〇	同	同
上代文學に現れた日本精神	野村 八良	一・〇〇	二五	大岡山書店	麻布
日本國民の精神	清原 貞雄	一・〇〇	三〇	明治圖書株式會社	京橋
國民精神への反省	小山 忠雄	一・〇〇	一〇	社會教育會	麹町
教育勅語と國民精神	神作 浜吉	一・〇〇	一三	北海出版	神田
大御心と國民精神	柴山 守康	一・〇〇	一五	日本國民教育會	大阪
やまとこゝろと	鹿子木員信	一・〇〇	一五	友 社	京橋
皇國精神(第一卷)	三村 親信	一・〇〇	一六	藤 鹿 造	新潟
皇國精神教育勅語	大谷 光瑞	一・〇〇	一五	大日本家族協會	東京
我が同胞に訴ふ	大谷 光瑞	一・〇〇	一五	代 社	京橋
日本之危機	大谷 光瑞	一・〇〇	一五	森山書店	神田
愛國叢書 (日本主義の信仰)	曉 烏 敏	非	〇	山内良 齋	鳥取
大和魂の指針	藤野 順藏	一・〇〇	一〇	新 更 會	千葉
(第二期新更夏期大學講演集)	正谷亮太郎	一・〇〇	一〇	文 明 堂	東京
國民生活の國體化	加藤 德重	一・〇〇	一〇	遠 藤 誠 一	富山
國防・思想・勞働	西澤 逸記	一・〇〇	一〇	明 照 書 院	前橋
國家主義の權威	山崎 照道	一・〇〇	一〇	書 堂 書 店	大阪
マルクス學原理批判・日本の國風と國民の指導	小坂由太郎	一・〇〇	一〇	安 國 協 會	東京
天道論(日本を興すか)	田中誠之助	一・〇〇	一〇	女子求道會	松本
皇道と共產主義	北村 澤吉	一・〇〇	一〇	改 善 社	神田
皇道の信仰	北村 澤吉	一・〇〇	一〇	新 生 社	鹿兒
われ等の祖國を護れ	北村 澤吉	一・〇〇	一〇	文 館	日本
殖民運動の眞諦は優越なる國民性の伸張にあり	北村 澤吉	一・〇〇	一〇	文 館	日本
補訂・教育勅語	北村 澤吉	一・〇〇	一〇	文 館	日本
教育勅語渙發	北村 澤吉	一・〇〇	一〇	文 館	日本
四十周年記念錄	北村 澤吉	一・〇〇	一〇	文 館	日本

(ウ) 日本思想・國民精神

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
祖國に寄す(英國の魂)	好本 督	一・〇〇	二七	中央教化團體聯盟	麹町
日本男子論	福澤 諭吉	一・〇〇	二四	時事新報社	同
日本人の偉さの研究	中山 忠直	一・〇〇	二四	先 進 社	本郷
梅のつゝ興國性	石田 傳吉	一・〇〇	二二	文 堂	同
帝國の使命	稗田 雪崖	一・〇〇	二六	興 教 書 院	京都
國民必讀極東平和と日本陸軍	恢 弘 會	一・〇〇	二五	兵 林 館	麹町
日本臣民の心得べき五ヶ條	宮本 熊吉	一・〇〇	一八	宮 本 熊 吉	埼玉
日本治道會	細野 雲外	一・〇〇	一八	宮 本 熊 吉	埼玉
愛の全射	貴家 隆德	一・〇〇	一五	立 正 法 昭 社	東京
斯君斯民(善行美談集)	遠藤友四郎	一・〇〇	一六	錦 旗 會	牛込
昭和聖代に生享する我等の使命	近藤 榮藏	一・〇〇	一六	錦 旗 會	牛込
日米労働問題の比較	清島 龍樹	一・〇〇	一七	清 島 龍 樹	大分
世界の動きと我等の覺悟	上村 知清	一・〇〇	二〇	日 本 道 社	福岡
世界の救世主日本	茅原廉太郎	一・〇〇	二六	内 觀 社	東京
新興國民叢書(無産黨出直すべし)	茅原廉太郎	一・〇〇	二六	内 觀 社	東京
ユダヤ講座	茅原廉太郎	一・〇〇	二六	内 觀 社	東京
日本道(國民よ日本に歸れ)	茅原廉太郎	一・〇〇	二六	内 觀 社	東京
綜合批判・生きんと欲する日本人に訴ふ	茅原廉太郎	一・〇〇	二六	内 觀 社	東京
日本主義	茅原廉太郎	一・〇〇	二六	内 觀 社	東京

(七) 修養・處世
(ア) 公民知識・修養書

書名	著譯者	定價	頁形體數	發行所	所住
作業主義の教育	梯 英雄	二〇〇〇	三九	教育研究會	同
作業學校の理論と實際	下川 履信	二〇〇〇	三六	同	同
日本の勞作學校(一)	小原 國芳	一八〇〇	二四	玉川學園出版部	東京
勞作と教育	廣島師範 附屬小學校	三〇〇〇	三三	寶文館	日本
小學校に於ける勞作的教育の研究	中家 元信	非	〇	高等小學校	奈良
形態學的・生活觀と教育の新建設	野口 彰	一三〇〇	一八	教育實際社	京橋
生活學校・デクローイの新教育法	上沼久之	二九〇〇	四六	同	同
エデュケシヨナル・クオ・タ・リ	千葉 春雄	三三〇〇	四六	厚生閣	同
新教育叢書(一)	原田 實	一五〇〇	三三	同文館	神田
新教育の樹立へ	水木 梢	一〇〇〇	一四	高踏社	東京
教育の經濟化と産業化	松永 嘉一	一八〇〇	五六	玉川學園出版部	同
人間教育の最重要點・環境教育論	吉田 熊次	三八〇〇	四四	同文書院	四谷
女子教育の理念	飯田 晁三	三八〇〇	一五	目黒書店	神田
教育の社會性	爲藤 五郎	一〇〇〇	三五	自由社	同
教育改造と社會改造	杉森孝次郎	三三〇〇	五三	日東書院	神田
男女共學論	小泉 郁子	八〇〇	一五	拓人社	東京
校長學本論	水木 梢	三〇〇〇	三三	高踏社	同

(イ)教育思潮・國民教育・其他教育

書名	著譯者	定價	頁形體數	發行所	所住
學制改革草案批判	帝國教育會	〇	〇	兎秀山堂	東京
歐洲文明と教育史蹟	福島 政雄	三〇〇〇	二九	目黒書店	神田
教育家の眼に映じたる歐米南洋支事情	非	〇	〇	福徳生命保險株式會社	大阪
國民高等學校運動	三澤房太郎	一五〇〇	〇	野喬朗	山形
實業界の希望	〇	〇	〇	社會教育協會	小石
全教育新辭典	現代實際教育研究會	一五〇〇	四三	華社	東京
現代教育辭典	日本教育協會	三九〇〇	〇	啓文社	本郷
教育年報(昭和六年度)	刊行會	二八〇〇	〇	第一出版協會	同
六大教育思潮の講習	水木 梢	二八〇〇	二八	高踏社	東京
教育思潮研究(第五卷第一・二輯)	教育思潮研究會	三〇〇〇	〇	目黒書店	神田
教育思潮研究(第五卷第三輯)	同	一五〇〇	〇	三七	同
教育思潮研究(第五卷第四輯)	同	一五〇〇	〇	三二	同

書名	著譯者	定價	頁形體數	發行所	所住
現代教育思潮大觀	入澤 宗壽	三〇〇〇	三七	同文書院	四谷
現代教育思潮	加賀美愛三	一三〇〇	二九	萬松堂	新潟
最近教育の思潮と實際	入澤 宗壽	四〇〇〇	〇	明治圖書會社	京橋
現代教育の思潮と實際	西山 哲治	三八〇〇	四八	教育實際社	同
辯證論的考察	小池 藤八	一八〇〇	三三	勝田書店	芝
教育の思潮と實際	大槻 正一	一七〇〇	二四	明治圖書會社	京橋
ケルシエンスタイナーの本質論	水戸部寅松	三〇〇〇	四三	厚生閣	同
國民教育と教育者の本質論	北野 駿	一三〇〇	二六	帝國國民教育獎勵會	東京
國民教育の概念	〇	〇	〇	三	同
國民教育運動	日下 恒一	一五〇〇	二七	藤井書店	神田
國民生活の根本原理	本庄 柳文	〇	〇	大日本建國會	山口
國民教育大觀	大槻 正一	一四〇〇	一七	目黒書店	神田
社會問題と道徳教育	春山 作樹	一〇〇〇	一五	教育研究會	同
藝術教育論	東亞學藝協會	一八〇〇	三六	四條書房	神田
宗教の根本問題	吉田源治郎	五〇〇	三三	日曜世界社	大阪
心の成育宗教の育	高橋 潔	〇	〇	八	大阪市立聖徳學校
宗教の育に就て	〇	〇	〇	〇	同

(ウ)プロレタリア教育問題

書名	著譯者	定價	頁形體數	發行所	所住
農村教育新論	長野 長廣	三〇〇〇	五四	同文書院	四谷
惱める農村教育の改造	寺田 彌吉	二〇〇〇	二九	人文書房	神田
映畫教育の理論と實際	宮川 菊芳	二〇〇〇	三七	厚生閣	同
子供・兒童教育の實際	星野 長作	一八〇〇	三六	新生堂	神田
劣等兒低能兒心理と其教育	福永 盾雄	一八〇〇	三七	新生堂	神田
歐米諸國補習教育の近況と我國教育制度の改善	青木誠四郎	三八〇〇	四七	中文館	牛込
感化教育・不良少年の研究	飯島 三安	一三〇〇	三四	松華堂	神田
プロレタリア教育の諸問題	淺野 研眞	一八〇〇	三四	厚生閣	同
無産階級教育論	ホレピン	五〇〇	二三	改世社	本郷
マルクス主義と教育問題	栗野 研眞	八〇〇	一六	自由社	同
階級教育論	堀 秀彦	一〇〇〇	二四	同	同
無産大衆の教育問題	大内 經雄	一五〇〇	〇	社會教育協會	小石
新興教育學	國際教育者聯盟	一五〇〇	〇	刀江書院	神田
新興教育運動の展望	田制 佐重	三〇〇〇	〇	六七	日東書院
ソヴェート同盟に於ける文化革命	ソヴェート教育研究會	一〇〇〇	〇	三七	叢文閣

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
中等唱歌教材集	渡邊 彌藏	二・七〇	〇	安部俊雄	神田
高等女學校音樂教科書教師用	山本 壽	三・〇〇	△	寶文館	日本

體操・教練

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
文部省新制學校體操教授要目	都丸 隣信	二・〇〇	四	興堂	神田
記入式學校體操教授要目	川口 英明	二・〇〇	四	興堂	甲府
體操教育(應用之部)體操科學習指導案	川口 英明	三・八〇	三六	興堂	四谷
同(尋五)	同	二・八〇	三六	同	同
同(尋六)	同	二・八〇	三六	同	同
小學校各學年屋內體操指導法	松山 清治	一・八〇	三六	培風館	神田
新原理に立脚せる小學校體操の實際	齋藤 薰雄	二・五〇	三三	明治圖書株式會社	京橋
高三體操學習指導案(男子用)	川口 英明	三・〇〇	四六	同	同
實業補習學校體育科教授要綱	印牧バロ	一・〇〇	一四	京水	水戸
振付法と教材研究學	研 究	一・〇〇	一四	京水	水戸
校遊戯講座(第一卷)	住田 義麿	一・三〇	二四	都文書院	小石
小學校・女學校・體育舞踊教科書	同	一・三〇	二四	都文書院	小石

家事裁縫・簿記・商工

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
標準・青年訓練教科書教授用書(一)中等學校教練教授草案	石澤 吉磨	〇・八〇	〇	社會教育會	東京
最新家事教授法精義	石澤 吉磨	三・五〇	三六	教育研究會	駒町
家事科教育問答	佐々木君代	三・〇〇	三六	厚生	同
家事學習書教授用參考書	高橋 さき	一・〇〇	〇	弘文堂	同
小學校裁縫教授細目	岡田 香子	一・〇〇	〇	同	同
高等小學家事裁縫教授細目	初等教育研究會	一・八〇	一六	培風館	神田
現代銀行簿記	同	一・二〇	一七	同	同
最新簿記教科書上(教師用)	同	一・二〇	一七	同	同
現代商業簿記教授資料	同	一・二〇	一七	同	同
最新重要商品教科書	同	一・二〇	一七	同	同
都市商工讀本教授資料(後期用)	同	一・二〇	一七	同	同
最新重要商品教科書	同	一・二〇	一七	同	同
教授資料	同	一・二〇	一七	同	同
石井清之助	石井清之助	〇・四〇	〇	同	日本

一般科指導

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
各科具體的指導要諦	渡邊 昌司	三・〇〇	四三	東洋圖書株式會社	神田
統合各科教授法	小西 重直	一・七〇	〇	金港堂	京都
低學年各科教授法	朝日 文彦	二・〇〇	一四	高踏社	東京
教育教授の要訣	下村千代松	一・〇〇	四〇	細謹舍書店	岡山
改訂新各科教授法	乙竹 岩造	一・七〇	〇	培風館	神田
教授法取扱方付	中野 義見	一・五〇	△	三喜堂	小石
各科教授要綱と教授案例	東京府女子師範附屬小學校	三・〇〇	〇	都文書院	同
現代學習指導の新課程	山崎 博	二・四〇	〇	教育實際社	京橋
各科の學習心理	松田 友吉	三・〇〇	〇	同	神田
語言學の研究と實際	神保 格	三・〇〇	〇	明治圖書株式會社	京橋
西山庸平著作集六(學習概論)	同	一・五〇	〇	雄文閣	小石
各科學習指導系統案	長岡女子師範附屬小學校	一・〇〇	〇	同	長岡
最近思潮各科教授の着眼點	和歌山縣師範附屬小學校	一・〇〇	〇	同	東京
教案中心各科教授實際案(上卷)	石川 太一	二・六〇	〇	高踏社	同
了解法に立脚せる學習指導の基調	高安 章一	二・〇〇	〇	生命の泉社	本郷

學事・雜

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
學習生活指導原理	木下 竹次	一・三〇	〇	三六	ナ
尋常小學補材指導書(第二學年)	大系刊行會	三・四〇	〇	帝國地方行政學會	京橋
尋常小學補材充教材全集(第四學年)	奧野庄太郎	三・五〇	〇	四四	中
補材指導書(尋四)	學習指導大系刊行會	四・〇〇	〇	帝國地方行政學會	京橋
各科指導現象的學習法	附屬小學校	三・八〇	〇	四七	教育實際社
人間學習の指導原理	西東三十二	一・三〇	〇	一四	大阪寶文館
低學年教具の實際的研究	栗原 登寬	二・六〇	〇	〇	文化書房
主要教科の模範指導	同	各	〇	〇	文化書房
藝術科技能科的模範指導(尋一-四前期)	同	各	〇	〇	文化書房
要目細目設備を主としたる中學校作業科の解説	同	各	〇	〇	文化書房
勞作の新課程	宮本 幸惠	三・八〇	〇	三六	大
學校學級鑑賞	稻森羅之助	三・〇〇	〇	五二	文化書房
學校學級別教案	富 助	一・三〇	〇	七四	同
日曜學校級別教案	同	一・六〇	〇	一九	日曜世界社

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
新主義を現する學級經營の方針と實際	野瀬 寛顯	三・五〇	四〇	文化書房	本郷
統制小學校管理法	小西 重直	八・〇〇	三〇	金港堂	京都
學校經營原論	北澤 種一	二・八〇	三三	東洋圖書株式會社	神田
農村小學校の經營	大森 敬夫	〇・四〇	四六	島根縣教育會	松江
現代農村と小學校	倉澤 敬止	二・〇〇	三六	資料刊行會	松江
町村・學校圖書館經營の實際	伊藤 新一	二・〇〇	三六	厚生閣	神田
勞作學校の新經營	伊藤 新一	二・〇〇	三六	厚生閣	神田
作業學校の理論と實際	下川 履信	二・〇〇	四九	奈良第五尋常高等小學校內勞作教育會	奈良
各學年の教室經營	大松庄太郎	二・〇〇	三六	教育研究會	神田
各科特別教室の經營	鶴居 滋一	三・五〇	三三	東洋圖書株式會社	神田
勞作學級經營論	松本 浩記	三・五〇	三三	同	同
學級經營立案と實際	池田榮一郎	三・五〇	三三	同	同
文化主義學級經營論	木原 義雄	一・五〇	二六	教文書院	下谷
尋三學級新經營案	西山 庸平	一・五〇	二六	文閣	小石
尋四學級新經營案	小林佐源治	三・〇〇	四四	目黒書店	神田
尋四學級經營案	小林佐源治	二・〇〇	三三	同	同
尋四學級經營案	林 義男	三・〇〇	四四	同	同
自然的生活時代理想の學級經營(尋一・二)	各	〇・五〇	〇〇	明治圖書株式會社	京橋

(イ) 學校一覽

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
分化的生活時代・模範的學級經營(尋三・四) 內省的學級經營(尋五・六) 準的學級經營(尋五・六)	中島 太郎	三・〇〇	五〇	明治圖書株式會社	京橋
學級編成の諸問題	和歌山師範 附屬小學校	三・〇〇	五〇	同	同
勞作による各教科各學級經營の實際	川本宇之介	二・五〇	四三	章華社	東京
社會教育の體系と施設經營(經營篇)	附屬小學校	二・五〇	四三	同	同
我が校の實習經營	川本宇之介	二・五〇	四三	同	同
幼稚園の經營	森川 正雄	二・八〇	三六	茨城縣立江戶崎農學校	茨城
作業教育學校園の設計と造園法	上原 敬二	二・四〇	四七	中 文 館	牛込
汎日本學校要覽	二・五〇	三・五〇	三・五〇	汎日本學校年鑑社	下谷
東京帝國大學工學部紀要(一九四五)	紀要	〇・五〇	〇・五〇	東京帝國大學	本郷
京都帝國大學(昭和五年)紀要(五ノ一)	紀要	〇・五〇	〇・五〇	京都帝國大學	京都
東京工業大學(昭和五年)紀要(五ノ二)	紀要	〇・五〇	〇・五〇	東京工業大學	日本
神戶商業大學(昭和六年三月)一覽	一覽	〇・五〇	〇・五〇	神戶商業大學	神戶

(ウ) 職業指導・吃音矯正

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
愛媛縣立自強學園要覽	興亞學塾	非	三	愛媛縣立自強學園	愛媛
興亞學塾要覽	興亞學塾	非	三	興亞學塾	東京
小學校に於ける職業指導の實際	下川兵次郎	一・五〇	二二	三省堂	神田
小學校職業指導	東京市 職業指導會	四・〇〇	五〇	同	同
職業指導の實際	塚越朋治郎	一・八〇	三五	文 館	日本
最新職業指導教本	小林 剛	二・〇〇	三三	三 鈴 社	小石
個性調査と職業指導の實踐	杉原 勇	三・八〇	四三	人文書房	神田
職業指導基礎論	谷口 政秀	二・三〇	二四	厚生閣	神田
職業指導實施要綱	三橋 節	三・〇〇	三七	文 生 堂	大阪
實際的職業指導法	守田 保	三・八〇	三五	東洋圖書株式會社	神田
職業指導軌範	水野 常吉	三・〇〇	三五	同	同
職業指導の實際研究	谷口 正秀	三・〇〇	三五	同	同
現代職業指針	小葉高等職業會	二・八〇	三五	同	同
職業指導資料選集	中央職業會	一・五〇	四五	同	同
職業指導資料選集	研究會	一・五〇	四五	同	同
職業指導資料選集	桐原 葆見	一・五〇	四五	同	同

東京文理科大學・東京高等師範學校・第一臨時教員養成所	〇	四七五	東京文理科大學	小石
米澤高等工業學校	〇	一八二	米澤高等工業學校	米澤
京都高等工藝學校	〇	二四〇	京都高等工藝學校	京都
神戶高等工業學校	〇	二七六	神戶高等工業學校	神戶
山梨高等工業學校	〇	二七六	同	同
東京高等工藝學校	〇	一五二	山梨高等工業學校	山梨
三重高等農林學校	〇	〇・六〇	東京高等工藝學校	芝
東京美術學校	〇	一七三	三重高等農林學校	三重
東京外國語學校	〇	三三五	東京美術學校	東京
天理外國語學校	〇	四二二	東京外國語學校	神田
福岡縣倉敷商業學校	〇	二二	天理外國語學校	奈良
明治專門學校	〇	二二	福岡縣倉敷商業學校	福岡
三重縣專門中等學校	〇	一五〇	明治專門學校	東京
大阪府立泉尾高等女學校	〇	二〇六	三重縣專門中等學校	三重
東京聾啞學校	〇	二〇六	大阪府立泉尾高等女學校	大阪
東京聾啞學校	〇	二〇六	東京聾啞學校	東京

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
中等學校・補習學校 小學校個性調査法と 昭和五年職業指導法 職業の研究市内職 査職業の研究市内職 彼と彼女は斯うして 職業別に見たる壯丁 の思想傾向・職業科 職業紹介年報 (昭和四年)	山根 眞住 讀賣新聞 社會部	二〇〇〇 一〇〇〇	六六 〇	郁文書院 校職業指導部 文 明 社 三 嶺 崎 猪 太 郎 中 央 職 業 紹 介 事 務 局	小石 新潟 小石 東京
吃音矯正教科書 最新權威・吃音矯正 どもり矯正一週間 近代各種吃音矯正の 原理と方法	濱本 正之 大島 松三 正 話 會 望月庄一郎	一〇〇〇 二〇〇〇 五〇〇 五〇〇	〇 〇 〇 〇	東洋吃音學院 中京吃音學院 後村龍文社 東洋語正學院	旭川 愛知 京都 東京
熊本縣教育史 (上・中・下卷)	熊本縣教育會	一五〇 〇〇〇 〇〇〇	八五 一八五 二六四	熊本縣教育會	熊本
大阪勞働學校十年史 姫路師範三十年の 同志社五十年裏面史	大阪勞働學校 姫路師範學校 同志社	三〇〇 二九〇 一三〇	〇 〇 〇	大阪勞働學校 姫路師範學校 同志社	大阪 姫路 京都
青島 霞村	青島 霞村	非	〇	からすき社	京都

(エ) 學事・學校史・教育誌・雜

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
高等試驗資格認定 獨學受驗法 最近高等試驗問題集 (昭和六年改訂)	大日本學術 協 會	一五〇 九〇 五〇	二五 二七 一五	明 堂 松 山 房 同	神田 同 同
昭和五年中等教員 檢合格者各科答案 全集	立仙 藤松	二〇〇	七三	ナ	小石
中等教員入門學 文檢圖書科用器畫 文檢蠶業科受驗の深究 文檢蠶業科受驗の要訣 文檢漢文科合格の要訣	小堺 宇市 奥村 芳夫 笠松 彬雄 日高 長平	二八〇 二〇〇 一八〇 二八〇	三三 三三 三三 四七	同 同 同 同	同 同 同 同
文部省檢定受驗參考 支那文學史要 文部省檢定・手工科 受驗準備の指導 文檢習字科受驗の要 文檢習字科の組織的 文檢參考史的事項の 解説(日本・東洋の部) 文部省教員檢定試驗 數學科問題集 文檢地理科問題集 準備受驗法	桑田 笹舟 奥山 錦洞 木村 武三 香川 幹一	六〇 四〇 三〇 一八〇	四 五 四 二五	一樂書學院 文化書房 東京物理學校 同 密 會	神戶 本郷 本郷 神田

(四) 受驗・學習

A 受驗準備

(ア) 高文・文檢・小學校教員・其他

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
國家試験口述問題 高文答案集(民法商法) 必携倫理學精義 必勝指導・高文受驗 合格の要訣	松本 憲吉 平原 北堂 栗田喜代二	八〇 三〇〇 一八〇	一五 三五 三三	原 屋 大 同 館	東京 本郷 神田

書名	著譯者	定價	頁數	形體	發行所	所住
詳解 古事記	柴田 隆	・三〇	一〇	一〇	日本出版社	大阪
詳解 十六夜日記	岡田 稔	・三〇	一〇	一〇	同	同
駿臺雜誌・雲萍雜志	大藪 虎亮	・四〇	一〇	一〇	シグナル週報社	神田
學校受驗用	齊藤 眞吾	・一〇〇	一〇	一〇	昌平堂	同
自習受驗一人でわかる講本・徒然草	石黒 要	・三〇	一〇	一〇	芳文堂	同
詳解東關紀行	有川 武彦	・二〇	一〇	一〇	同	同
神皇正統記抄註解	三浦 圭三	・九〇	一〇	一〇	小島文開堂	京都
徒然草 要解	松井 博信	・三〇	一〇	一〇	立川書店	大阪
中等國文解釋叢書	福村 清	・三〇	一〇	一〇	同	同
詳解・保元物語	藤野重次郎	・三〇	一〇	一〇	同	同
詳解十訓抄	三兼 大石	・三〇	一〇	一〇	同	同
宇治拾遺物語	岡田 稔	・六〇	一〇	一〇	同	同
詳解奥の細道	玉木 退三	・三〇	一〇	一〇	同	同
藤篋冊子	藤野重次郎	・三〇	一〇	一〇	同	同
泊酒文藻解釋	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
詳解・琴後集泊酒	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
江戸名家文選擇(一)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
江戸名家文選擇(二)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同

書名	著譯者	定價	頁數	形體	發行所	所住
五十嵐氏純正國語	五十嵐氏	・五〇	一〇	一〇	健文社	東京
讀本詳解(三年)	同	・五〇	一〇	一〇	同	同
芳賀氏改新帝國讀本	同	・四〇	一〇	一〇	昭文堂	京都
新撰女子國文詳解	同	・四〇	一〇	一〇	同	同
千田先生・新編國文	同	・二五	一〇	一〇	一誠社	大阪
讀本改修版豫習書	同	・二五	一〇	一〇	同	同
平林氏女子國文大綱	同	・二五	一〇	一〇	同	同
藤井春日氏三訂新女子國文詳解	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
女子國文詳解	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
修正新編女子國文	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
新日本讀本修正版	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
詳解(卷一)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
吉澤氏新日本讀本	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
詳解(卷二)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
平林氏女子國文大綱	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
詳解(卷五・七)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
同	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
同	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
吉田氏師範國文豫習	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
辭書(一・三・五)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
垣内氏女子國文新編	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
豫習辭書(卷一・三・五)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
藤井春日氏三訂新編	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
女子國文豫習辭書	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
(一・三・五・七・九)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同

書名	著譯者	定價	頁數	形體	發行所	所住
青年補習國語讀本	同	・二〇	一〇	一〇	柳正堂	山梨
自習書(卷一・五)	同	・二〇	一〇	一〇	同	同
五十嵐氏純正國語	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
讀本豫習辭書(七)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
上田外二氏國語讀本	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
豫習辭書(卷四・六)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
下田・尾久氏新女子國文豫習辭書	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
(卷八・九・十)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
五十嵐氏純正國語	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
讀本豫習辭書(十)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
平林氏女子國文大綱	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
詳解(三)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
新編國文讀本改修版	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
豫習書	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
新編國語讀本改修版	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
參考書(七)	同	・三〇	一〇	一〇	同	同
昭代女子日本文法	金子彦二郎	・六〇	一〇	一〇	育成書院	神田
國文法新講(上卷)	同	・六〇	一〇	一〇	同	同
國文法新講(下卷)	同	・六〇	一〇	一〇	同	同
日本大學中學講義錄	同	・六〇	一〇	一〇	同	同
(國文法講義)	同	・六〇	一〇	一〇	同	同
國文法講義(新主義)	同	・六〇	一〇	一〇	同	同
綜合整理・國文法	同	・六〇	一〇	一〇	同	同
十五時間參考書	同	・六〇	一〇	一〇	同	同
要説	同	・六〇	一〇	一〇	同	同
中等學校一二年の	同	・六〇	一〇	一〇	同	同
女子作文新講	同	・六〇	一〇	一〇	同	同
(上級用)	同	・六〇	一〇	一〇	同	同
例解學習受驗文の	同	・六〇	一〇	一〇	同	同
作り方	同	・六〇	一〇	一〇	同	同

書名	著譯者	定價	頁數	形態	發行所	所住
根柢 受験作文	吉田 辰次	・五〇	一五〇	慶文	堂	神田
學習 受験作文問題と 答案作成	藤原重次郎	・七〇	二五〇	西東	社	同
標準問題作文新鈔	三浦 圭三	・六〇	三四〇	光風	館	同
眼目を受験に置きたる 學習作文	鈴木 敏也	・八〇	二八〇	精華	堂	大阪
現代中等作文(卷一)	相澤 春洋	・五〇	二二〇	新文	館	神田
文字のくづし方	加藤延太郎	・三〇	一四〇	長壽堂	香川	同
漢字のくづし方	高津 春藏	・三〇	一四〇	長壽堂	香川	同
漢字崩し方秘訣	書道研究會	・七〇	一四〇	中村書店	淺草	同
三體ペン字くづし方	井上 千圃	・三〇	一〇〇	帝國獎學協會	本郷	同
手紙文集三體ペン字	鈴木 羽村	・六〇	一五〇	星堂	神田	同
ペン字帖	井上 千圃	・三〇	一〇〇	帝國獎學協會	本郷	同
ペン字毛筆	鈴木 羽村	・六〇	一五〇	星堂	神田	同
實用ペン習字	若き日の文籠	・六〇	一五〇	星堂	神田	同
習字法の科學的提唱						

(イ) 漢文

書名	著譯者	定價	頁數	形態	發行所	所住
三體千字文	山口 彦總	・五〇	一五〇	慶文	館	日本
講習書範	比田井 鴻	・三〇	一〇〇	知進	社	神田
實用習字の急所	黒田 白穂	・三〇	一〇〇	知進	社	神田
三體習字手本						
三體習字帖						
シグナルカード参考 書「漢文故事成語」	安武 磯喜	・六〇	一五〇	有文	館	四谷
新研究漢文解釋之根柢	森田 義興	・六〇	一五〇	昇龍	堂	神田
試験に必ず出る漢文 公式と問題正解法	臺 國太郎	・一〇〇	二五〇	春陽	堂	日本
最新漢文學修法						
漢文講義三(日本大 學中學講義録)	澤田 總清	・三〇	一〇〇	有文	館	四谷
文法本位漢文解釋	岡田 稔	・三〇	一〇〇	有文	館	四谷
受験本位の漢文解釋	岡田 稔	・三〇	一〇〇	有文	館	四谷
漢文基礎解釋	岡田 稔	・三〇	一〇〇	有文	館	四谷
漢文代表問題一百題 (上)	岩付氏三訂	・三〇	一〇〇	有文	館	四谷
漢文要抄詳解						

(教育) 受験・學習

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
傳習錄 孟子の解釋	龜井一雄	・三〇	三〇	金鷄學院	小石
詳解文章軌範	金丸市八 宮下幸平	・一〇〇 ・三〇	三三 三〇	盛林堂	日本
詳解十八史略(下卷)	石塚忠好	・三〇	二九	同	同
漢文・乃木將軍傳	大田原中學校	〇	二六	校友會	栃木
簡野氏新修漢文詳解	健文社	各	同	同	同
簡野氏編新修漢文	東京辭書出版社	各	同	同	同
通解	同	各	同	同	同
鹽谷氏重訂漢文新編	同	各	同	同	同
豫習辭書(卷三・四・五)	同	各	同	同	同
宇野氏漢文新撰豫習辭書	同	各	同	同	同
簡野氏新修日本外史	同	各	同	同	同
鈔豫習辭書(上・下)	同	各	同	同	同
內野氏新編漢文讀本	同	各	同	同	同
豫習辭書(卷三・四・五)	同	各	同	同	同
簡野氏新修十八史略	同	各	同	同	同
鈔豫習辭書(上・下)	同	各	同	同	同
宇野氏漢文新撰豫習辭書(卷四・五・下)	同	各	同	同	同
林氏新訂中等漢文教	同	各	同	同	同
科書豫習辭書(卷三・下)	同	各	同	同	同
簡野氏新修漢文通解	同	各	同	同	同
服部氏再訂漢文通解	同	各	同	同	同
本通解(卷一・五)	同	各	同	同	同

(ウ) 歴史・地理

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
受験用ポケット要覽 年代を歌で覚える (歴史)	瀬戸重次郎	・二五	一三	慶文堂	神田
國史年代記憶の秘訣	中武七	・五〇	六	中武七	東京
中學綜合日本史	栗田元治	・二五	二四	記憶研究社	同
高等青年講座(國史)	中村孝也	・四〇	一四	青年教育普及會	神田
平安朝史(國史講座)	下村三四吉	・二五	一八	受験講座刊行會	同
鎌倉時代史	松本彦次郎	・二五	一五	同	同
改訂邦文日本外史	池邊義象	・二七	七六	三陽書院	神田
歴史(一)よみ	蘆田逸次	・四〇	一五	井三郎	大分
最も徹底せる解答式 新主義十五時間參考 書(日本史講義)上	西村爲之助	・三〇	二二	青甲社	日本
最新模範日本史	柴田親雄	・四〇	四五	教育研究會	同
受験本位日本史	中等文科學會	・四〇	三三	光世館	日本
國史の模範練習 (模範受験講座四)	受験相談所	・三〇	四	三共出版社	同

(教育) 受験・學習

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
日本史解釋	賴山陽	・五〇	二六	正文	文館
邦文日本外史	池邊義象	・四〇	二六	三陽書院	神田
眼目を受験に置きたる學習東洋史	山下義夫	・三〇	二七	成館	小石
東洋史解釋	大類伸	・四〇	七	正文	文館
高等青年講座(西洋史)	後藤捷三	・三〇	四二	開成館	小石
眼目を受験に置きたる學習西洋史	金子直衛	・二〇	二九	慶文堂	神田
受験程度西洋史粹	同	・二〇	四九	同	同
受験參考答案式	同	・二〇	四九	同	同
日本大學中學講義錄	菅原憲	・三〇	一〇	青甲社	日本
「西洋歴史講義」(下)	菅原憲	・三〇	一〇	青甲社	日本
西洋史講義(中)	林與一	・三〇	一〇	青甲社	日本
最新參考模範西洋史	菅原憲	・三〇	一〇	青甲社	日本
西洋史講義上(新主義十五時間參考書)	菅原憲	・三〇	一〇	青甲社	日本
受験本位の西洋歴史	菅原憲	・三〇	一〇	青甲社	日本
新主義十五時間參考書「西洋史講義」(下)	菅原憲	・三〇	一〇	青甲社	日本
西洋史の覚え方	宮田勝三郎	・三〇	一〇	青甲社	日本
「シグナルカード」	同	・三〇	一〇	青甲社	日本
西洋史(上)	同	・三〇	一〇	青甲社	日本
新制外國地理	長谷川與三治	・一五	一〇	修文館	神田
高等青年講座(地理)	碧海康温	・四〇	一〇	青年教育普及會	同
受験本位の日本地理	柴田親雄	・四〇	一〇	三九健文社	同
最新研究	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
練習用簡明日本地理	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
最新白地圖(日本)	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
「外國地理」(下)	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
眼目を受験に置きたる學習外國地理	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
受験と學生の外國地理	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
日本大學中學講義錄	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
「地理學通論講義」	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
練習用新式白地圖(世界)	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
受験と學生の外國地理	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
地理の模範練習(中學)	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
女學校模範受験講座(三)	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
最も要領を得たる外國地理	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
世界地理解釋	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
地理通論解釋	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同
世界地理網要	山崎直方	・五〇	一〇	東雲堂	同

書名	著譯者	定價	頁數	形態	發行所	所住
(エ)算術・代數・幾何・三角						
教科書併用特選綜合 中學新制數學講座 (第一卷)	笹部貞市郎 澤村英一	・五〇	九六	〇	文館	日本
同 (第二卷)	武藏 鐵吉	・九〇	一三六	〇	文館	日本
同 (第三卷)	武藏 鐵吉	・九〇	一三六	〇	文館	日本
正解數學全書 四	武藏 鐵吉	・九〇	一三六	〇	文館	日本
受驗叢書(十)數學 提要	山川 清三	・三〇	〇	〇	創造社	神田
中學新制數學講座 (三)	武藏 鐵吉	・六〇	一〇九	〇	受驗新誌社	神田
高等積分學問題解答 (下編)	武藏 鐵吉	・六〇	一〇九	〇	受驗新誌社	神田
新編數學辭典	中川千之助 木場秀樹	・一八〇	五九	〇	立川書店	大阪
學生の商業算術 珠算の急所と 其着眼點	柳樂 健治	・七〇	二五	〇	同文館	神田
實踐本位革新算術 學習書	齋藤仁右衛門	・一〇〇	三七	〇	日本圖書出版社	東京
各學年標準テキスト 算術練習の實際 實力涵養模範算術 問題集成	井上 和夫 海老原邦雄	・三〇 ・五〇	〇	〇	三友社	高知
算術模範算術 問題集成	中等教育 研究会	・三〇	二七	〇	信友社	本郷
算術指針	最も分り易き 珠算大成	・一〇〇	二四	〇	日本出版	神田
算術指針	林氏女子算術 教科書通解	・六〇	〇	〇	無一文館	仙臺
實用本位珠算講義 練習問題集	國枝氏新撰女子教育 算術教科書通解	・六〇	〇	〇	富山商業教育	富山
新編算術記録 (女學校用)	入學試問練達の算術	・六〇	〇	〇	大日本圖書	神田
受驗準備算術の力 試問標準解答集	中等學校入學算術 試問標準解答集	・四〇	〇	〇	株式會社	京橋
實力養成算術學習書	林氏中等教育算術 學習書	・七〇	〇	〇	希望堂	東京
林氏中等教育算術 學習書	林氏女子算術教科書 明解	・五〇	〇	〇	同	同
林氏新制算術教科書 明解	女子教育新算術明解	・五〇	〇	〇	同	同
竹内氏新制算術明解	初級用初等代數 問題集	・三〇	〇	〇	同	同
自學自習受驗參考 初級用初等代數 問題集	受驗本位代數 問題集	・三〇	〇	〇	同	同
受驗學習代數 問題集	昭和六年代 算術問題集	・三〇	〇	〇	同	同
林氏新式實用代數 問題精選	林氏新式實用代數 問題精選	・三〇	〇	〇	同	同
代數學習(方程式) 問題精選	初級補習用代數 問題精選	・三〇	〇	〇	同	同
國枝氏新撰女子教育 算術教科書代數 問題精選	代數二次方程式の 研究(新主義十五時間 參考書)	・三〇	〇	〇	同	同
代數講義(下) (日本大學中學講義)	必要にして充分なる 代數講義(下)	・三〇	〇	〇	同	同
受驗代數問題の 仕譯及解法	最も親切なる代數 早わかり(中學三年用)	・三〇	〇	〇	同	同
竹内氏新制代數 明解(上卷)	代數學習(下)	・三〇	〇	〇	同	同

書名	著譯者	定價	頁數	形態	發行所	所住
林氏新式實用算術 教科書明解	竹内 乙彦	・五〇	一五	〇	標準辭書出版社	本所
練習本位珠算提要	渡部 明	・一〇〇	〇	〇	丸文書房	神田
新商業算術	山田惣一郎	・一〇〇	〇	〇	松邑三松堂	京橋
能率増進・珠算の 研究(初歩から)	稲次 静一	・三〇	〇	〇	珠算速成講習會	同
珠算速成講義録(簿 記科第四・五號一冊)	八木 瞭衛	・三〇	〇	〇	郁文書院	小石
教科書標準珠算模範 標準問題	奥村 算貞	・五〇	〇	〇	日本珠算研究社	芝
珠算手拔實習教本	佐藤 正治	・六〇	〇	〇	同	同
中等算術精解	佐藤 正治	・六〇	〇	〇	同	同
中等算術問題の研究 最も解り易い算術 學び方解き方	佐藤 正治	・六〇	〇	〇	同	同
増補・新案珠算法	佐藤 正治	・六〇	〇	〇	同	同
初等數學算術代數 隨伴問題集	目黒書店	・三〇	〇	〇	同	同
受驗本位の代數上 分り易い代數學 (中學程度一・二年)	目黒書店	・三〇	〇	〇	同	同
受驗學習代數學 問題集	豊崎武太郎	・三〇	〇	〇	同	同
算術指針	更谷龜太郎	・一〇〇	二四	〇	日本出版	神田
算術指針	小山 仁平	・六〇	〇	〇	無一文館	仙臺
實用本位珠算講義 練習問題集	國枝氏新撰女子教育 算術教科書通解	・六〇	〇	〇	富山商業教育	富山
新編算術記録 (女學校用)	入學試問練達の算術	・六〇	〇	〇	大日本圖書	神田
受驗準備算術の力 試問標準解答集	中等學校入學算術 試問標準解答集	・四〇	〇	〇	株式會社	京橋
實力養成算術學習書	林氏中等教育算術 學習書	・七〇	〇	〇	希望堂	東京
林氏中等教育算術 學習書	林氏女子算術教科書 明解	・五〇	〇	〇	同	同
林氏新制算術教科書 明解	女子教育新算術明解	・五〇	〇	〇	同	同
竹内氏新制算術明解	初級用初等代數 問題集	・三〇	〇	〇	同	同
自學自習受驗參考 初級用初等代數 問題集	受驗本位代數 問題集	・三〇	〇	〇	同	同
受驗學習代數 問題集	昭和六年代 算術問題集	・三〇	〇	〇	同	同
林氏新式實用代數 問題精選	林氏新式實用代數 問題精選	・三〇	〇	〇	同	同
代數學習(方程式) 問題精選	初級補習用代數 問題精選	・三〇	〇	〇	同	同
國枝氏新撰女子教育 算術教科書代數 問題精選	代數二次方程式の 研究(新主義十五時間 參考書)	・三〇	〇	〇	同	同
代數講義(下) (日本大學中學講義)	必要にして充分なる 代數講義(下)	・三〇	〇	〇	同	同
受驗代數問題の 仕譯及解法	最も親切なる代數 早わかり(中學三年用)	・三〇	〇	〇	同	同
竹内氏新制代數 明解(上卷)	代數學習(下)	・三〇	〇	〇	同	同

(教育) 受験・學習

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
寺尾・藤野氏中等教育新制代數(上卷)	中等數學 研究會	・五〇	二二五	標準辭書出版社	本所
林氏新制代數(教科書)	中島秀次郎	・五〇	二二〇	岡村書店	同
學習本位代數(上卷)	森 滿	・三〇	九〇	青 甲	日本
新主義十五時間參考書	工藤 祐基	・一〇〇	四三〇	建 文	本郷
代數學問題精解	岩切 晴二	・六〇	三二〇	白 林	本郷
學習受驗改訂代數問題選集	越智 治成	・六〇	一六〇	培 風	本郷
代數學狙ひ所(下卷)	水内金太郎	・六〇	三〇〇	開 成	同
わかり易い代數講座(一・二卷)	林氏女子代數	・各	〇	健 文	本郷
代數學問題精解	中等教育新制代數(上・下卷)	・各	〇	同	本郷
竹内氏新制代數(中卷)	初等代數問題集(中・上級用)	・三〇	〇	東京數學研究会	本郷
補助教本課外の代數(第一・八卷)	女子教育・新代數	・二五〇	〇	中等教育研究会	本郷
曾田梅太郎		・八〇	〇	修 文	館

三七〇

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
昭和六年幾何學問題集	河本 銜郎	・三〇	〇	吳 西	東 社
幾何學辭典(平面)	林氏女子幾何	・四〇	〇	充 寶	文 館
中等教科幾何	北村 春吉	・三〇	〇	東 青	甲 社
幾何學概説(新主義)	岡野 市郎	・五〇	〇	吉 田	書 房
初等幾何學(平面)	門倉 秀幸	・四〇	〇	隆	堂
林氏新制代數(教科書)	渡邊 秀雄	・六〇	〇	立	社
新制幾何學問題集	小澤 五郎	・三〇	〇	錦	文 堂
中等教育平面幾何學	白井 朝治	・三〇	〇	敬	文 堂
林氏新式實用幾何學	武田慶一郎	・三〇	〇	松	堂
解折幾何學(平面)	佐藤 正治	・六〇	〇	〇	〇
初等幾何學(立體)		・三〇	〇	〇	〇
受驗本位の幾何學		・三〇	〇	〇	〇
初級補習用幾何學		・三〇	〇	〇	〇
最も解り易い幾何學		・三〇	〇	〇	〇
初歩學び方解き方		・三〇	〇	〇	〇
日本大學中學講義錄		・三〇	〇	〇	〇

(教育) 受験・學習

三七一

(才) 物理・化學

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
改訂新版三角法學(方考へ方と解き方)	藤森 良藏	・一〇〇	〇	山 海	堂
平面三角法問題の研究	佐藤 正治	・六〇	〇	松	堂
最も解り易い三角法		・三〇	〇	〇	〇
初歩學び方解き方		・三〇	〇	〇	〇
第一受驗物理學要義	多田 靜夫	・五〇	〇	充 寶	文 館
高等青年講座物理學	竹内 時男	・四〇	〇	武 田	芳 進 堂
分り易くした物理學	直井 誠一	・三〇	〇	武 田	芳 進 堂
きの新制中等物理學	大幸 勇吉	・三〇	〇	富 山	房
物理化學綱要	池田 鎮夫	・四〇	〇	立 川	書 店
自習參考一般理化	長沼 恭一	・三〇	〇	大 阪	堂
學習受驗物理化學	廣田 榮三	・三〇	〇	正	文 館
圖解挿入・科學	中谷徳太郎	・三〇	〇	正	文 館
實驗の仕方	古川重太郎	・三〇	〇	大 阪	堂
學習受驗物理學	高柳 厚	・三〇	〇	三 白	林 社
標準問題集	福井 儉三	・三〇	〇	三 白	林 社
物理學精華	依田 君治	・三〇	〇	三 白	林 社
學習受驗物理學		・三〇	〇	三 白	林 社
物理學精華		・三〇	〇	三 白	林 社
物理學の		・三〇	〇	三 白	林 社
エッセンス		・三〇	〇	三 白	林 社
中等教育・自修		・三〇	〇	三 白	林 社
新物理學講義		・三〇	〇	三 白	林 社
增訂・物理實驗書		・三〇	〇	三 白	林 社

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
自修と受験・やさしい物理學 眼目を受験に置きたる學習物理	藤木源吾	一・四〇	三〇〇	大修館	神田
最近物理學 生徒實驗書 一日一課	田崎秀夫	一・三〇	四〇〇	成成館	小石
物理學三週間 受驗本位の物理學	中等理科會	六〇	三〇〇	三省堂	神田
計算問題の要點講義 受驗本位の物理學	河田英	六〇	一三〇	新生堂	神田
シグナルカード參考書 物理學	龜井寅雄	一・二〇	三三〇	三省堂	同
最新わかる物理學 物理問題辭典	高垣雷太郎	三・五〇	四二〇	高岡本店	同
第一受驗化學要義 受驗學習化學新解	多田靜夫	五・五〇	四七〇	寶文館	日本
高等青年講座(化學) 整理修練・化學精義	西川裕	四・五〇	一三〇	青年教育普及會	神田
化學計算問題解法 (新主義十五時間參考書)	森島三郎	三・五〇	一四〇	青文館	同
自修と受験「やさしい化學」	藤木源吾	一・三〇	二二〇	大修館	神田
新制博物研究ノート (二年用)	杉本唯三	一・四〇	一七〇	立川書店	大阪
高等青年講座(博物) 受驗參考・最新	山内繁雄	四・五〇	一四〇	青年教育普及會	神田
受驗本位の博物通論 博物學通論	八尋三郎	一・八〇	一五〇	芳文堂	同
動物學 シグナルカード	齋藤與七	一・三〇	一三〇	三省堂	同
學生版・動物圖鑑	岡田彌一郎	二・五〇	一四〇	北隆館	東京
參考・中等動物圖説 分り易く覚え易い動物の研究	他 龜井寅雄	二・五〇	一三〇	青文館	日本
自修受驗・化學計算 法及問題解釋 學習受驗の標準	古川重太郎	一・二〇	一七〇	三省堂	神田
自學自習受驗參考 化學	中學理學會	一・五〇	一五〇	富山房	大阪
受驗本位化學方程 化學通論(新主義十五時間參考書)	森島三郎	一・五〇	一〇〇	青文館	日本

(カ) 博物一般・圖畫・其他雜

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
受驗本位の植物 分り易く覚え易い植物の研究	布施久通	一・三〇	四二〇	三省堂	神田
眼目を受験に置きたる學習植物 分り易く覚え易い植物の研究	龜井寅雄	一・三〇	二五〇	三省堂	神田
シグナルカード 參考書「生理衛生學」 鐵物講義(日本大學中學講義錄)	同	一・五〇	一三〇	日本大學出版部	同
圖案配色練習紙 自習畫帖(高一・二)	學校美術協會	二・〇〇	一〇〇	萬盛社	新潟
教科參考・新制の 用器圖法 わかり易き用器圖法 詳解(平面幾何畫法) 一般圖法(一) (投影圖法)	橋村美雄 北島美雄 上甲二郎 岡田秀	三・五〇 三・五〇 三・五〇 三・五〇	一四〇 一四〇 一四〇 一四〇	講談社 隆堂 隆堂 隆堂	大阪 神田 神田 神田
用器畫法とペン畫集	岡田秀	三・五〇	一六〇	ペン習字研究會	神田
農業讀本農産製造 高等青年講座 (農業通論) 標準・商事要項(上)	小出滿二 増井光藏	一・四〇 一・三〇	一六〇 一六〇	元中島靜夫 華房	岡崎 神田 大阪
學生の商事要項(上)	奥田繁藏	七・〇〇	三三〇	文館	神田
學生の商業簿記(上)	岡田誠一	一・七〇	二五〇	同	同
高等青年講座(公民) (法制經濟)	友枝高彦	四・五〇	一五〇	青年教育普及會	同
新主義十五時間參考書 日本史講義(下)	關屋龍吉	四・五〇	一五〇	青甲社	日本
同 江戶名家文選釋(三)	西村爲之助	三・五〇	一三〇	同	同
同 幕末及現代史	阪倉篤太郎	三・五〇	一三〇	同	同
同 漢文代表問題 一百題(下)	西村爲之助	三・五〇	一三〇	同	同
學生參考動物學の 研究	崎山宗秀	三・五〇	一三〇	同	同
同 化學の研究	西山熊夫	一・三〇	一〇〇	日本出版社	大阪
同 西洋歴史の研究	伊藤與市	一・三〇	一〇〇	同	同
同 最も分り易き算術	畑中顯三	一・三〇	一〇〇	同	同
同 幾何學	更谷龜太郎	一・三〇	一〇〇	同	同
同 東洋史	更谷龜太郎	一・三〇	一〇〇	同	同
同 日本史	更谷南堂	一・三〇	一〇〇	同	同
同 日本地理	松本一雄	一・三〇	一〇〇	同	同
同 世界地理	畑中顯三	一・三〇	一〇〇	同	同

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
吉田氏師範國文豫習辭書一部用(卷一)	吉田 正孝	三〇〇	三〇〇	東京辭書出版社	神田
藤井・春日氏新編女子國文豫習辭書(卷二・四・六・八)	藤井 春日	三〇〇	三〇〇	同	同
垣内氏女子國文新編豫習辭書(卷三・四・六・八)	垣内 氏	三〇〇	三〇〇	同	同
神田氏「ザ・ニウ・キン」(卷一)	神田 氏	三〇〇	三〇〇	同	同
グス、クラウンリイ	グス、クラウンリイ	三〇〇	三〇〇	同	同
受驗と學習の要點を擧げる「西洋史」	中等教育研究會	三〇〇	三〇〇	立川書店	大阪
同 生理衛生學(上・下卷)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 鑛物學	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 化學(上・下卷)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 日本史	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 日本地理(上・下卷)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 植物學	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 物理學(上・下卷)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 世界地理(上・下卷)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
受驗と學習の要點を擧げる動物學	中等教育研究會	三〇〇	三〇〇	立川書店	大阪
同 東洋史	同	三〇〇	三〇〇	同	同
模範受驗講座(數學・英語・國漢編)各第一輯	石野 元藏	三〇〇	三〇〇	立川書店	大阪
同 (英語・國漢・數學)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 (英語・國漢・數學) 各第二・三輯	同	三〇〇	三〇〇	同	同
新日本公民中學講義錄(文學科)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 (法政經濟科)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 (倫理科)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 (實業科)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 (簿記科)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 (最新數學科)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
同 (最新英語科)	同	三〇〇	三〇〇	同	同
必ず優等になれる小中學各科勉強法	同	三〇〇	三〇〇	同	同
模範中學全科講義錄	同	三〇〇	三〇〇	同	同
實科女學校講義錄	同	三〇〇	三〇〇	同	同
放送講演集(第一輯)	同	三〇〇	三〇〇	同	同

〔五〕教科書

(ア)公民科・修身・郷土讀本

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
西山庸平著作集七(生活としての學習)	多賀 宇龍	一三〇〇	三六	文閣	小石
現代の重要知識	早野 實	一三〇〇	九二	文教社	神田
頭腦明快法(學生版)	早野 實	一三〇〇	二七	陽堂	日本
青年勉強法	溢谷 直治	一三〇〇	六	昭光社	東京
答案の書き方	洋々 學人	一三〇〇	五	昭光社	東京
八波新制自習辭典	八波 則吉	一三〇〇	三三	英進堂	神田
社會教育「燈臺の話」	廣幡 忠隆	一三〇〇	一〇	社會教育協會	小石
中等實用青年講座(下卷)	同	一三〇〇	一〇	帝國通信學會	京橋
新制中等公民教科書	坂田増太郎	一三〇〇	六五	富山房	神田
同 公民科(卷一・二)	湯原 元一	一三〇〇	六五	富山房	神田
實業學校公民教科書	古屋 正幸	一三〇〇	六五	富山房	神田
新制公民科教科書(上卷)	西澤喜洋	一三〇〇	六五	富山房	神田
新制中等公民讀本	高木 巖	一三〇〇	六五	富山房	神田
統制中等公民教科書(前編)	佐藤 康次	一三〇〇	六五	富山房	神田
同 (後編)	近藤 康男	一三〇〇	六五	富山房	神田
最新公民教科書提要(前後兩篇)	河田 嗣郎	一三〇〇	六五	富山房	神田
商業教育現代公民教科書(經濟篇)	高田 保馬	一三〇〇	六五	富山房	神田
同 (社會篇)	戸田 貞三	一三〇〇	六五	富山房	神田
同 (政治篇)	五來 欣造	一三〇〇	六五	富山房	神田
新制公民科提要(上・下卷)	山内 正瞭	一三〇〇	六五	富山房	神田
公民科教科書(上卷)	花岡 敏夫	一三〇〇	六五	富山房	神田
實業教育公民教科書	小出 滿二	一三〇〇	六五	富山房	神田
實業公民教科書	花井 金藏	一三〇〇	六五	富山房	神田
新制公民教本(上・下)	北澤 種一	一三〇〇	六五	富山房	神田
實業公民教本(上・下)	岡 篤郎	一三〇〇	六五	富山房	神田
新制公民教本(上・下)	足達 丑六	一三〇〇	六五	富山房	神田
中等教育公民科教科書(上・下)	武市 春男	一三〇〇	六五	富山房	神田

書名	著譯者	定價	頁形 數體	發行所	所住
實業新修身書 (五年制度用)	藤原 助市 榑崎淺太郎	各卷 卷一 六 卷二 六 卷三 六 卷四 六 卷五 六	○	金港堂	神田
新定中等修身 (卷一—五)	湯原 元一	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三 卷四 三 卷五 三	○	三省堂	同
新制中學修身教本	深作 安文	各卷 卷一 四 卷二 四 卷三 四 卷四 四 卷五 四	○	開成館	小石
現代中學修身	深作 安文	各卷 卷一 四 卷二 四 卷三 四 卷四 四 卷五 四	○	目黑書店	神田
昭和女子修身調四年 制用(卷一—四)	新渡戶 稻造 佐藤 寬次 青木 誠四郎	各卷 卷一 四 卷二 四 卷三 四 卷四 四	○	金港堂	京都
中等大日本修身 (卷一—五)	吉田 靜致	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	大日本圖書株式會社	東京
現代實業修身(卷一)	西 晉一郎	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	株式會社	赤坂
新制師範修身書	西 晉一郎	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	寶文館	日本
師範修身要義 第二部用	西 晉一郎	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	開成館	小石
新制中學修身	西 晉一郎	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	開成館	小石
現代中學修身書 (卷一—五)	清原 貞雄	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	中文館	牛込
新制·中學修身書	野田 義夫	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	精華房	大阪
中等大日本修身 (卷一—五)	新渡戶 稻造	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	大日本圖書株式會社	京橋
實業新修身 (卷一—五)	大瀨甚五郎	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	開成館	小石

書名	著譯者	定價	頁形 數體	發行所	所住
改訂·現代女子修身 實業大日本修身 (卷一—五)	深作 安文	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	廣文堂	京橋
昭和實業修身書 (卷一—五)	入澤 宗壽	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	株式會社	東京
中學新修身 (卷一—五)	服部宇之吉	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	至文堂	赤坂
新制商業修身 (卷一—五)	大島 正德	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	金港堂	神田
綜合修身教科書 (上下)	鈴木 靜德 山口 啓市	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	明成館	小石
師範修身要義 (第二部用)卷一·二	西 晉一郎	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	開成館	小石
改訂現代商業修身書 (卷一—五)	清原 貞雄	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	中文館	牛込
新制中學修身	西 晉一郎	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	修文館	神田
現代中學修身書 (卷一—五)	清原 貞雄	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	中文館	牛込
新制·中學修身書	野田 義夫	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	精華房	大阪
中等大日本修身 (卷一—五)	新渡戶 稻造	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	大日本圖書株式會社	京橋
實業新修身 (卷一—五)	大瀨甚五郎	各卷 卷一 五 卷二 五 卷三 五 卷四 五 卷五 五	○	開成館	小石
現代女子作法 (上·中·下)	甫守 謹吾	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	廣文堂	京橋
中等作法教本	小西 重直	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	開成館	小石
改訂最新女子教育學	向井 房惠	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	至文堂	赤坂
最近教育學	福島 政雄	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	至文堂	赤坂
新撰教育學	下田 次郎	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	至文堂	赤坂
高等教育女子教育學	乙竹 岩造	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	中文館	牛込
改訂·新教育學	同	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	中文館	牛込
改訂·新教育學綱要	同	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	中文館	牛込
新制·心理學教科書	上野 陽一	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	中文館	牛込
金澤町郷土史讀本	同	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	金澤町役場	秋田
口吉川郷土讀本	同	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	私立口吉川村 教育會	兵庫
北海道小學郷土讀本	同	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	日本教育出版社	札幌
卷二·四·六·八·十·十二 科卷二·四	同	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	山海堂	神田
郷土讀本	菊地 正一	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	日本教育出版社	札幌
北海道小學郷土讀本 (卷三·七)	同	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	日本教育出版社	札幌
美作郷土讀本 (上·中·下)	同	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	津山高等 女學校國語科	津山
郷土讀本	尋常小學校	各卷 卷一 三 卷二 三 卷三 三	○	四川北活版印刷所	高知

書名	著譯者	定價	頁形體數	發行所	所住
北海道小學鄉土讀本 (卷一・五・九・十) 四册 同(高等科卷一・三) 福井縣鄉土史讀本 (上卷)	德山國三郎	各二五〇	〇	日本教育出版社 札幌	尋常小學國語讀本 (卷五) 高等小學讀本 (農村用三年下) 尋常小學讀本 (三・四・五年下)
津山鄉土讀本 (上卷)	貴信房	二〇〇	〇	津山市教育會 津山	尋常小學讀本 (二・三・四年下)
清水市鄉土讀本(卷二) 安積鄉土讀本 (第一・二編)	清水市教育會 清水 協島小學校長 福島 協島小學校長 福島	二〇〇	〇	清水市教育會 清水 協島小學校長 福島 協島小學校長 福島	尋常小學讀本 (五・六年甲下) 尋常小學讀本 (五・六年甲下) 尋常小學讀本 (五・六年甲下)
兵庫縣鄉土讀本 大村地方鄉土讀本 鄉土讀本(上・中・下)	森棟二	〇	〇	大村地方鄉土 研究會 長崎 二宮小學校 新潟 師範學校附屬 小學校 愛媛	尋常小學讀本 (農村用三年上) 尋常小學讀本 (五・六年用乙) 尋常小學讀本 (農村用三年上)
同(上卷)		〇	〇	同	尋常小學讀本 (卷七) 尋常小學國語讀本 (卷七)
豐岡鄉土讀本 富田鄉土讀本 閑谷讀本		〇	〇	石田書店 兵庫 富田町教育會 山口 閑谷中學校 岡山	尋常小學讀本 (三年上) 尋常小學讀本 (卷七) 尋常小學國語讀本 (卷七)
尋常小學讀本(五・六 年用甲・乙下)		〇	〇	文部省 齋町	尋常小學讀本 (五・六年乙下)

(イ) 國語・作文・文法・習字

書名	著譯者	定價	頁形體數	發行所	所住
鑑賞補充國語新讀本 (尋一) (尋二) (尋三) (尋四) (尋五) 尋常小學讀本(卷七)		〇	〇	目黒書店 神田	盲學校初等部國語 讀本(卷五)
同(三・四年下)		〇	〇	同	現代國語讀本 八波 則吉
同(五・六年甲・ 乙下) 二册		〇	〇	同	師範國文選 垣内 松三
同(卷八・十・十二)		〇	〇	同	新撰國語讀本 佐々 政一
同(二・三・四年下)	文部省	〇	〇	同	中等新國文(甲要目) 三浦 周行
同(卷八・十・十二)	同	〇	〇	同	改訂版女子國語讀本 (卷一) (卷二)
尋常小學國語讀本 (卷七)	同	〇	〇	同	昭和女子新國文 (卷一) (卷二)
高等小學讀本 (第三年上)	野口 雨情	二〇〇	〇	日黒書店 神田	新定國文修正版 (卷一) (卷二)
指導と鑑賞童話讀本 (尋五・六用)		〇	〇	廣見尋常高等 小學校 岐阜	新編縣教育會 新編縣教育會
鑑賞補充國語新讀本 (尋一) (交前期用) 六册		〇	〇	比々多尋常小學校 神奈	尾上 八郎
廣見讀本		〇	〇	比々多尋常小學校 神奈	吉田 彌平
比々多讀本 (尋三・四年)		〇	〇	比々多尋常小學校 神奈	同
國語副讀本 (尋一・二・三)		〇	〇	比々多尋常小學校 神奈	同
高等小學讀本 (一・二年)		〇	〇	比々多尋常小學校 神奈	同
愛知縣青年讀本 (一・二・三)	愛知縣教育會	〇	〇	比々多尋常小學校 神奈	同

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
帝國讀本(卷一十)	芳賀 矢一	○	○	富山房	富山房
中等新國文	藤村 久基	○	○	至文堂	至文堂
三訂新日本讀本	吉澤 義則	○	○	修文館	修文館
新制昭和國語讀本	保科 孝一	○	○	育英書院	育英書院
女子大日本讀本	藤村 作	○	○	大日本圖書株式會社	大日本圖書株式會社
師範國文(第一部用)	吉田 彌平	○	○	光風館	光風館
女子國文新編	垣內 松三	○	○	文學社	文學社
國文新制第一版	新編縣教育會	○	○	富山房	富山房
昭和女子新國文	新編縣教育會	○	○	目黑書店	目黑書店
新生讀本(一六年)	日本國語教育研究會	○	○	育英書院	育英書院
青年國語讀本(卷四)	則包 末廣	○	○	金山堂	金山堂
國文・新制第一版		○	○	富山房	富山房

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
新制女子國文	松村 武雄	○	○	寶文館	寶文館
青年國語教科書	青年教育研究會	○	○	目黑書店	目黑書店
新制大日本讀本	藤村 作	○	○	大日本圖書株式會社	大日本圖書株式會社
三訂新日本讀本	吉澤 義則	○	○	修文館	修文館
現代女子作文實踐	岩城準太郎	○	○	京極書店	京極書店
現代女子作文	同	○	○	立川書店	立川書店
新撰女子作文	尾上 八郎	○	○	至文堂	至文堂
商業學校・新稿作文	堀越 喜博	○	○	大同書院	大同書院
改訂商業新作文	羽生 久安	○	○	輝文堂	輝文堂
實務新作文	谷岡 義賢	○	○	同	同
新制青年作文	同	○	○	同	同
新制(都市用)卷一・二	八波 則吉	○	○	同	同
新制(都市用)卷一・二	同	○	○	同	同
新制(都市用)卷一・二	同	○	○	同	同
新制(農村用)卷一・二	同	○	○	同	同
新制(農村用)卷一・二	同	○	○	同	同
新制(農村用)卷一・二	同	○	○	同	同
女子昭和作文	友田 宜剛	○	○	女子昭和作文	女子昭和作文
現代女子作文	岩城準太郎	○	○	現代女子作文	現代女子作文
新撰作文(卷一・二)	澤瀉 久孝	○	○	新撰作文	新撰作文
新制日本文典	東條 操	○	○	新制日本文典	新制日本文典
中等國文法(一學年)	橋本 進吉	○	○	中等國文法	中等國文法
新文典	佐成謙太郎	○	○	新文典	新文典
中學新國文法	高木 武	○	○	中學新國文法	中學新國文法
初級中等國文典	塚本 哲三	○	○	初級中等國文典	初級中等國文典
新制日本文法教科書	山田 孝雄	○	○	新制日本文法教科書	新制日本文法教科書
新制中等國文典	中等教育研究會	○	○	新制中等國文典	新制中等國文典
實務新文法	谷岡 義賢	○	○	實務新文法	實務新文法
新撰國文法	岩井 良雄	○	○	新撰國文法	新撰國文法
大日本新國文法	藤村 作	○	○	大日本新國文法	大日本新國文法
新國文法	藤村 久基	○	○	新國文法	新國文法
中學日本文法(一年)	吉田 彌平	○	○	中學日本文法	中學日本文法
女子昭和作文	友田 宜剛	○	○	女子昭和作文	女子昭和作文
現代女子作文	岩城準太郎	○	○	現代女子作文	現代女子作文
新撰作文(卷一・二)	澤瀉 久孝	○	○	新撰作文	新撰作文
新制日本文典	東條 操	○	○	新制日本文典	新制日本文典
中等國文法(一學年)	橋本 進吉	○	○	中等國文法	中等國文法
新文典	佐成謙太郎	○	○	新文典	新文典
中學新國文法	高木 武	○	○	中學新國文法	中學新國文法
初級中等國文典	塚本 哲三	○	○	初級中等國文典	初級中等國文典
新制日本文法教科書	山田 孝雄	○	○	新制日本文法教科書	新制日本文法教科書
新制中等國文典	中等教育研究會	○	○	新制中等國文典	新制中等國文典
實務新文法	谷岡 義賢	○	○	實務新文法	實務新文法
新撰國文法	岩井 良雄	○	○	新撰國文法	新撰國文法
大日本新國文法	藤村 作	○	○	大日本新國文法	大日本新國文法
新國文法	藤村 久基	○	○	新國文法	新國文法
中學日本文法(一年)	吉田 彌平	○	○	中學日本文法	中學日本文法

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
新制漢文(卷一—四) 改訂審定中等漢文 (卷一—四)	北村 澤吉	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五 卷四 〇.五	〇	寶文館	日本
中等漢文讀本 (卷一—四)	瀧川龜太郎	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五 卷四 〇.五	〇	金港堂	日本
中等新漢文 (卷一—四)	小柳司氣太	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五 卷四 〇.五	〇	修文館	同
新選漢文教科書 (卷一—四)	佐久 節	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五 卷四 〇.五	〇	至文堂	赤坂
中等漢文教科書 (卷一—四)	飯島 忠雄	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五 卷四 〇.五	〇	三省堂	神田
模範漢文選	牧野謙次郎	〇	〇	光風館	同
修訂・新撰漢文讀本	內野 台嶺	〇	〇	早稻田大學 出版部	牛込
新制漢文讀本	岡田 正之	〇	〇	目黑書店	神田
漢文精華(卷一—五)	宇野 哲人	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五 卷四 〇.五 卷五 〇.五	〇	寶文館	日本
同	同	〇	〇	同	同

書名	著譯者	定價	頁數	發行所	所住
昭和漢文讀本 漢文讀本(卷一—四)	竹田 復	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五 卷四 〇.五	〇	寶文館	日本
最新漢文讀本 (第一—四冊)	垣内 松三	各冊 第一 〇.五 第二 〇.五 第三 〇.五 第四 〇.五	〇	星野書店	京都
新制漢文入門	服部宇之吉	〇	〇	目黑書店	神田
漢文入門	內藤虎次郎	〇	〇	富山房	同
中學漢文教科書 (卷一—四)	內野 台嶺	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五 卷四 〇.五	〇	光風館	同
新制漢文(卷一—四)	北村 澤吉	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五 卷四 〇.五	〇	寶文館	日本
改訂中等漢文 (卷一—四)	垣内 松三	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五 卷四 〇.五	〇	六盟館	同
新撰中等漢文 (卷一—四)	鈴木 虎雄	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五 卷四 〇.五	〇	富山房	神田
漢文入門 (全)	岡田 正之	〇	〇	開成館	小石
〇	高瀬武次郎	〇	〇	星野書店	京都
〇	宇野 哲人	〇	〇	寶文館	日本
日本短歌讀本 標準中學校讀本別篇 (五學生)	中等國語 教育研究會	〇	〇	文庫社	京橋
女子現代文新鈔 (上・中・下)	茅野 雅子	各冊 上 〇.五 中 〇.五 下 〇.五	〇	盛林堂	日本
國語精華讀本 (國文編上・下)	茅野 雅子 (外二氏)	各冊 上 〇.五 下 〇.五	〇	盛林堂	日本
女子青年補習讀本 (高等編上・下)	女子青年補習讀本 編輯委員會	各冊 上 〇.五 下 〇.五	〇	寶文館	日本
國語副讀本 (卷一—四)	齋藤 清衛	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五 卷四 〇.五	〇	星野書店	京都
現代文學讀本 (卷一・二・三)	藤野重次郎	各卷 卷一 〇.五 卷二 〇.五 卷三 〇.五	〇	目黑書店	神田
花月草紙新抄	藤野重次郎	〇	〇	清美堂	同
抄本東西遊記	玉井 幸助	〇	〇	開成館	小石
名著新抄 義經記會我物語	藤村 久松	〇	〇	育英書院	牛込
千蔭春海演臣文抄 太平記抄宣長文抄	久松 潛一	〇	〇	山海堂	神田
枕草紙粹選	松本 廣勝	〇	〇	研文社	西宮
抄本駿臺雜話	松本 廣勝	〇	〇	開成館	小石
省勞抄(四)	武田 尾吉	〇	〇	早稻田大學出版部	牛込
歷朝國文學選・近世 隨筆日記備考	武田 尾吉	〇	〇	立川書店	大阪
徒然草新抄	五十嵐 力	〇	〇	早稻田大學出版部	牛込
玉山新抄	藤野重太郎	〇	〇	立川書店	大阪
平家物語新抄	藤野重太郎	〇	〇	立川書店	大阪
常山紀談抄・平家物語抄・益軒文抄	藤村 久松 潛一	〇	〇	立川書店	大阪

